

平成 29 年第 2 回定例会

九十九里町議会会議録

平成 29 年 6 月 7 日 開会

平成 29 年 6 月 9 日 閉会

九十九里町議会

平成29年九十九里町議会第2回定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (6月7日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	9
谷川優子君	9
古川徹君	26
高木輝一君	42
善塔道代君	59
荒木かすみ君	73
○休会の件	86
○散会の宣告	87

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	89
○出席議員	90

○欠席議員	9 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 0
○職務のため出席した者の職氏名	9 0
○開議の宣告	9 1
○議事日程の報告	9 1
○諸般の報告	9 1
○一般質問	9 1
細 田 一 男 君	9 1
鏜 田 貴 俊 君	1 0 1
浅 岡 厚 君	1 1 8
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
・議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
・議案第 3 号 平成 2 9 年度九十九里町一般会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
・議案第 4 号 平成 2 9 年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
・議案第 5 号 九十九里町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定 について	
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
・議案第 6 号 九十九里町学校給食センター運営に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
・議案第 7 号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
・議案第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること について	
○報告第 1 号の上程、説明	1 4 0

・報告第1号 平成28年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○議員派遣の件	140
○請願第2号の上程、報告、質疑、討論、採決	141
・請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
○請願第3号の上程、報告、質疑、討論、採決	142
・請願第3号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	
○請願第4号の上程、報告、質疑、討論、採決	143
・請願第4号 作田岡悪臭公害に関する請願書	
○日程の追加	145
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
・発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
・発議案第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について	
○陳情第1号の上程、報告、質疑、討論、採決	147
・陳情第1号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を求める陳情書	
○閉会の宣告	149
○署名議員	151

平成29年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月24日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 平成29年6月7日

2 場 所 九十九里町議会議場

平成 2 9 年九十九里町議会第 2 回定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 6 月 7 日（水曜日）

平成29年第2回九十九里町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成29年6月7日(水) 午前9時37分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件

出席議員 (16名)

1番	高木輝一君	2番	鏈田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	14番	鈴木征四郎君
15番	古川明君	16番	石橋和雄君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	木原正幸君	税務課長	篠崎肇君

住 民 課 長	戸 田 佳 子 君	健康福祉課長	鈴 木 秀 明 君
社会福祉課長	中 川 チェリ 君	産業振興課長	古 川 富 康 君
まちづくり 課 長	南 部 雄 一 君	会計管理者	戸 村 俊 之 君
ガ ス 課 長	中 村 吉 徳 君	教育委員会 教 務 局 長	山 口 義 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 洋 一 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	篠 崎 英 行 君	書 記	古 川 恵 美 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時37分

○議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は全員です。これより平成29年第2回九十九里町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議 長（高橋 功君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（高橋 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7 番 内 山 菊 敏 君

12 番 谷 川 優 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（高橋 功君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12日までの6日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（高橋 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第8号、報告第1号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

本定例会に説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。教育長、中村誠一君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、木原正幸君。税務課長、篠崎肇君。住民課長、戸田佳子君。健康福祉課長、鈴木秀明君。社会福祉課長、中川チェリ君。産業振興課長、古川富康君。まちづくり課長、南部雄一君。会計管理者、戸村俊之君。ガス課長、中村吉徳君。教育委員会事務局長、山口義則君。農業委員会事務局長、吉田洋一君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 功君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 改めまして、おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、6月議会の行政報告並びに議案説明を行わせていただきます。

平成29年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

早いもので、平成29年度も3カ月を迎え、事業及び予算執行に際しましては細心の注意を払い、町民の福祉向上に努めております。

本年度も、第4次九十九里町総合計画後期基本計画をもとに、「人、自然、風土が活きる海浜文化都市」の実現を目指し、計画しております事業を着実に推進してまいります。

さて、春の叙勲が発令され、本町からは、前町長の川島伸也氏が旭日小綬章を、さらに元消防団副団長である佐竹光和氏が瑞宝単光章を受章されました。

ここに、はえある章を受章されましたお二方の永年の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお喜びを申し上げたいと思います。

それでは、3月議会定例会以降の主な事業について御報告いたします。

4月1日に、町では2園目となる幼保連携型こども園として、豊海幼稚園と豊海保育所を

再編した、とようみこども園を開園いたしました。

4月5日には、県内外の多くの方々に観光地の魅力をPRするため、マリスタジアムにおいて、町の特産品であるハマグリとイワシのだんご汁を無料配布し、野球観戦に訪れた家族連れに好評を博していました。

4月29日には、海の安全を祈願し、海開き式が行われました。また、同日、海の駅九十九里では2周年記念大感謝祭が行われ、景品つき抽選会やごまめの無料配布、とれたての野菜の直売など、さまざまなイベントが行われました。

これからの夏季観光シーズンに向けて、観光PRに取り組んでまいります。

5月27日には、豊海小学校の運動会が行われました。今年は「一人じゃない。絆を信じて、突っ走れ」をスローガンに掲げ、学校全体が一丸となり、力強くグラウンドを駆け抜ける児童の雄姿に感動いたしました。

翌5月28日には、環境美化活動の一環として、ゴミゼロ運動を実施いたしました。自治区長を初め、町民の皆様の参加により、多くのごみが回収されました。今後も、皆様の御協力をいただきながら環境美化運動を促進し、ごみのないクリーンなまちづくりに努めてまいります。

議員の皆様方におかれましても、それぞれの地域において率先して御参加していただきましたことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

6月3日には、県民の日山武地域行事として、「来たいよ いち に さんぶ 地域フェスタ2017」が、真亀川総合公園を会場に開催されました。

山武地域のグルメの祭典、とれたて野菜や新鮮な海産物の無料配布、地元産農水産物の販売など、さまざまなイベントが開催され、多くの来遊客に楽しんでいただきました。

これからの予定になりますが、6月25日の山武消防ポンプ操法大会に、町消防団第6分団第2部真亀納屋地区が出場します。連日の厳しい訓練の成果を発揮し、迅速かつ機敏な操法技術により、上位入賞を果たしてくださることを願っております。

7月1日からは、片貝、不動堂の海水浴場が開設され、7月8日からは真亀、作田の海水浴場が開設されます。夏期観光安全対策本部を設置し、海の安全対策に万全を期してまいります。

7月2日には、片貝漁港第二泊地において海難救助訓練が行われます。海水浴シーズンを目前に控え、海難事故に備えて、関係機関との連携強化に努めてまいります。

8月5日には、ふるさとまつりを予定しております。海水浴場の開設などにより、来遊客

の増加が見込まれる中、一段とにぎわいを増す夏の観光イベントのメインとして、多くの集客に期待を寄せるところであります。

今後の各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い、町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、その承認をお願いするものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてですが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行となり、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、その承認をお願いするものでございます。

議案第3号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算についてですが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,185万4,000円を追加し、予算の総額を52億385万4,000円とするものでございます。

歳出では、総務費で愛宕神社獅子舞保存会が活動の際に使用する備品の整備のため、一般コミュニティ助成事業助成金250万円、役場本庁舎の耐震診断業務委託料658万円、民生費でとようみこども園の園児室にエアコンを設置するために空調設備工事76万円、教育費で教育文化振興基金積立金として200万円を計上いたします。

歳入の主なものは、寄附金で教育文化振興に対する指定寄附金200万円、諸収入で自治総合センターコミュニティ助成事業助成金250万円を計上いたしました。

議案第4号 平成29年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算についてですが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ89万5,000円を追加し、予算の総額を27億6,389万5,000円とするものであります。

議案第5号 九十九里町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第6号 九十九里町学校給食センター運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案でございますが、とようみこども園の開園などにより、幼稚園へ給食の提供が必要なくなったことから、関係条例の整備が必要であるため、本条例を制定するものでございます。

議案第7号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてですが、4月1日付の人事異動により、新しく税務課長となった篠崎肇課長を固定資産評価員に選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてですが、現固定資産評価審査委員会委員である篠崎勝造氏が、平成29年6月13日付で任期満了となりますので、後任として鈴木智氏を推薦したく、議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 平成28年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、平成28年度に予算計上した経費のうち、翌年度へ繰り越し措置をした事業として、総務費で事務費、民生費で臨時福祉給付金事業、農林水産業費で園芸振興対策事業、土木費で西野橋補修事業並びに山の神橋補修事業について、財源明細をつけて報告するものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明いたしますので、上程の際は慎重に御審議いただき、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎日程第5 一般質問

○議長（高橋 功君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、12番、谷川優子君。

（12番 谷川優子君 登壇）

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

平成29年6月定例議会の一般質問を行います。

1点目は、作田丘悪臭問題について質問いたします。

作田丘悪臭問題については、3月議会においても悪臭対策についてお伺いいたしました。その後、町は事業者に対し、どのような指導・改善計画を要請したのでしょうか。また、事業者による改善回答は、どのようにあったのでしょうか。また、今後の悪臭対策について、具体的なことをお答えください。住民に対しての説明は、どのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

2点目は、2018年から始まる国民健康保険制度の都道府県化についてお伺いいたします。

九十九里町の標準保険料率の算定はどのようになるのでしょうか。また、それによる住民の国保税の負担はどのようになるのでしょうか。滞納世帯の徴収強化につながる懸念があるように思いますが、どうでしょうか。国保税の引き下げのために、ぜひ国保基金の活用を要望いたしますが、今後基金の活用はどのようになるのでしょうか。

3点目は、東千葉メディカルセンターについてお伺いします。

まず1点目、財政状況について、医業収益、資金不足についてお伺いいたします。また、現在の看護師数、また今後の看護師数の見込みをお聞かせいただきたいと思ひます。

再質問は自席にて行います。

○議 長（高橋 功君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えします。

初めに、作田丘悪臭公害問題についてお答えいたします。

1点目の、悪臭対策の指導・改善計画の要請はしたのかとの御質問ですが、3月定例会以降、事業者の代理人弁護士に対し、地区住民への説明会及び改善等について2度にわたり書面で要請をいたしました。さらに、現地では、直接事業者に対し改善を求めてまいりました。

2点目の、事業者からどのような回答があったのかとの御質問ですが、同じく2度書面で回答を得ております。現在は、悪臭被害は存在していないという認識から、住民に対する説明会は開催をしないというものであります。

また、営業活動につきましては、当面の間は休止する予定であり、ハウス内の堆肥は1カ月をめどに処分をすると同時に、悪臭と指摘を受ける余地のないように対処するとの回答をいただいております。

3点目の、今後の悪臭対策はどのようにするのかとの御質問ですが、2点目の御質問でお答えしたとおり、1カ月をめどに処分をすることですので、処分の状況を確認してまいります。

4点目の、住民に説明責任はどうするかとの御質問ですが、本件に関しましては、悪臭を発生させた原因は事業者にあるものと認識しており、住民に対しては事業者が直接説明をするべきものと考えております。

町といたしましても、住環境を守る責務がございますので、自治区からの要望を踏まえ、粘り強く事業者に対し説明を求めてまいります。

次に、国保の都道府県化についてをお答えいたします。

1点目の、九十九里町の標準保険料率の算定はどの御質問ですが、平成30年度からの国保の都道府県化により、標準保険料率は県が算定し、提示することとなっておりますが、今のところ提示はされておられません。現在、県では、統一保険料率ではなく、医療費水準や所得水準を考慮した市町村ごとの標準保険料率を提示する方向で、検討をしているところでございます。

2点目の、住民の負担はどうなるのかとの御質問ですが、県から標準保険料率が提示されておりませんので、現時点ではお答えできない状況でございます。

3点目の、滞納世帯の徴収強化につながる懸念があるとの御質問ですが、国保の都道府県化は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を目的としたものです。町では、税負担の公平性を保つため、滞納者に対して、法令等に基づき滞納処分を実施しております。

4点目の、国保基金の活用はどの御質問ですが、平成30年度からの国保の都道府県化により、町は県に納付金を納付します。この納付金は、国などの公費や医療費水準、所得水準の影響を受け、変動することが考えられます。このため、納付金の多寡に影響を受けにくい、安定した保険料率を保つための調整資金として、計画的に活用したいと考えております。

次に、東千葉メディカルセンターについてお答えします。

1点目の、医業収益、資金不足はどうなるのかとの御質問ですが、平成28年度の医業収益の見込み額は、46億5,509万円でございます。また、損益収支につきましては、変更後の中期計画では9億2,400万円の赤字を想定しておりましたが、入院収益の減額により、11億7,713万円の赤字が見込まれております。

2点目の、看護師数はどうなるのかとの御質問ですが、平成29年4月1日現在の看護師数は、227人でございます。年度計画によりますと、看護師数は222人が目標ですので、目標は達成している状況でございます。

以上で、谷川議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

作田丘悪臭公害について、一問一答での再質問を行います。

まず、この事業者さんからの回答、弁護士からの回答では、とにかく悪臭公害という認識は持っていないと、そういった回答が今回も来ていますよね。

当分の間一時休止をするという、その当分の間というのは、どこからどこを当分の間とい

うのか。そこを住民の皆さんは大変心配していると思うんです。まして、5月、6月でかなりハエが、環境的に、大変衛生的に悪くなっていると。1カ月間で中のものをきれいにすると。

当分の間の一時休止というのは、また再開する可能性があると思うんですけれども、それは具体的にどのような回答があったんでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 谷川議員の御質問にお答えいたします。

当分の間ということでございますが、直接事業者にはどの期間かということは、現段階では問い合わせをしておりません。

議員御指摘のように、回答の中には、今ある堆肥を1カ月をめどに処分するという回答を得ておりますので、その処分状況については確認してまいりたいと思っております。

適切に処分がなされた後には、休業期間等について直接問い合わせをしてみたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今、29年3月8日に事業者の代理人である弁護士からの文面を見ていて、幾つかちょっと疑問点があるのでお伺いしたいと思うんです。

29年2月27日付、作田丘地区悪臭問題に伴う改善計画等の提出についてと題する書面につき回答しますと。

ただし、回答人としては、市町、つまり九十九里町が御主張される、いまだ改善が見られない状況という認識については、これを認めるわけにはいきませんと。それから、後述のとおり、当初は原理的に悪臭の発生等を起こり得ない設備であったところ、昨年8月の大雨等災害によってハウスが倒壊、破損し、さらにその後のハウス改築等作業中のさらなる強風等のため、今年初めごろまで一時的に周囲に悪臭を生じさせた事実はありますが、現在では悪臭を周囲に及ぼしている事実はないと考えていると、このような回答。これが3月に寄せられた回答なんです。

3月、かなり悪臭が、皆さん苦しんでいる状況の中で、こういった回答が事業者代理人の弁護士からよこされるということは、全く住民の状況をつかんでいないなというのをまず感じたんですけれども、この中で8月の大雨等災害によってハウスが壊れたと。8月にはもうビニールハウスが建っていて、堆肥づくりがされていたのか。何かこの文面を見ると、そういうふうにも受け取れるんですけれども。

たしか、今年の初めごろまで一時的に悪臭を生じさせた事実がありますが、既に1月時点での適切な対処によって、現在は悪臭を及ぼしていないという、そういった回答は、これは事実ではないと思うんですよね。

8月の段階で、どの程度のビニールハウスができていて、堆肥づくりがされていたのか、されていないのか。28年11月10日に許可申請が受け付けられて、昨年12月19日に許可交付と。それで、今年1月10日に堆肥施設からのにおいの苦情が出ていると、こういった中で、8月での倒壊というのはどの程度のものなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えいたします。

8月のハウスの倒壊の程度の御質問でございますが、具体的にはちょっと私のほうで資料がございませんのでわかりかねますが、ビニールハウスが台風の風によってつぶされた。ビニールも切られたというような被害であったかと認識しております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） そうすると、8月にはもう既に今のようなビニールハウスが建っていたのか。また、ビニールハウスの中で堆肥づくりがされていたのか。それはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えいたします。

今あるビニールハウスではなくて、もっと簡易的なビニールハウスであったのかと認識しております。

その時点で堆肥づくりがなされていたかの点については、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） これ、3点目ですから、この質問に関しては最後になると思うんですけれども、いや、それが、堆肥づくりがどの程度の堆肥づくりだったのか。許可が出る前にそういったことがされていたのかどうなのか、これは肝心なところだと思うんです。

ですから、それをまずきちっと、この文書は私だけがもらった文書じゃない。行政が、情報公開条例に基づいて作田丘の区長が開示の申請をして、これを出した回答文書ですから、当然、行政も最初に見ていると思うので、大体8月の大雨災害によってハウスが倒壊、破損したというのは、実際今回の、現実的に考えると今回の悪臭公害以前の、申請許可が出る以

前の話だと思うんですね。

それがここに載っているということは、このときにもう既に、許可申請がされる前にそういったことがされていたのかどうなのかという、大変重要な問題だと思うので、ここはきちっと確認をしていただきたいと思います。

それと、あと事業者もいろいろ言っているんですけども、作田区長だとか、また議会関係者に堆肥づくりの廃業をするといったことを、一度は言っているように聞いているんですけども、それは環境課としてはつかんでいらっしゃるのか。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午前10時15分）

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時16分）

○議 長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

（「名前を出していいよ」と言う者あり）

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

本件の、5月にうちのほうから要請を出した回答の文書の中には、当面の間事業活動を休止するという書面での回答を得ておまして、事実確認ということでは、直接私どもが確認をしておりません。しかしながら、本人から電話等ではやめるというお話をされているという事は聞いております。

先ほどもお答えしたように、この1カ月間の現在の堆肥の処分の状況を見きわめて、その辺の真意は確認してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 農業委員会の局長にお伺いいたしますけれども、例えば今回このビニールハウスによって堆肥施設というのができたんですけども、これは何らかの補助金か何か絡んだものでしょうか。

○議 長（高橋 功君） 農業委員会事務局長、吉田洋一君。

○農業委員会事務局長（吉田洋一君） お答えを申し上げます。

この件に関しましては、農業委員会が直接ハウスに対しての補助をしているという制度ではございませんので、農業振興係のほうで、そういう国の補助があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） どのような内容の補助かはおわかりになりますか、わかりませんか。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

今、手持ちの資料がなくて、大至急、お昼までには取り寄せますので、少々お待ちになっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

弁護士を通じてのこの回答書というのは、これは町に来た、行政に対して来た回答書だと思うんです。この中で、読んでみると、回答書の、大矢さんだから大矢町長。いいですか。

これは、公文書で間違いないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 3月8日付の回答書ということでよろしいでしょうか。

これは、代理人弁護士から町長宛てにいただいた回答でございまして、公文書というもので間違いないと認識しております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） すると、これは事業者が弁護士を通じて町に対して示しなさいと。

回答文書の中で、悪臭という極めて主観的な表現で、これが継続中との文書には、客観的であるべき行政の対応として違和感が否めないと。

行政に対して悪臭の定義と客観的な根拠を示すようにありましたが、町としてのおいの測定などは当然この中で、弁護士を通じて町に示しなさいといっているわけですね。

これは、町の責任として回答してくださいということだと思うんですけれども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） この客観的なにおいについてということですが、

九十九里町では公害防止条例の悪臭の規制基準というものを設けております。

本件の作田丘の堆肥づくりのハウスについては、条例で規制している施設ではないところでございます。

規制している施設ではないといいますが、参考とする公害防止条例の基準では、周囲の環境に照らして悪臭を発生し、排出し、または飛散する場所の周囲の人々が著しく不快と感じると認められない程度と、この辺を参考としていますということは、事業者へも伝えてはいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） この2回目の文書を見ても、とても住民に対しての誠意のある回答書とはちょっと言いかねる文章なんですね。

私たちが、企業の企業活動を、作田丘の住民も、何もそれを言っているわけではないと思うんです。事業活動をすることによって、周辺に大きな迷惑をかけているという、この事実関係をきちんと事業者が認識してほしいと、それに対処してほしいということが一番根本的な考え方だと思うんです。

3月議会のときに、質問の中で農地法には何ら問題はないという、そういった回答をいただきましたけれども、お伺いしたいと思うんですけれども、町は法的に許可をしたことに問題はないと言っていましたけれども、実際憲法で保障されている基本的人権の尊重、住民の生命、財産、そして住環境を守るという基本的人権の尊重と、農地法と、どちらが住民の暮らしにとって優先されるべきだと思いますか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 農地法と憲法と、どちらが優先されるかということでございますが、憲法が優先されるのではないかなと考えております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君、ちょっと待ってください。

この問題は、質問の通告にも入っていないので、ちょっと内容を変えてください。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

そうなんです。住民が本当に今、不快で困っているという、まずそれを尊重しなければいけないという問題だと思うんです。

今、行政のほうの回答では、1カ月間徐々にその中のものをきれいにすると。その様子

を見て、また対応するという回答をいただきました。それをきちっと住民が納得するかどうかというところで、住民への説明をしていただきたいと思います。まだ、この問題はとても、そう簡単に解決する問題ではないと思います。

それから、先ほど言った8月の問題、もう既にそのときに、ビニールハウスの中でどのような堆肥づくりがされていたのか、よく回答のほう、お願いします。

次、2点目、国保税についてお伺いいたします。

2018年4月より国保の都道府県化が始まりますけれども、この新制度では、千葉県が国保の保険者となって、九十九里町は国保行政の統括、監督となると思うんです。

これまでと違って、国保事業に必要な費用を納付金として割り当てられることになり、町は住民に国保税の賦課徴収、またそれを県に納付する。県は給付に必要な財源を交付金として町に拠出する。住民にどれだけの国保税を課すかは、県からの納付金によって左右されると思いますけれども、今回の納付金の負担額は、医療水準と被保険者の所得水準、被保険者数によって算定されることになると思います。

高齢者によって、年齢調整後の医療水準が高くなる、高齢者数によって。医療給付が増えることによって、保険料負担にはね返る仕組みになっていると思うんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、30年度からの都道府県化につきましては、議員の皆様にも住民の皆様にもまだまだ説明が行き届いていないというところで、説明不足というところがあるかと思います。

まず、議員のほうから、そのときの体制について御案内があったわけでございますけれども、30年度からは県と市町村、両方が保険者となるという仕組みでございます。そのうち、県の持つ保険者としての機能が財政面ということでございます。それによって、保険税について、県の示します標準保険料率が関係してくるところでございます。

この算定方法につきましては、国がガイドラインを示しておりますので、そのガイドラインに沿いまして、県のほう、あるいは市町村のほうも意見を出ささせていただきます。また県に新たに設置されました県の国保運営協議会等で、今、検討されている最中でございます。そのため、ちょっとなかなか御質問に明確な数字が答えられないところでございます。

今、検討されております保険料水準の検討におきまして、県のほうの案では、医療費水準、所得水準を見て、市町村ごとのそれぞれの保険料率を示しますという方向で検討が進んでお

ります。

先ほど議員からお話がありました高齢化率につきましては、医療費水準のほうに反映する数値ということで説明を受けております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 今、言ったように、今度は医療費水準と被保険者の所得水準、また被保険者数によってその算定の基本になるということなんですけれども、高齢者数によって、年齢調整後の医療費水準が高くなる可能性はないでしょうか。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 医療費水準についてお答えをいたします。

高齢化率というのは、医療費水準を実は抑制する数値でございます。

県の係数が1といたしますと、九十九里町の平成27年度の高齢化率の指数は0.942で、1以下でございます。

これを、現在の九十九里町の医療費水準に掛ける計算になりますので、高齢化率は医療費水準を下げる数値という答えになります。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 次に、この新制度では、納付金100%の完納ということが言われていると思うんですけれども、例えば保険料の収納額が下回った場合、納付の猶予、減額は認められるのでしょうか。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 2つほど説明をしなくてはいけないのかと思うんですが、県の示す保険料水準というのは、あくまで町が算定する税率の参考となるものでございます。納付金を100%納めよういたしますと、収納率が関係してまいります。

例えばですが、県が3億円の納付金を町に要求したといたしまして、まず収納率が85%であったと仮定しますと、3億5,000万とかそういった調定額が必要になってくるかと考えられます。そのため、町はその3億5,000万から3億円を調整するための税率を組むという考え方になります。

あわせて、納付猶予とかいう御質問なんですが、この辺は税金の関係にはなるかと思うんですが、制度自体は特に、広域化後も変わることはございませんので、納めづらくなった方に対する納付猶予制度ですとか、そういった納税相談というのは、引き続き行っていく方向だと考えております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

そうすると、今までと同じように、例えば85%の収納率を100%に持っていく場合、15%のその差額は、調定額をやっぱり高くしなければ100%の完納はできないという、今までと同じということなんですね。

今度、財政安定化基金からの貸し付けというのがされるようになると思うんですけども、その状況は。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 今回の30年度からの県広域化に伴いまして、この基金は新しく創設される基金でございます。

財政管理を県がする上で基金は欠かせないものというところで、その詳細についてはまだ検討中ではございますが、例えば町が県の示しました納付金を収納で納め切れない状況が生じた場合には、貸し付けをする。

また、あるいは、あつてはならないことなんですけど、大きな災害等によりまして、町が納付金を払えない状況になったときには、国の指針では2分の1をめどに交付をするというふうなガイドラインにはなっております。

ただ、県において、その内容についてはまだ詳細について検討中でございますので、細かい点はまだお答えができない状態でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

私が心配するのは、要するに財政安定化基金からの貸し付け、これは3年で返さなきゃいけないという内容になっていると思うんです。

そうすると、当然、滞納者に対する徴収強化につながるんじゃないかと。つまり、3年で返さなきゃいけない部分で、徴収率が上がらなければ、どんどんやっぱり強化につながるんじゃないかと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 徴収についてなんですけど、これは今現在も税務課の協力を得まして、毎年若干ずつではありますけど、収納率を上げさせていただいているところでございます。

全体の調定額といたしましては、収納率で割り返すということですので、収納率が大変かわってくるのは本当のところなんんですけども、それによって特に強化するということ

ではなく、もともと強化させていただいていますし、今の収納状況でも基金の借り入れをしないような、安定した国保運営に今後も努めていきたいと考えております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） そうすると、今まで九十九里町は特に県下一あるいは一、二位で、国保税が高いんですよ。

そうすると、県が今度は広域化されることによって、おしなべて保険料が下がるんじゃないかとそんな期待があって、みんな広域化にしたほうがいいと、賛成した方は考えているんだと思うんです。

ところが、現実的に、この新制度の中ではもっともっと強化されちゃう、あるいは負担増になってしまうということが、この新制度の中で見えてきたんです。

それで、今度、保険者努力支援制度というのができたと思うんですけども、国は2018年から700億から800億円の予算で、保険者支援制度を設けるというような説明がありますけれども、これに関してもう少し詳しく教えてください。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 今回の広域化に伴いまして、公費のほとんどが県の扱いになるところでございますが、保険者努力支援制度によって図られたお金は、町のほうに直接入ってくる特別調整交付金という体制になります。

これにつきましては、国民健康保険だけではなく、全ての保険者が努力することによって交付を受けるというもので、保険者全体に課せられたテーマと、それから国民健康保険独自に課せられたテーマがございます。

国民健康保険独自に課せられたテーマにいきますと、大きいものではやはり収納率と、それから健診の受診率が挙げられるかと思えます。

これについて努力いたしますと、県のほうから特別調整交付金といたしまして、町の財政が潤うというような結果になる制度でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） いや、もっと具体的に、保険者努力支援制度というのは、例えば病症化防止、今言ったように特定健診受診率、特定健康指導実施の向上ということで、町が取り組むことによって、加点方式で国からの特別調整交付金を案分するということだと思うんですけども、これはまるで調整交付金を目の前にニンジンのようにぶら下げて、受診抑制をなさいと言っていると思うんですね。

これはおしなべて言うと、先ほどから私が心配しているように、滞納制裁強化や給付抑制ということであつたので、もちろん予防は悪いことではありませんよ。でも、それが結局加点方式で、点数でつけられてやられる。それによって調整交付金を案分することは、果たして本当に住民の健康あるいは財政面でいいのかどうなのか。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 今回の保険者努力支援制度は、まさに議員のおっしゃるとおりのようなところもあるんですが、特定健診の受診率が上がったことによる加点や、収納率が上がったことによる加点、あるいは糖尿病性腎症など、健康福祉課さんなどの協力も得て行われる健康づくりの加点があるわけですが、それによって医療費が下がったことを評価するのではなく、それを行った過程について加点されるものでございます。

ですので、特定健診などを受けてすぐに医療費が下がるところではございませんが、長い目で見て、そういった努力が最終的に医療費の抑制につながるのではないかと、このところ、政策的に行われるものと解釈しております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 最後に、国保基金の活用を具体的にお伺いしたいと思います。

先ほど言ったように、当初国保が都道府県化、広域化されることによって、国保税の引き下げがされるのではないかと期待がされていましたが、県の2016年4月に示されました国保運営方針ガイドラインによりますと、市町村独自で今まで繰り入れをしていた法定外繰り入れが、九十九里町はやっていないけれども、ほかの自治体ではそういった法定外繰り入れをすることによって、国保税を上げないように努力していた市町村、自治体もあるわけなんですけれども、このガイドラインによると、一般会計からの法定外繰り入れをして国保税の軽減を図ってはいけないと。

要するに、法定外繰り入れを認めないというような、解消させるという指導がこのガイドラインの中にあつたと思うんですけれども、そうすると国保税が今までよりもずっと当然高くなるんじゃないかと思うんです、それを認めないとね。

例えば2015年の、全国で実施した法定外繰り入れの金額は3,856億円なんです。ところが、国から保険料の負担緩和を目的とした交付金は2,496億円だと、こういう差額が、一律に算定はしないといつても、法定外繰り入れをさせないことになると、全体的に国保税の引き上げがされるんじゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 法定外の繰り入れをされている市町というのは、財務的にちょっと余裕のあるところなのかなというふうに考えております。

今回、なかなか標準保険料率が示せない中ではあるんですが、保険料と軽減分と、それから法定外繰り入れ、それを足した必要額を被保数で割った理論値で検討がされております。

それによりますと、千葉県におきましては、約半数が現在の保険料率よりも上がる部分。残りの半数は、現在の保険料率よりも下がる部分というふうな計算が示されたところでございます。

なかなか詳細がないので、九十九里町はという御回答ができないんですが、所得水準や医療費水準を勘案しますと、九十九里町は下がるほうに入るのではないかなというふうに、事務局では考えております。

法定外繰り入れについてなんですが、それを見込まない数字で検討されておりますので、法定外繰り入れを行っているということは、つまり国保の赤字、それが3,800億程度あるというところで、そこに国のお金を投じて、できるだけ法定外繰り入れを解消、減少させていく方向で、ガイドラインがつけられたというふうに解釈しております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） まだまだこれからだと思うんですけども、もう来年の4月ですから、きちっと保険料率算定の数字が示せるようにやってください。お願いします。もう時間がない話ですからね。

最後に、東千葉メディカルセンターについてお伺いいたします。

29年度で、県からの建設基金の前倒しが終わるという説明を受けました。

損益が当初9億円だったのが11億円になる見込み、この赤字部分は今後どういった解消につながっていくのか、お答えください。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

4月から増田理事長が新しく就任いたしまして、先日も増田理事長から今後の経営方針について皆様に御説明があったかと思っております。

これからは、基本的な理念である三次救急に軸足を置いた病院経営は基本といたしますが、その軸足の体重のかけ方を変えていくというようなお話を聞いております。

そのようにして、患者数の増加を図っていきながら、収益の構造改善を図っていきたいと

いうことですので、東金市とともにその結果については見守っていきたいと考えております。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

今まで県からの前倒しを使ってやっていたものが、29年度でもう終わりだと。果たして、それで本当にやっていかれるかどうか。

31年度にはもう単年度黒字になるという、前回の全員協議会での説明を受けましたけれども、31年からは結局、独法に今まで貸し付けてあるお金も戻ってくるということでいいんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

昨年12月に中期計画の見直しを行いまして、その中で10年間の収支見通しをのせてございます。ですので、31年からの返済金については、それを見込んだ数字となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 前回、私、全協の中でも言ったんですけども、中期計画の見直しをしたと。その数字を、28年度には314床のベッドがあげられるということが前提で、今まで進めてこられたと。それが無理だからということで、5年先延ばしになったと思います。

その中で、中期計画の数字的な変更もされました。その変更に基づいての数字が、例えば数字に近づけたとしても、本当に黒字経営となるのでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申ししていますが、中期計画の見直しを行いまして、平成31年度から単年度黒字化を目指すということになっておりますので、経営方針が変わりがなければ、それを達成していただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） すると、314床、そして予定どおりの看護師数、診療科目。

今度は、診療科目を、この間の話では増やすような話を理事長はしていたと思うんですけども、診療科目とまた経営のバランスはどういうふうになるんでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

理事長からの、議員のほうからもお話がありましたが、8月下旬から皮膚科を開設するというお話を聞いております。なぜ皮膚科を開設するかといいますと、低コストであって、入院患者の需要が多いことが挙げられているということでございます。

ですので、皮膚科については理事長の判断で、収益構造に貢献するというので、今回皮膚科を開設することを伺っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 看護師の、確かに予定数よりも今いるということなんですけれども、看護師の離職率はどういうふうになっていますか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

看護師の離職率につきましては、開院当初の医療需要の見込みが立たず、各診療科への看護師の適正配置が行われなかったことや、個人的な理由でやめる方が多かったと聞いております。

開院当初は、平均の退職率としましては18%だったと聞いております。現在でも、病床の増床や新たな診療科の開設が続いているため、平成28年度の看護師の離職率は14.4%となっていると聞いております。

比較として、参考の数字ですが、全国の地方独立法人が経営する病院の平均の離職率につきましては10%になっておりますので、東千葉メディカルセンターは若干高目の数字となっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 谷川議員、残り時間、少なくなりました。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

離職率が、どうしても東千葉メディカルセンターはほかに比べて高いと。その原因は、やはり働きづらいついとか、個人のいろんな理由があるとはいっても、きちんと原因というか、そういう究明をしていただきたいと思います。

それで、最後なんですけれども、今度の理事長は、この間の全協の中で、先ほど課長もおっしゃったように、二次救急、地域医療に力を入れるというような説明があったと思うんで

す。

ぜひ、住民の声を反映させていただきたいんです。今まで、あの病院が建つときに、私何度も議会で要望したのは、まず住民説明会をやってほしいと、建つ前にやってほしいと。こういう病院だということ。何度も町長にもお願いしたんですけども、あれだけの大きな事業をやるのに、九十九里町の住民に説明したのは1回。そして、東金で1回。これだけなんです。

ですから、今後、この病院を本当に地域医療に特化したもの、住民の声を聞いて使いやすい病院にするという点では、住民説明会をぜひやってほしいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

診療科、メディカルのほうのPR活動としましては、昨年九十九里町で整形外科の診療科で2回ほど、診療科のPR活動ということで行っていただきました。

今回、理事長が変わりまして、新理事長が病院のPRをぜひしたいということは伺っております。それで、今回は具体的な活動としましては、広報に私のコラムの欄を設けてもらいたいということもおっしゃっております。

ですので、その流れで、住民説明会のほうもぜひやりたいというようなお話を伺っておりますので、構成市町、東金市ともあわせまして、メディカルと調整を図っていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

まとめさせていただきます。

作田丘の問題は、行政があくまでも責任を持ってやるべき、許可相当を出したことなので、まず住民の立場に立って、事業者との対応をしてほしいと思います。

もう既に回答文書は、公文書として行政に出された回答文書なので、その回答に関して責任を持って町がやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は11時10分です。

(午前10時53分)

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、古川徹君。

(4番 古川 徹君 登壇)

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

議長の承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

季節も春から夏へと、夏本番の海水浴シーズンを迎え、本町の誇りでもある広く雄大な観光資源を十分に発揮させる観光シーズンの到来も間近となってきました。

また、2020年の東京オリンピック、サーフィン種目会場も、近隣の一宮町で開催されることもあり、各地方からの御来遊客も注目度が増し、御来遊客の増加傾向にあると思います。

どうかこれを機に、本町でも町の特色を最大限に発揮する取り組みをさらに進め、かつてのにぎわいを取り戻せるようなことを切に念願する思いでございます。

さて、今回の質問は、公共施設等総合管理計画の約55%を占める割合の、学校教育系施設の一部について。

1点目に、教育施設、小学校の老朽化が進む中で、町の進める公共施設等総合管理計画についてどうお考えなのか。

1、片貝小学校、九十九里小学校の老朽化が進む中で、修繕改修に十分な対応ができておらず、町は公共施設等総合管理計画の中でどう進められていくのか、その方向性をお聞きします。

2、少子化が進む中、学校再編を検討し、充実した教育施設整備。充実した教育施設整備とは、全教室エアコンの設置やスクールバスの導入、また施設を活用した一時避難所の設置等について、その辺をお伺いします。

3、凶悪な犯罪等が県内で発生しておるが、学校再編、統廃合を行い、国からの有利な補助金を活用した教育施設の整備やスクールバスを導入し、子供たちにとって快適な教育環境と安心・安全な交通手段の導入。そして、そのスクールバスの利活用で、町の難問題の一つ

であります交通弱者対策、通学時間帯以外の時間帯は高齢者の乗り合いバス等に活用し、総合的な町の財政負担を抑制すべきと思うが、町の御見解を求めます。

4、今後の総合管理計画で、施設の統廃合、学校再編を進めない限り、充実した教育施設の創出や、修繕改修の十分な対応が迅速に行っているのか、お聞きいたします。

2点目に、子ども医療費助成の拡大と現状について。

1、子ども医療費助成を中学校3年生まで拡大していただけたが、拡大後はかなりの負担が出ているとお聞きしました。拡大前、拡大後の比較額が1,125万円で、その後も負担がかなり膨れ上がっているのか、その現状をお聞きしてまいります。

2、高校3年生までの子ども医療費助成や無料化について。以前の質問では、高校3年生までの子ども医療費助成には、対象人数が約400人で、約1,000万円の負担が必要になり、非常に取り組みが難しいとお聞きしております。

小学校3年生から中学校3年生までの拡大をして1,125万円で、高校3年生までのこの3年間、約400人を見込んで1,000万円。拡大後の対象人数でいうとゼロ歳から15歳までというのは600人以上違いが出てくると思います。それで、なぜ125万円の差額なのか。1,000万と1,125万円です。その辺を求めていこうとは思っておりましたが、先日担当者の係長から御連絡をいただきまして、負担額の違いがあったということでございますので、まずはその辺をお伺いしてまいりたいと思います。

以上の質問に対する明快な御答弁をいただきたいと思います。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議 長（高橋 功君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

最初に、教育施設、小学校の老朽化が進む中で、町の進める公共施設等総合管理計画についての御質問は、教育長から後ほど答弁いたさせますのでよろしく願いいたします。

それでは、子ども医療費助成の拡大と現状についてお答えいたします。

1点目の、子ども医療費助成を中学校3年生まで拡大していただけたが、拡大後の現状についての御質問ですが、拡大に影響のない平成25年度と、拡大後の平成27年度を比較いたしますと、1,125万円ほど町負担が増加いたしました。

2点目の、高校3年生までの子ども医療費助成や無料化についての御質問ですが、本町に

における高校生年齢の対象人数約400人に対して、現行制度の助成対象とした場合、約700万円の町負担が見込まれます。

現在では、県内54市町村のうち、13の市町村が高校3年生まで、医療費の助成を実施しております。

制度の拡大につきましては、国や県の保健医療施策の動向を注視するとともに、近隣市町との状況を見据えて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私からは、教育施設の老朽化が進む中で、町の進める公共施設等総合管理計画についてお答えをいたします。

1点目の、片貝小学校、九十九里小学校の老朽化が進む中で、修繕改修に十分な対応ができておらず、町は公共施設等総合管理計画でどう考えていかれるのかとの御質問ですが、教育活動を十分に展開できる施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むためにも、安全・安心な施設づくりが重要であると考えております。

このことから、保護者も含め、教育関係者等からのさまざまな情報、意見を整理・検討し、個別計画を策定してまいりたいと考えております。

2点目の、少子化が進む中、学校再編を検討し、充実した教育施設整備、エアコン、スクールバス、一時避難所等の設置や導入についての御質問ですが、今後の町の人口推移のうち、児童・生徒数の推移を判断し、学校再編の必要性やその時期、エアコン、スクールバス等の問題を含め、個別計画を策定する中で検討してまいります。

3点目の、凶悪な犯罪等が県内で発生しておるが、学校再編、統廃合を行い、有利な国の補助金を活用した教育施設の整備やスクールバス等を導入し、安心・安全な通学手段や、スクールバスの利活用で、通学時間帯以外の時間帯は高齢者の乗り合いバス等に活用し、総合的な町の財政負担を抑制すべきと思うがとの御質問ですが、先ほどの2点目の御質問でお答えいたしましたとおり、小学校の統廃合やスクールバスの導入につきましては、今後の人口推移を判断し、児童の保護者などからの意見を伺いながら、個別計画策定の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

また、仮にスクールバスの導入がなされるならば、その運用については交通弱者対策も含めて、効率的な運用を図ることを念頭に、関係各課と協議し、将来の財政負担の縮減が図れ

るものとしていきたいと考えております。

4点目の、今後の総合管理計画で、施設の統廃合（学校再編）を進めない限り、充実した教育施設の創出や十分な対応が行えるのかとの御質問ですが、今後の児童・生徒数の推移や町の財政状況を総合的に勘案し、施設の状況に応じて、長寿命化や大規模改修並びに学区の再編等を含め、計画的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

それでは、再質問させていただきます。

最初に、小学校の老朽化が進む中で、特に片貝小学校については築39年目で、かなりの老朽化が目に見えてわかるような状況です。そして、九十九里小学校も築26年目で、多少新しいとはいえ、老朽箇所が出始めてきております。

文部科学省は、公共施設いわゆる教育施設の寿命は、42年から47年の間に建てかえや大規模改修を行うように示されております。

町は、公共施設等総合管理計画の中で、この2つの小学校の維持管理をどのようにされていくのか。

豊海小学校は築11年で、まだ老朽化の心配はないと思いますが、総合的にこの先のことも勘案し、子供の人口推移について、そして財政状況から、この問題をどう考えていかれるのか。

今、教育長のほうから、個別計画を策定しながら進めていくということを言われておりましたけれども、そのようなことをいつから始めるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの古川徹議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

片貝小学校の校舎につきましては、ただいま議員がおっしゃったとおり、建築後39年目。九十九里小学校の校舎につきましては、建築後26年が経過している建物でございます。

もう既に、古川議員のほうも御承知だと思いますが、片貝小学校は旧建築基準で建設された建物でございますが、過去に実施している耐震診断で、構造耐震の指標となるI s値が、

学校施設で児童・生徒の安全のために求められている基準、I s 0.7以上ということですが、これを十分に確保できていることから、建物の構造上の強度については問題ないものと考えているところでございます。

九十九里小学校につきましては、現行の建築基準法の基準に従い建築されたものであり、強度的な問題は現在のところないものと考えております。

ただし、片貝小の各施設、備品等の機能の面では、議員が述べられるよう、建築後長い年月が経過していることから、定期的な補修等が必要になっております。

この補修等につきましては、昨年度から今まで以上に学校と綿密に連携を図りながら、定期的な学校での点検、施設の管理を含め、対応を図っていただいております。特に児童の安全面の確保に必要な対応は、教育委員会事務局を交え、迅速に対応させていただいているところであり、またこれからもさせていただくこととしております。

また、本年度中に、今後予防保全も含め、修繕が必要な洗い出しと、その対応に必要な経費の算定をすることとしております。

今後策定する学校施設の個別計画には、このような修繕経費や今後の年少人口、教育環境や教育関係者、保護者等の意見を伺いながら、補助金等の財源の問題等全ての情報を含め、検討、策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

このようなことを危惧するのは、町の財政負担の軽減、要するにこういったことを計画を示すということは、財政負担の軽減を図っていくという狙いがあると思うんですよ、考えが。決して町の財政負担の軽減だけを理由にするものではなく、現状維持ができればそれにこしたことはないのです、この3つの小学校を守れば。

しかしながら、日本の教育機関に対する公財政教育支出の対GDPの割合は、OECDの加盟国の中で最低だと思えますよね。この先の公財政教育支出の、いわゆる教育面に対する交付税の増額を望めるのなら何ら心配もせず、現状維持しつつ、充実した教育施設の整備に努めてくれればよいのですが、子供たちに快適な教育施設の整備を提供していくには、どの路線を選ぶのかということを目に早めてもらわなければいけない。

今すぐにでも検討協議会のようなものの設置が必要だということは、前々から申してありますが、検討協議会のようなものはどのような進捗状況なんですか、お聞かせください。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいま御質問にありました、検討委員会の設置関係ですが、今のところまだその動きをさせていただいているところではございません。

今年度中にたたき台となる基礎資料を作成しながら、協議していくためのいろいろな問題を掲げ、その資料をもとに協議会のほうに図っていくような体制づくりをしていきたいと考えております。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

局長、これ、毎回、3回目ぐらいになると思うんですけども、毎回同じ答弁なんです。これから検討していきます。全然前進がないんですね。だから、本当にそういったことを考えているのかなと私は思うぐらい、不安に思います。

じゃ次に、少子化が進む中で、今ほど述べたように厳しい財政状況、そして今後40年間の単年度負担総額が、過去10年間の単年度負担総額の5.8億円から4.1億円増え、9.9億円が必要になると試算を示されておりますよね。

教育施設、1点、ちょっと細かく言えば、現在保有する、今回小学校が質問ですので、3小学校の維持をしつつ、充実した教育施設の整備がやっていけるのか。この予算の中でもちゃんともらえているのかということ、先日いただいた計画の中にも示されておりますよね、やっていけるということをうたってあるんですけども。

現在でさえ、教育施設に支障が出て、優先順位をつけて修繕や改修を行っている状況で、すぐに対応はできておらず、支障を来すことがあるんです。先ほど、局長は十分そういう対応は迅速に行っていると言いましたね。迅速に行っていないと思うんです。

片貝小学校の備品等のことについて言われておりましたけれども、それだけじゃないと思うんです。九十九里小学校だって、フェンスなんかの要望が出ているはずですよ。相当前から出してあっても、なかなか取り組んでもらえないという状況だということも聞いているんです。あるんですよ、結構、それ調べてみると。

近隣自治体でも、先を見据えた学校再編をし、財政負担の軽減を図りつつ、教育施設の維持整備に取り組んでいかれている自治体もございます。

本町でも充実した教育施設、エアコンの設置やスクールバスの導入、または一時避難所の設置等々、施設の維持、教育環境の整備、または財政負担の軽減を図るためには、総合的、抜本的なこのような取り組みが必要になるとは思いますが、これは教育長から御答弁をいた

だきたいと思いますけれども、教育長はこの件について、個人的にはどういうふうなお考えがあるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

○教育長（中村誠一君） 今、古川議員からの御質問であります。各学校、各年度ごとに予算要望をしております。それに町のほうで応えるわけですが、いろいろある中で、限られた予算の中でやるということがもちろん前提でありますので、やはり優先順位というのがあります。

ですから、今年度はこれとこれというふうに限られた中でやっておりますので、次年度は、その次のものというふうに進めておりますので、その辺御理解をいただきたいと思ひますし、またあくまでも児童・生徒第一でありますので、安全、それからいい環境の中で学習をするということでもありますので、それをまず第一に考えながら、今後も進めていきたいというふうに考えます。

○議 長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

教育長とは、それこそ片貝小学校在任中はいろいろなお話をさせていただきました。それこそ教育長は、周りに植えてある松だけでも、この木を枯らしたら私はやめなきゃいけないよと、そのような意気込みを言われていたときもあります。

ですから、このようなことを早く進めてもらわないと、だめになってからじゃ遅いんです。やり切れない、どうしようもない、そう言われてからじゃいけないんですよ。

片貝幼稚園がいい例です。耐震診断も何も行わないで、目判断だけでもう老朽していると、保護者に説明も何もせず、急な説明をして、あのような保護者を困らせるような原因をつくってしまった。

また、この小学校も学校再編を凶っていただきたいんですが、というのは、やはりそういった優先順位をつけているようでは、支障は出るんですよ、必ず。これから先、あの施設は相当の老朽が進みますので、今は備品等だけで済んでいるかもわかりませんが、それにしたって多額の改善修理費がかかっているわけです。

だから、どうかこの件を一日も早く、教育長から尻にむちをたたきながら、進めていただきたいと思ひます。

それでは、次に、児童の通学中に凶悪な犯罪等が県内でも発生し、直近の問題で言いますと、松戸市での非常に痛ましい事件があり、先日に行われた町の学校支援ボランティア防犯

会議でも、涙ながらにあのような事件が起きないように、また絶対に起こしてはならないと、これからも我々と関係者で協力し、子供たちを見守っていきたいと、愛情あふれるお言葉をいただきました。

しかしながら、学校支援ボランティア活動会議も通学路全ての見守りは、会員数も多くはなく、無理であり、町でも不審者等の被害が多目に見られるときもあります。

そこで、お伺いしたいのが、これから学校再編、統廃合を進めれば、国からの補助金が有利に獲得できると私は認識しておりますが、その有利な補助金を活用し、先ほどからくどくど申し上げていますが、充実した教育施設の整備、そして一時避難所の設置、またスクールバスの導入をして、通学路が意外と人けの少ない学区、または通学が遠距離で一人歩きになりうるケースの高い学区、その辺を考慮し、送迎バス、スクールバスを走らせ、安心・安全な通学手段や、そのスクールバスの利活用で、通学時間帯以外の利用可能な時間帯は、今、町の一つの難題となっている交通弱者対策の高齢者乗り合いバス等に活用し、高齢者の乗り合いバス等を活用しということは、やはりそこでは200円なり300円なりいただいて、財政面で収入につながるような計画を進めていけば、そのような総合的な財政負担を抑制すべきだとは思いますが、まずは先ほど局長からも言われていたように、この計画の趣旨を関係保護者に十分に説明をし、御理解をいただくのが最重要であります。

その有利な補助金を活用した、学校統合を進めるための教育委員会としてのメリット、デメリット、その辺はどうお考えになられているか、御見解を求めます。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの、補助金を活用したということでの学校の統廃合ということでの御質問でございますが、先ほど来、御回答させていただいているとおり、町の公共施設等総合管理計画がこの3月にでき上がっております。

この中で、各施設、全ての町の施設について、個別計画の策定をしていく方針でいらっしゃると思いますが、学校施設についてもこの一つの中に入っております。これにつきましては、今現在長寿命化という選択肢もありますし、個別計画の中で大規模改修、または改築という選択肢もございます。

ここで一番重要なのは、この先の年少人口の推移だと考えております。この辺を関係者と十分協議をしながら、この計画の練り上げに反映させていただいて、その上で先ほど来のスクールバスの問題等も、学校の統合等が必要になった場合、遠隔地への通勤手段としての一考という形で考えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

局長、長寿命化そして大規模改修を考えているような、今お話をされましたけれども、築39年、片貝小学校については。これを大規模改修やって、果たしてどれだけでもつのか。中学校等も大規模改修を行っておりますけれども、あれはちょっと早目にやりましたよね。だから、それをやったところでどれだけあの施設がもつのかなと。

いずれは、今度は学校を建て直さなきゃいけない、そのような状況になったときに、この中でやっていけるのかなと。だったら、無理があるんだったら、そこをやはり再編を進めていただかない限りは、いけないんじゃないかなと私、個人的には思うんですけれども。

総合的なことを考えていかれるでしょうから、ひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

有利な補助金の活用、メリット、デメリットを今お聞きしたんですけれども、メリットというのはやっぱりいい点をね、どれだけ町が助かるのか。そして、デメリットはやっぱり保護者の方々、また地域の方々、一般コミュニティのですね、方々にやっぱりデメリットも出てくると思います、統合するには。そういったところを、私、今お聞きしたんです。そういう差がどういうふうに出てくるのか。

有利な補助金とは、学校の適正規模に定めた法律、いわば公立小学校の施設整備に対する国の補助金。これ、御存じですよ、局長。

学校を適正規模に見直し、学校再編を統廃合するなら、校舎や体育館などの施設整備に有利な補助金を出しますということと私は認識しております。それには、基準が必要になります。

その基準といえ、恐らく教育委員会で言われることは、12から18学級が適正規模の基準だと言われると思います。なぜかという、それが国の補助金の基準になっているからだと思います。

実際に、現在2つの小学校の全校生徒数は、片貝小学校が169名、そして九十九里小学校が171名、合わせて340名ですよ。今現在340人で、年度で入ってくる人数は違うからばらつきはあるんでしょうけれども、今後は、きれいに6学年を2クラスで割ったとして、1クラス当たりの人数が28名です。まさにこれが1学年41人以上で2クラスの基準だと思うんです。

1 学年35人以上、2 クラスと言われておりますけれども、正式には41人ですよね。これが俗に言う適正規模だと私は勝手に解釈をしてしまうのですけれども、いわば今すぐにでも統合しても、人数的には何ら問題はないわけで、この先を見据えて、子供の人数は減少傾向にあるわけですし、先送りでも済ませて、いざというときに施設整備ができず、有利な補助金も、この先各自治体もこのようなことを進めていかれることでしょうかから、そのころには国もやり切れず、手厚い補助金も出し切れなくなる可能性も考えられます。

町がこの先、老朽化施設の維持管理、いわゆる公共施設等総合管理計画で示した、先40年間の単年度負担額9.9億円が確保でき、その中でやっていけるという確約ができればいいのですが、そこを私は危惧するところであります。

それでは次に、今後の公共施設等総合管理計画の中で、施設の統廃合を進めない限り、充実した教育施設の創出や十分な対応が行っていただけるのか。

ここでお聞きしますけれども、片貝小学校、九十九里小学校、耐震診断は直近でいつ行われたのか。構造耐震指標の I s 値は、以前の質問でお答えいただいたのが片貝小学校で0.81とお聞きしましたが、では九十九里小学校は、先ほどやっていないみたいな話をされていましたが、九十九里小学校の耐震診断はいつ行われて、診断結果はどうだったのか。そして、その診断は何社で行われ、その診断方法はどの方法で行われたのか、お伺いします。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、耐震診断の実施年度でございます。こちらにつきましては、平成10年に耐震診断をしております。その際、旧建築基準法で建てられた建物を基準に耐震診断をしております。

この1年でやっているのが片貝小学校と九十九里中学校でございます。このときに、耐震がなかった九十九里中学校につきましては、既に御承知のとおり、耐震改修を実施しているところでございます。

この際の片貝小学校の建物 I s 値については、議員おっしゃったとおり、I s 値が0.81、確保できているということでございます。

それから、九十九里小学校でございますが、新しい建築基準法制定後に建てられた建物でございます。こちらについては耐震が確保できているという観点から、耐震診断を行っておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 4 番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

九十九里小学校は行っていないと。築26年がたっていると。

耐震診断は、その診断の方法を今お聞きしましたけれども、それを答えてもらっていないんですけれども、診断方法。何社でやったかということも聞いたんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。もう一回。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

耐震診断を実施した業者につきましては、当時の設計をした1社でございます。

それから、方法につきましては、まず設計上の耐震強度の確認、それからコンクリート強度の確認を当時実施しております。コンクリートのコア抜きをして、その強度試験をした状況での耐震診断を実施しておるところでございます。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

耐震診断は、1から3の診断があると思うんです。それを私は聞きたいんですね。第1次診断、第2次診断、第3次診断と、建物の診断というのは3ランクあるんですよ。

公共施設等、また本庁舎、そういった公共施設は、第2次診断で行わなきゃいけない、が望ましいというのが文部科学省で示されている。

それを、今話を聞いていると、恐らくやったのは第1次診断で行ったんじゃないかなと。第2ですか。

今、言ったように、耐震診断は3つの方法があり、第1次診断、第2次診断、第3次診断とありますが、教育施設の建物のほとんどがRC構造。要するに鉄筋コンクリート造でつくられていると思います。その建物に対し、必要な診断基準が第2次診断で行った場合に0.6以上、教育施設は0.7以上なければ安全な建物とは言い切れないはずですよ。

しかも、I s 値だけではなく、累積強度指標——C T 値や、形状指標——S D 値、このような診断も本当には必要になるわけで、その辺もやっているんでしょうかね。

いわゆる、今言ったように第1次診断というのは最も簡便な診断方法であって、例えばそこで0.81のI s 値が示されても、決して安全とは言い切れないと思います。

ましてや、診断も、片貝小学校については約19年前の数値であって、その後に東日本大震災のときには、あれだけの強い揺れを受けているわけです。施設も傷まないわけがないのです。

今言ったように、1社で行われたということでございますけれども、1社じゃはっきりわからないということも言われているんです、業者は。確約は出ませんよと。やはり2社、3社からとってみないと、違いが出てきますと。

今後、25年以内には南海トラフ地震などの巨大地震も予測されているわけですし、未来の夢と希望を持つ子供たちのために、安心・安全で充実した教育施設の創出は今すぐにでも、学校再編を含め、検討しない限り、今後の維持管理費も含め、十分な対応が行っていただけるのか、最後に町長にお聞きいたします。

○議長（高橋 功君） 町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） 御指名ありがとうございます。

今、確かに古川議員のおっしゃっていることは理解できています、行政でも。

しかしながら、現状ではきょう、あしたという答えは出せませんので、また後で相談しながら。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 時間がないようなので、次に進めさせていただきたいと思います。町長、よろしくお聞きいたします。

では次に、子ども医療費助成や無料化について。

平成26年度12月から取り組んでいただいた中学校3年生までの子ども医療費ですが、拡大後、町にかなりの負担が増えてきたとお聞きしております。その負担がどのような現状なのか。拡大後の負担が予想以上に膨れ上がってしまっているのか、現状がですね。

過去5年間の現状は聞きました。1,125万円の負担が出たと。それ以降もどんどん膨らみ続けてしまっているのか。そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

額の増加につきましては、具体的な数字で申しますと、平成25年度では2,277万9,140円が決算額となっております。26年度、これは12月段階で拡大はしているんですが、金額的には減っております、2,241万5,781円。

○4番（古川 徹君） それ、今、違いだけを聞いていますので、それはいいです、この後で聞いてもいい。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 想定以上伸びているのかといえば、確かに想定以上に伸びて

おります。

どうということかと申しますと、対象者数が減っているにもかかわらず、支払金額が増えていくという状況が続いております。

以上でございます。

○議 長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

ということは、相当な生徒が病院に行っていると、それが相当膨らんできちゃっていると、拡大した後にとということでございますよね。その辺の金額等を、出ているんだったら教えていただきたいと思っておりますけれども、今現在で。

では、過去5年間の子育て世帯の転入、転出者増減数はどうなのか。いわゆる子ども医療費助成拡大後、20代から50代の転入、転出率はどうなんでしょうか。御答弁を求めます。

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 申しわけございません、今手持ちの資料がございませんので、後でお示ししたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川です。

私も、住民課長さんをお願いしまして、必死になってつくっていただいたデータを調べさせていただきました。

かなり、20代から40代の子育て世代の流出人口が増えていると思います。特に、子供にかかわる世帯、ゼロ歳から49歳代の転入者が249人に対し、転出者が451人と、マイナス202名の流出となっています。そして、25歳から49歳で見ると、転入者161人に対し、転出者が238人で、マイナス77名の流出となっております。

やはりこの年代が、町の流出人口、いわば人口減少の一因になっておるんじゃないかと。この過去5年間のデータを見ると、50歳代以上は転入者が125人に対し、転出者が101名で、24人の人口増となっております。

ここで伺いたいのは、何とか高校3年生まで子ども医療費助成や無料化の取り組みをして、子育て世代の負担を減らすとともに、人口減少にも歯どめをかけていただきたい。近隣自治体の動向にあわせてやっても、これは無意味なんです、追いついているようでは。人口なんか増やせるわけないです。近隣自治体では取り組んでいない魅力的な支援をしなければ、定住人口の増加などにもつながるわけがないんです。

これについては、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 53 分）

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 54 分）

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。子ども医療費についてのみで、お答えさせていただきたいと思っております。

先ほど町長答弁の中で、高校 3 年生まで対象者を拡大した場合、700万円ほど増えるというふうな回答をしたかと思えます。実際、700万につきましては、町が負担する医療費の額でございまして、これ以外の経費が想定されております。

拡大した高校生につきましては、町単独の施策となりますので、国保連合会等の支払い機関を使えないため、給付方法としましては、現物給付が使用できないため、償還払いのみとなります。

この償還払いを行うためには、支払い業務が発生しますので、申請の受付、申請内容の審査を行いまして、それに伴いましての支払い業務が発生することになりまして、当然業務量も拡大することから、担当者の配置、それに伴います人件費も発生することが予想されております。

また、子ども医療費につきましては、先ほど答弁いたしました但、対象者が減っても利用額が増加する傾向になっております。

先ほど町長が答えました700万円の計算根拠にした数字ですが、中学生を比較しますと、平成27年度と平成28年度を比較しますと、対象者数は9%減るんですけども、1人当たりの平均利用額が19%増加しまして、金額的には全体で112万円の増額となるような傾向となっております。

このため、高校生までを対象とした場合につきましては、経費の伸びというのがちょっと見通せないところがございますので、より慎重な検討が必要なものと考えております。

○議 長（高橋 功君） 4 番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 4番、古川徹です。

より慎重な検討が必要だということを今言われましたけれども、最初に言われていたことが400人で1,000万円。今回見直したら700万円。人口減少に歯どめをかけるには、当然高校3年生までの子ども医療費助成や無料化にすれば、絶対に効果があるとは、それだけではないと思います。今、子ども医療費についての質問ですけれども。それをやったことによって、減少を抑えられるということは言い切れないと思います。

しかしながら、県内でも高校3年生までの子ども医療費助成や無料化に取り組んでいる自治体は、急激な人口増加とはつながっていないが、定住人口や流出人口の歯どめ効果は出ていっているとされておりまして。だからこそ、何とかしていただきたいという思いがあるんです。今、人口の問題、言いましたけれども、子育て世帯の。

54市町村の中で、先ほど町長は言われたように、13の自治体では高校3年生までの子ども医療費助成や無料化、中でも横芝光町、東庄町、長柄町、長南町と、本町よりも規模の小さい自治体でも、高校3年生までの子ども医療費が無料化。長生村や一宮町でも高校3年生までの子ども医療費助成と、どこの自治体でも、厳しい財政状況の中でも、若年層を定住させる取り組みをしているんです。

ここでお聞きしたいのは、先ほど中学校3年生までの子ども医療費拡大後で、1,125万円の負担が出たとお聞きしました。

それで、中学校3年生から高校3年生までの医療費助成をすると、前までは1,000万円の負担が出るとお聞きしていましたが、私が担当課に行ったときに、約1,000万円ではなくもうちょっと具体的な数字をいただきたいと。その後に細かく精査していただいた結果が、先ほど申しました700万円と町長よりも答弁をいただきました。

小学校3年生から中学校3年生までの6年間分の拡大と、中学校3年生から高校3年生までの3年間分の拡大で、負担額が何で125万円の違いしかないのかなということが、私、おかしいと思っていたんですね、疑問だったんです、今までは。

しかしながら、700万ということは、それにしても子供の人数的に、ゼロ歳から15歳まで約1,000人以上はいると思います。それを15歳から18歳まで拡大して約400人増えて、何で425万円程度の差額という試算になるのか。600人以上違うんです、人数的には、子供の数が。高校生になると、病気になる人が多いからその分を見込みましたという計算になるのか。かかる率が高くなるから、そういった700万という金額が出たのか。その辺の負担額の差がどうなのか、御答弁を求めます。

○議 長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

拡大すると700万円増加するのではないかということですが、その計算根拠につきましては、現在の子ども医療費は、平成26年12月から県の制度を拡大しまして、中学校3年生まで入院と通院を対象に町では行っております。

今回の700万円の根拠としましては、全体の平均値を求めると差が大きくなるため、中学生を抜き出し、その1人当たりの平均町負担額を求めまして、その額を高校生対象年齢数に乗じて算出しているものでございます。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 4番、古川徹君。

○4番（古川 徹君） 人数の差で、こんなに開きは出てしまうのかと。1,001人かそのぐらいですかね、ゼロ歳から15歳までの人数というのは。そこで400人分を拡大して、何でこんなに、700万という試算が出てくるのかなと。

1,000人以上いる子供の数で試算して、試算というよりも実際やっているわけですから、それで1,125万円。それで、400人を、高校3年生まで拡大して700万。そのような差が出てくるといことは、ちょっと私も不思議ではようがないので、これはまた後で細かくお伺いさせていただきたいと思います。そういった数字は出ないでしょう、今すぐには。

だから、そういうことで、後でそれを、何でこういう差額になるのか、何でこれだけかかるのかということをお教えいただきたいと思います。

最後にまとめますが、公共施設等総合管理計画、教育施設のみならず、今後40年間の幅広い計画であります。建物だけでも本庁舎の修繕改修や新庁舎の建てかえ計画を初め、老朽した公共施設等の解体も多く出てくると思いますので、どうかこの先を見据えた取り組みを、またどの路線で進めていかれるのか、先ほどもお願いしましたがけれども、早い時期に見きわめて進めていただきたいことと、子ども医療費について申し上げますと、少しでも若い世代に目を引かれるような、また魅力的な支援ができるような財政捻出をお願いいたしまして、質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午後 零時03分）

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

○議 長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、1番、高木輝一君。

（1番 高木輝一君 登壇）

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

平成29年第2回定例会において、通告のとおり一般質問させていただきます。

平成29年4月25日に公表された行政改革大綱2017では、従来 of 事業の廃止や縮小、人員の削減という視点だけでなく、適正化という視点をあわせ持つことが必要と明記されております。この適正化することが重要であり、本来あるべき行政改革と私は考えております。

九十九里町の行政改革の基本姿勢として掲げていることは、事業の検証や見直しによる財政健全化、適正な組織編成や人員配置による職員の意欲・能力の向上、町民協働によるまちづくりの推進、行政運営の透明性の確保など、実現しようとする内容は非常によいことと私も思っております。

しかし、実際に説明していることといえば、病院事業に資金がかかり過ぎていて何もできませんと答弁しているようでは、行政改革や行政適正化に向けて、何も実現ができないのではないかと私は危惧しております。

財政健全化に対する問題点、職員の活用に関する問題点、町民の声を反映させた行政運営における問題点、町民に対する説明責任の観点から情報公開の必要性など、諸問題が山積しております。これを着実に実現していただけますよう、切に要望いたします。

平成29年3月31日に、これも公表されました九十九里町の公共施設等総合管理計画については、長期的、総合的、計画的に管理し、公共施設等の有効活用や最適化を実現するという目的は、本当によいことだと思います。

今後、維持管理していく上では、財政負担における歳出面の増加が予想されています。これを本当にどのように対応していくか、これは本当の課題と私は考えております。

公共建築物の新設、増設、改良などにおける積算価格を判断できる資料を提供することなど、算出根拠を明確にすることが、行政改革、財政負担軽減につながる第一歩と私は考えて

おります。

インフラ整備においても、道路、橋梁、農業用集落排水、ガス管などの整備においても、その工事における価格の妥当性、算出根拠など、誰でも理解できるように私はしていただきたいと考えております。

予定価格の決定に際しても、町長と企画財政課長の2人で決定されておりますけれども、このこと自体においても私は問題があると考えております。

例えば、発注工事における業者間での話し合いとか委託業者との会食など、コンプライアンス上問題が生じてくると、私は問題があると考えております。そのための改善策が必要です。

九十九里町の行政及び議会の抜本的改革を推し進めていく上では、議論・討論を活発化させていかなければなりません。町民は、行政や議会に対し、この議論・討論を求めています。それに応えていかなければ、この町の発展と将来はありません。

抜本的改革については具体的に推進し、行動していくことだと思っております。有言実行することだと思っております。その推進項目については、継続をぜひしていただきたいと、これが必要と考えます。

行政及び議会においては、何事においても発言し合える、また行政面においてチェックし合える、そういった環境づくりが必要と考えております。職員並びに議員が互いに勉強し、相互理解し、切磋琢磨することが、私は求められていると考えております。

今回は、行政改革大綱について、公共施設等総合管理計画について、東千葉メディカルセンターの抜本的改革について、海の駅九十九里に対する経営改善と推進策について、4項目について一般質問をさせていただきます。

九十九里町行政改革大綱については、1つ目が、人事管理面における抜本的改革について。2番目が、財政健全化のための抜本的改革について。3番目が、補助金団体等の運営状況チェックについて。

2項目め、九十九里町公共施設等総合管理計画について。

1番目が、公共施設等に対する現状と方針について。2番目が、新庁舎建設に向けた取り組みについて。3番目、新庁舎建設基金創設と資金募集について。以上を質問させていただきます。

3番目、東千葉メディカルセンターの抜本的改革について。1項目めが、平成28年度決算状況について。2番目が、平成29年度運営方針、資金計画について。3番目が、経営健全化

の取り組みについて、質問をさせていただきます。

最後の4番目として、海の駅九十九里に対する経営改善と推進策について。1番目は、平成28年度決算並びに運営状況について。2番目が、平成27年度決算における問題点について。3番目、その他諸問題及び取り組みについて質問させていただきます。

なお、再質問につきましては、自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 高木輝一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 高木輝一議員の御質問にお答えします。

初めに、九十九里町行政改革大綱についてお答えいたします。

1点目の、人事管理面における抜本的改革についての御質問ですが、平成28年度に改定した行政改革大綱では、質の高いサービスを最小の経費で提供するために、限られた資源の中で、社会経済環境や町民ニーズに的確に対応し、持続可能な行政運営に向けて、組織や給与の適正化、職員の適正配置に努める一方、職員の意欲・能力が最大限発揮できるよう、環境の見直しに取り組むことといたしました。

また、人事管理に関する重点的な取り組み事項として、効率的・効果的な組織体制の整備並びに定員管理計画に基づく適正な定員管理を掲げ、今年度から5カ年で取り組んでまいります。

2点目の、財政健全化のための抜本的改革についての御質問ですが、本町の財政構造は、地方交付税や国庫支出金、町債などの依存財源が歳入総額の約6割を占め、町税や使用料等の自主財源は4割にとどまっております。

このような状況の中、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、歳入に見合う規模に予算を抑制し、健全な財政運営を維持することが必要となります。

そのためには、限られた財源を重点的、効果的に配分するために、財政需要を的確に把握し、常に施策や事務事業を見直しすることが必要であると考えております。

3点目の、補助金団体等の運営状況チェックについての御質問ですが、補助金は特定の事業、活動を助長・奨励するために、公益上必要があると認めた場合、支出するものでございます。

補助金を予算に計上する際には、補助を必要とする事業活動の公益性や決算見込みなどを

検証し、また補助金の交付決定時にはその対象事業の評価を実施し、さらに、交付額の確定に当たり、実績報告をもとに成果を確認しているところでございます。

次に、九十九里町公共施設等総合管理計画についてお答えいたします。

1点目の、公共施設等に対する現状と方針についての御質問ですが、平成28年時点で町の所有する公共建築物は73棟です。また、インフラとしては道路が約237km、橋梁が103橋、農業集落排水が約40km、ガス管が約162kmとなっております。また、公共建築物のうち約5割が築30年を超えているという状況でございます。

今後の方針といたしましては、持続可能なまちづくりを目指し、公共施設等の量や活用方法を見直すとともに、時代に即した公共サービスの提供を基本理念として、公共施設等の管理に臨みたいと考えております。

2点目の、新庁舎建設に向けた取り組みについての御質問ですが、現在の役場庁舎は築48年と老朽化が進行しております。このため、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定する過程で、今後の庁舎のあり方について検討してまいりたいと考えております。

3点目の、新庁舎建設基金創設と資金募集についての御質問ですが、新たに庁舎を建設する場合には、多額の費用が必要となります。今後、庁舎のあり方についての検討と並行して、基金の創設及び資金の調達についても検討してまいりたいと考えております。

次に、東千葉メディカルセンターの抜本的改革についてお答えいたします。

1点目の、平成28年度決算状況についての御質問ですが、損益収支は、変更後の中期計画では9億2,400万円の赤字を計上しておりましたが、入院収益の減額により、11億7,713万円の赤字見込みとなっております。

2点目の、平成29年度運営方針・資金計画についての御質問ですが、5月31日の全員協議会において理事長から、今後の運営方針について、急性期医療はもとより、地域の人が望んでいる医療を実施したいとの説明があったところです。

さらに、未開設の診療科の医師確保や、患者を獲得するため地域連携や広報紙の活用等に取り組んでいく旨、説明がありました。

なお、平成29年度の収支計画では、7億1,600万円の赤字を見込んでいるところでございます。

3点目の、経営健全化の取り組みについての御質問ですが、現在東千葉メディカルセンターでは、早期に単年度黒字化を実現できるよう、地域連携強化による患者の確保、手術件数の増加などさまざまな収益確保に向けた取り組みを行うとともに、委託業務の見直しや材料

費の価格抑制等、経費の削減に向けて、早期に収支の均衡を図るよう取り組んでおります。

設立団体といたしましても、業務の進捗状況を注視するとともに、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、海の駅九十九里に対する経営改善と推進策についてお答えいたします。

1点目の、平成28年度決算並びに運営状況についての御質問ですが、5月31日付で商工会から提出された事業報告書では、平成28年度の主な収入は、直売所等の販売手数料と町からの指定管理料など、合計で3,699万円となっております。また、主な支出では、給与手当、光熱水費、支払手数料、町への納付金など、合計で2,934万円となっております。これら収入から支出を差し引きますと、765万円の収益となっております。

運営状況といたしましては、海の駅九十九里の利用者数は、レジ通過客数が9万8,000人で、オープン特需があった平成27年度と比較して約17%の減となっております。しかしながら、下半期だけで比較いたしますと、ほぼ毎月イベントを実施したこともあり、微増となっております。

2点目の、平成27年度決算における問題点についての御質問ですが、商工会では、県等からの指摘を受けて、適切に対処していると聞いております。

3点目の、その他諸問題及び取り組みについての御質問ですが、オープンをしてから2年が経過する中で、当初、想定していなかった問題等が発生しておりますが、その都度、指定管理者と協議を行い適切に対処しております。

今後、海の駅九十九里を拠点とした交流人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上で、高木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

それでは、再質問に入らせていただきます。

九十九里町行政改革大綱についてですけれども、人事管理面についてお尋ねいたします。

私は、常々人件費削減や時間外勤務縮減などについて発言をさせていただき、改善策などを求めてまいりました。しかしながら、現実においては、時間外勤務手当が正当に支給されているかどうかについて、疑問が出てまいりました。そのことに対し、事実確認を私は進めております。

それに対して、質問ですけれども、平成29年度の4月、5月における時間外勤務実績、ゼ

口の職員は何人ですか。28年度の1年間において、時間外勤務手当の支給ゼロの職員は何人いますか。29年5月の各課における時間外勤務は何時間ぐらいになっているか、お尋ねをいたします。

2番目として、千葉県において、簿外管理口座の現金着服事件による調査があり、結果報告がされております。当町において、簿外管理口座の調査は実施されたのか、その調査方法はどうかであったのか、お尋ねをいたします。

3番目、職員各自の印鑑管理状況と机の施錠管理状況について、改善されたのかどうかお尋ねをいたします。それに伴って、当町における不正事件の発生状況はどうかであったのか。

この3点についてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、高木議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、職員の時間外勤務に関する御質問ですが、本町の時間外勤務の管理につきましては、それぞれの所管課長が一応行うことになっておりまして、所管課長の命令により時間外勤務をするということでございます。

今、数値で求められましたが、今手元にはございませんので、後ほどその辺は確認をし、お答えをさせていただきたいと思っております。

それから、4月、5月における総務課における時間外勤務でございますが、正規の時間外勤務というのはございません。ただし、広報の取材等で祝祭日等に取材をしなければいけない等の業務が発生した。それから、OA関係で、土曜日、日曜日、職員のないところで機器の整備をしなければいけないという事実が発生した等の場合は、基本的には週休日の振りかえ、もしくは代休等の取り扱いをし、なるべく翌週に消化するように指導をしております。時間外勤務については、以上でございます。

それから、千葉県において、簿外管理口座の現金着服事件、たしか平成16年でしたか、17年ですか、あったやつだと思いますけれども……。

（「この間」と言う者あり）

○総務課長（秋原 充君） 6月でしたか、一番新しい分で、じゃ、女性の職員がやったという分ですよ、多分。

簿外管理に関して、基本的に公金の簿外管理というものは、予算会計を統治していますので、普通はあり得ません。ただし、補助金の管理等で関係する補助団体の事務局を課が扱っている場合については、公金に準ずる資金として管理している事実がございます。

それに対する調査等ですけれども、毎年総務課において各課を実地研修、それからヒアリングを行って、通帳及び印鑑がどう管理されているかのチェックをしています。基本的には、同じ人が両方のものを管理はしない。基本的には課長が通帳を持ち、職員が印鑑を持つとか、個別に分けてチェックをし、不正なことがないように、コンプライアンスの指導もあわせて行っておるとするのは毎年繰り返しております。

それから、印鑑の管理状況でございますが、これは答弁が繰り返しのなってしまうかもしれませんが、私のほうからは印鑑、基本的には私物扱いという扱いをしております。管理につきましては、あくまでも個人の問題として徹底するように指導する。あわせて、職員のコンプライアンスとして、不正使用等のないようには徹底しているところでございます。

それから、町当局に対してそのような不正事実があるかという御質問でございますが、現在のところは特に発生しておることはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

時間外勤務の実態調査は必要だと思います。つけづらいということも中にはあろうかと思っておりますので、町として勤務実態調査をぜひお願いしたいと思っております。事実があると大問題ということになります。人事面、コンプライアンス面、大きな問題になろうかと思っておりますので、この辺のチェックは、課に任せているからどうのこうのじゃなくて、全体をやはり総務課長であれば把握するように、お願いをしたいと思っております。

2番目の、千葉県の簿外管理口座、5月19日付で新聞報道されておりますけれども、二千何口座とか、学校関係だと4,114口座とか、その口座の確認がされて、この間発表されているわけです。

ですから、やはり町として、これだけいろいろ通帳等あろうかと思っておりますので、そういう簿外の通帳については、実態面を確認しないと先に進まないと思っております。今度事件になってからということでは、私は大変だと思いますのでその辺の、責任回避じゃないけれども、まず管理をして、それで事故未然防止が非常に私は大事だと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

印鑑だけでも、私物扱いという表現はちょっと私、どうかなと。公印として使っているわけですから、職員の。ですから、私印という考え方というのはどうなのかと。その辺も、要は問題提起をさせていただきます。

次に移ります。

財政健全化のための抜本的改革。

質問事項、1つとして、発注工事において、同業者間での話し合いによる契約はあるのかわからないのか。

2番目として、委託契約先の業者との会食など、誤解されるような、コンプライアンス上問題になることはないのかどうか。

3番目として、補助金の算出根拠について明確に説明をしていただきたい。この参加団体の人数なのか、ちょっとその辺がはっきりはしないんですけれども、補助金のばらつきがあると思います。2,000万台から何十万というような形でばらつきはあると思うんですけれども、その辺の根拠。

私は、一旦クリアしていただくような考え方を持ったほうが、改善に進むんじゃないかなと思っております。そのことについて、質問申し上げます。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、発注工事における同業者間の話し合い等ということでございましたけれども、これにつきましては、町では談合防止マニュアルや、九十九里町建設工事等請負業者指名停止措置要領を整備しております。契約の円滑かつ適正な履行を確保しているところでございます。

その中で、談合情報対応マニュアルでは、その対応について、入札前や入札後、さらには入札後であっても契約を締結する前、締結後など、細かに規定をしておるところでございます。

九十九里町建設工事等請負業者指名停止措置要領では、談合が認められた場合の指名停止期間を規定しておるところであります。談合が認められた場合では、入札前では入札は中止となり、入札後であっても入札が無効となったり、契約が解除となる場合があったりします。

また、指名停止の処分を受けた場合は、その間に町が発注する建設工事等の入札には参加できないなどのペナルティーを課しておるところでございます。

入札業者には誓約書により、入札に際し、法令等を遵守し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約しますとの誓約を出していただいておりますので、このような対応を現在では図っておるところでございます。

それから、業者等との会食というようなお話もありましたけれども、これにつきましてはそのようなことが疑われることのないように、日ごろから職員にはコンプライアンスという

ことを説いておりますし、公正を害するような事案が発生し、確認された場合には処分を科すというようなこととなりますので、いやしくもこういうことのないようにということで、職員のほうには指導をしておるところでございます。

それから、補助金の関係でございますけれども、これにつきましては、補助金の各種団体への配付の算出根拠としましては、建設等に係るものにつきましては、地域での住民自治や社会福祉の推進のために必要とされるものかどうかを判断するところです。

団体に対するものにつきましては、団体の事業、活動が社会福祉に貢献が期待できるものかどうか、文化、芸術、スポーツの推進に寄与されるものかどうか、こういうところを見ております。

経済産業の振興を図るものとしては、地域経済、産業の振興において必要とされるものかどうかなど、公益性があると認められる場合としております。

補助金算出方法としましては、補助率、また一定の金額、あるいは単価掛ける人数などということで、算出方法が一定、一つの方法だけではないということでございます。その内容によって、計算の方法を若干変えておるところです。

補助金の見直しについては、所管する部署においてその是非について検証をしており、特に予算編成時には予算編成方針において、予算計上への留意点として、補助金の見直しを示しているところでございます。

さらに、改善策としては、その補助金の交付について期間を設定し、その終期にはその効果を検証する必要があるというふうに考えておりますので、平成29年の予算を編成する際にも、補助金の削減については各職員のほうに私から説明をして、取り組むように指導をしたところです。

引き続きまして、30年の予算編成の際にもさらに踏み込んだ形で、見直しについては必要なんだということを説いてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

まず、質問の1番目は、29年6月2日に読売新聞で、県水道局市川水道事務所で入札情報漏えい事件が公表されております。これは10件の工事について。落札率は94.75%から99.59%ということで、やはり平均落札率が非常に高いと。

これは、談合と疑われるけれども、談合ではないということのようですけれども、やはり

95%を超えると、談合に近いというような表現にされるようです。

当町の平成28年度の平均落札率が93.9%ということで前回お聞きしましたので、平準以内かなというふうには思っておりますけれども、この辺はもう常時徹底してお願いをしたいと思えます。

補助金の算出については、もう一回ちょっと検討していただいて、できるだけ見直しができるように、体制をとっていただきたいと思えます。

質問に入りますけれども、補助金団体の運営状況のチェックということなんですけれども、要は補助金を助成している団体に対して、やはり行政としてチェック強化が必要ではないのかなと思えますけれども、これについて御回答を求めます。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 議員御指摘のとおり、チェックということは必要だと思えます。

その中で、金額のほうも数万円の団体から、1,000万、2,000万というような団体がございますので、やはりその状況に応じた内容の確認というものが必要になるのではないかと思いますので、この点につきましても、担当課のほうにいま一度中身をよく確認するようにと、また団体との補助金の有効活用ということでの調整を図るよう指導してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

今の補助金について、やはり町として専門スタッフが私は必要ではないのかなと思っております。それか、人材育成。本当に、研修といっても、すぐ簡単にチェックできる人というのは育ちませんので、とりあえず専門のスタッフを導入して、検討していただくということも大事かと思えます。

大きな項目として、九十九里町公共施設等総合管理計画について。

午前中にも質問がありましたので、ちょっと割愛をさせていただいて、2番目の新庁舎建設に向けた取り組みについてということで、現状の庁舎においては大地震など、大災害に耐えられないと思えます。危機管理体制を構築するため、やはりぜひ取り組んでいただきたい項目です。

当町の司令塔としての役目、災害時の備えの重視、停電とかあったときの発電装置の設置

など、避難施設や備蓄倉庫もあわせもって、新庁舎建設を考えていただきたいと思います。

新庁舎建設が、やはりこの町の町民のための安心・安全のまちづくりの取り組みの第一歩と私は考えております。

町当局として、新庁舎建設について前向きに検討いただけるのか、再度答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

まず、新庁舎の建設そのものにつきましては、今回補正予算のほうにも提出をさせていただいておるところですが、公共施設等総合管理計画に基づきまして、まずは耐震診断というものを実施したいというふうに思っております。

この結果によりまして、耐震診断が耐震補強で進められるものなのか、やはり建てかえというような大規模な改修をすることが適切なのかということ、まずは判断をしたいというふうに思っております。

その後、結果によりまして、新しい庁舎を建設するというようなことになった場合には、今、議員のほうから御指摘のありましたようなことについては、当然優先順位を高く、担当する部署もありますので、そういうところと検討しながら織り込んでいくということが必要になることではないかというふうには思っておりますので、その際には十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、大きな項目の3番目として、東千葉メディカルセンターの抜本的改革について。

まず、平成28年度の決算状況について。

5月31日に説明はありましたけれども、その中でまず質問、1項目め、東千葉メディカルセンターについては、平成26年4月オープン以来、3年間で予想以上の赤字決算となっていると思います。本当に病院経営は大丈夫なのかどうか、質問いたします。

2番目として、東千葉メディカルセンターへの財政負担が大きく、当町と東金市の財政状態は本当に大丈夫なのでしょうか。これについて質問します。

3番目、東千葉メディカルセンターの医療機器購入実績と、その購入価格の妥当性について、調査検証をするにはどうしたらよいか。

3点を質問いたします。お願いいたします。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、ただいまの御質問に順番にお答えさせていただきたいと思います。

質問の1番ですが、新設病院におきましては、一般的に建物や医療機器等の初期投資費用に伴う減価償却費が大きくなることから、開院当初の赤字額が大きくなる傾向がございまして、当初の中期計画におきましても、3年目までは赤字を見込んでおりまして、3年間で21億8,700万円の累積赤字を見込んでおりました。

県交付金からの前倒し支援を含む第2期中期計画の変更を行い、改めて現状を踏まえた収支見通しを立てたところでございます。

現在、平成31年度の単年度黒字化に向け、法人においても患者数の増、手術件数の増を図るなど、さまざまな経営改善の取り組みを実施している状況でございます。

続きまして、2番目、東千葉メディカルセンターの財政負担ということですが、収支計画では平成31年度以降、単年度の収支は黒字になり、経営が安定する見込みでございます。この収支計画を実効性のあるものとするためには、病床利用率の向上や外来患者数の増加はもとより、経費の削減を図るなど、中期計画で定めた事項を着実に実行することが重要であると考えております。

このため、町といたしましても、早期に経営が安定するよう、千葉県、千葉大学医学部附属病院とこれまで以上に連携を密にしまして、設立団体である東金市とともに、東千葉メディカルセンターを支援してまいりたいと考えております。

続きまして、最後の質問ですが、東千葉メディカルセンターの医療器具の購入実績に関することですが、東千葉メディカルセンターの医療機器等の購入につきましては、入札制度を活用して購入しております。医療機器等の詳細な事項に係る情報公開につきましては、センターの運用判断に委ねられているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

今の回答で、まず3年間の赤字、26年度が15億4,000万の赤字、27年度が16億5,600万の赤字、28年度が今の予想では11億7,700万の赤字ということで、合計すると43億7,300万になろうかと思えます。

先ほど、3年間で21億8,700万の累積赤字という考え方について、この相違点はどのようなことなのかを教えてくださいと、それだけ、まずお願いできますか。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当初計画では、3年間で21億8,700万円の累積赤字を見込んでおりましたが、314床のフルオープンを目指してこの計画はつくられておりました。

現実的には、病院の病床数は今やっと200床ほどでございますので、その辺の収支見込みがかなり異なっていた結果が、この数字にあらわれているものと思います。

以上です。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

平成27年度まで、債務超過額というのが8億3,400万でした。28年度の決算を見込むと、要はマイナス11億7,700万ですから、それが大体のつきちゃうと。そうすると、債務超過額が20億になっちゃうんです。

この場合に、これだけ増加して、その対策は何か検討されているのかどうか。このままだと、マイナス20億の債務超過額だと、どこの銀行も相手にしてくれませんよ。どうするんですかね。ちょっと教えてください。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

赤字額の予想としましては、28年度は11億7,700万を見込んでおりますが、その額の全てが負債の額というふうに加わるものではございませんので、単純に11億7,700万を加えるものではないかと思っております。

具体的には、貸借対照表の関係がまだ病院のほうから示されておられませんので、それを見て累積債務超過額を判断したいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

その辺の問題は、やはりこれからの課題ということで、よくよく、町長を初め副町長もよく御検討いただいて、どうしたらいいのか、お願いをしたいと思います。

先ほどの回答の中で、医業収益の減少について、入院収益の減額により医業収益が減っ

やったと。目標が166.0人、1日当たり。入院単価7万円。実績が164.9人、1日当たり。単価が7万134円ではぼ予定どおりなんです。

ですから、これが減額の要因というのは、ちょっと表現としてはおかしいんじゃないかなと。訂正をしていただきたいと私は考えております。

以上です。お願いします。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

経営指標につきましては、この間も東千葉メディカルセンターからの提出された資料に基づいて、私がお答えしているところでございますので、その辺につきましては、メディカルセンター側に確認をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

じゃ、次に移らせていただきます。

平成29年度の運営方針と資金計画について。

質問、1番目として、病院事業特別会計と東千葉メディカルセンター会計の資金の流れについて、お尋ねをします。

決算説明や、第2期中期計画変更時の説明に際して、予算比較表、収支計画比較表、資金計画比較表の3表があります。この相違点と考え方について説明を求めます。

2点目が、平成28年度営業外費用において、支払利息は毎年大体1億3,000万というふうになっています。しかしながら、今回28年度の決算予想の中では、その他営業費用で3億487万8,000円。これが、今年になって急遽出てきた数字です、計上されました。これは、消費税関連の支出ということでせんだっても回答いただいたんですけども、平成29年度のその他営業費用に、今度幾ら計上する。今まで計上されていなかったんじゃないかなと思うんです。

今までの医業収益の推移からすると、27年が2億で、28年が3億、29年が4億ぐらい計上せざるを得ないんじゃないかなと思われるんですけども、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

高木議員のおっしゃいました表なんですけど、先日、全員協議会のおきにお配りをしました29年度の計画の中に入っていた表なんですけど、予算の表につきましては、基本的な考え方として、資金ベースの収入と支出をあらわしたもので、非現金の収入や支出、繰越金は含まないものとされています。

2表目の収支計画表につきましては、損益ベースの収入と支出をあらわしたもので、非現金の収入や支出を含むものでございます。具体的には、減価償却費等がこの中に含まれるかと思えます。

資金計画表につきましては、資金ベースで資金の流れを活動ごとに区分したもので、非現金の収入や支出を含まないもので、前期からの繰越金及び次期の繰越金を含めて、資金の流れを示した表となっていると回答を受けております。

続きまして、その他営業費用につきましては、全員協議会の中で説明がありましたとおり、消費税であるということで報告を受けております。患者数の増加によりまして、課税取引である医療器材の購入が増えることから、消費税額も増加するものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 高木議員に申し上げます。残り時間があと10分ほどになりました。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 高木です。

焦りますね。

第2期中期計画の変更案が出ております。12月に出了たけれども、これ以上に負わなければならないようにしていただかないといけないということが、まず第一だと思います。

せっかく12月に変更しているわけですから、それ以上に、さっきの消費税じゃないですけども、29年度、4億になったりすると、もう29年度、赤字が7億1,400でしたか、見込みが。そのうちの4億食われちゃうんですから、3億しか赤字にできないという状況になってしまいますので、その辺はよくよく御検討いただいて、よくするにはどうしたらいいかな、月1億赤字が出ちゃうんです。それを赤字にならない、黒字化するにはどうしたらいいかなというふうに、最後、要望を含めてちょっと発言をさせていただきますけれども、経営健全化の取り組みということで、病院経営ではやはり最低限やるべきことについて、ちょっと申し上げます。

病院経営のテーマは、医業収益をもし仮に100%とした場合に、医業費用は100%以内にしていただくというのが、今の現実ではないのかなと思われます。

人件費、材料費、経費においてやはり見直しをしていただいて、医業収益に対して、今もずっと言っていますけれども、人件費率は50%以内、材料費率は30%以内、経費率は20%以内、これで合計100%以内に、これを実現していただきたいと私は切に要望いたします。

その他の費用は、平成29年度の2市町の一般会計繰出金7億7,400万がありますけれども、これでその他の費用についてはカバーできると思いますので、その辺をまず、今の目先の目標として取り組みをしていただいて、一日でも早く黒字化を目指していただくよう、要望いたします。

質問はやめます。

次に、海の駅九十九里に対する経営改善と推進策についてということで、平成28年度決算並びに運営状況についてということで、28年度の決算状況と運営状況について、27年度との比較、先ほど御説明いただきましたけれども、もう一つが未払い金と未収金の詳細内容について、町当局は把握しているのかどうか、説明を求めます。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 未払い金と未収金の把握についてという御質問ですがけれども、お答えさせていただきます。

未払い金、5月31日付で提出された事業報告書によりますと1,244万7,021円になります。この内容ですがけれども、出品者の29年3月分の売上金約973万円。水道光熱費約88万円、職員・パート給与122万円、その他浄化槽等の管理手数料となっております。

それともう一点、未収金につきましては694万5,751円となっております。平成29年3月末日までに納入されなかった水道光熱費の内訳ですがけれども、電気約208万円、水道料316万円、ガス138万円、その他雑収入12万5,000円、使用料20万円等となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

未収金等、もうちょっと詳細について把握していただくとよろしいかと思っておりますので、またお願いをしたいと思います。

今回は、時間がもうなくなっちゃったので、あと要望事項について、平成27年度の決算においての問題点等を含めて発言をさせていただきたいと思っております。

私は、29年4月11日に九十九里町商工会の調査委員会調査報告書を、これは29年1月10日から29年2月28日の間の調査内容について、公文書として情報開示請求をさせていただきます。

した。その中で、やはりいろいろと確認をしていきますと、問題点が結構出てきております。

27年度の決算においての問題となった九十九里町商工会の県補助金不正受給問題の内容について、本当は町当局から説明を求めようとしたけれども、これは新聞報道に記載のとおりと、28年12月9日と平成29年3月14日付の新聞報道に基づく対応ということで出ております。

その中で、千葉県が平成29年3月13日付で千葉県商工労働部から改善命令が出されております。その通知内容において、補助金不正受給返還命令、これはもとより、海の駅九十九里事業における不適切な事務処理があったと、これが明記されております。

指摘事項が、1点目が平成27年度特別会計海の駅九十九里の決算について、監査に当たって事務局は監事に対する説明を十分に行うとともに、監事は商工会の業務及び会計の状況を十分に確認の上、監査意見を表明することと。要は監査していなかったということだと思います。

寄附金を前提に、未払い金のまま内部に留保されている800万円について、実態に合った勘定科目とするなど、適正な処理を行うことと。これは、私、平成28年9月の第3回定例会において質問をさせていただきましたけれども、1年間そのままにしておいたということです。

次に2点目、職員の時間外勤務命令の徹底、時間外命令簿等の整備を図り、適切な超過勤務手当の支給を行うこと。試算表と支給額との差額の理由について明らかにしてくださいと。

3点目、会頭の旅費については、一部は給与規定に反する不適切な支給ということであり、適切な処理を行ってくださいと。

このほかに、先ほどの補助金返還命令246万39円と加算金、40万円相当ですけれどもその返還、それと商工会の本来の本業に専念することということや、それとあとまだ未解決の問題があります。

平成26年度の補助金の121万3,575円の支出がされましたけれども、この補助金を会に支払ったように見せかけて、そして迂回をさせて、餃子の製造機械を購入しました。購入代金の118万8,000円、これ、調査報告書に出ている118万8,000円に対して、領収書、売買契約書、振込金受取書、入出金の通帳、誰の名義なのか、誰が買ったのか、誰の名前で振り込み、契約したのか。これさえも開示されていません。そこが一つの大問題です。

○議長（高橋 功君） 高木議員に申し上げます。

残り時間わずかです。

○1番（高木輝一君）　そして、補助金121万3,575円と購入代金の118万8,000円、その差額の2万5,575円がどうなっているのか、不明だと私は思っております。これは、個人的横領かもしれません。これはわかりません。調べないとわかりません。

平成26年6月12日に、九十九里町から九十九里町商工会の簿外口座、これは裏口座ですね。18万7,000円の振り込みをさせた通帳の開示もされていない状況です。口座ナンバーが3004幾つというようなことで、何か言っていたようですけども、振り込みした通帳の入出金を調査すれば、個人的横領もあるかもしれません。これはわかりません。

○議長（高橋 功君）　高木議員に申し上げます。

時間がまいりました。

○1番（高木輝一君）　最後にします。

それで、平成25年度、この18万7,000円はゆるキャラの着ぐるみ試作品に関して、町から得た収入18万7,000円を適切に処理してくださいという指摘を受けております。こういったものが、あと、裏口座の31口座、こういったものも出ているということで聞いております。

この辺の調査をやはり、町の経済の発展のため、再構築のために、ぜひいろいろと対応していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 功君）　暫時休憩します。

再開は2時15分です。

（午後 1時57分）

○議長（高橋 功君）　これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

○議長（高橋 功君）　順次発言を許します。

通告順により、9番、善塔道代君。

（9番 善塔道代君 登壇）

○9番（善塔道代君）　9番、善塔です。

平成29年6月定例議会において、質問をさせていただきます。

地域では何が起り、何を求めているのか、きめ細やかに課題を捉え、政策を実現してい

く力が公明党にあります。それを可能にしているのが、ネットワークの力です。町民の皆様のお声を政策に反映していくために、身近な課題について質問してまいります。明確丁寧な答弁を望みます。

初めに、防災対策についてお伺いいたします。

松戸市の小3 女児殺害事件を受け、県は県内54市町村に対し、防犯パトロール車、通称青パトへのドライブレコーダー設置を促す方針を決めたと。今年度中に新たに200台の設置を目指し、警察OBが地域の安全を見守る防犯ボックスや防犯カメラを、通学路沿いを中心に増設していく考えと、毎日新聞の記事にありました。

また、森田知事は5月6日の定期記者会見で、繁華街だけでなく、登下校に子供たちが使うような人通りの少ない、少し寂しいところにも、市町村の理解を得ながら設置していきたいと述べております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、防犯パトロール車、青パトは、学校支援ボランティア、またボランティア99やPTA保護者、地域の防犯ボランティア組織の皆さんが使用しております。青パトへのドライブレコーダー設置をいかがお考えでしょうか。

2点目に、人通りの少ない通りは、本町にも多くありますので、通学路に防犯カメラ設置を望みますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

2項目めに、災害対策についてお伺いいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには一昨年に関東東北豪雨など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など、多くの災害が発生しております。

このような経験から、国を初め各自治体では、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきています。

そのような中、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であり、近年飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し、無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援提携を進めている自治体があります。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害時にお湯、お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあるといわれています。

そこで、本町においても、このように災害時に避難所や病院等において、お湯等飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自動販売機の設置、及び災害協定の締結を検討すべきであると思いますが、当局の見解をお聞かせください。

また、東日本大震災以降、海拔表示や津波避難場所、一時避難ビルなどの表示板が設置され、住民の皆様も安心しているところです。

しかし、自治体によって表示看板の違いがあり統一性がないこと、また2020年のオリンピックでは大勢の来訪者が見込まれ、大会のみならず、九十九里沿岸にも多数国からの訪問者が想定されます。

このような状況下で災害が発生しても、共通語として標準化された図記号が設置されることで、緊急時にも素早く安全な場所に避難することが可能になると考え、九十九里沿岸自治体との避難プレートの統一化を望みますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

3項目めに、要保護・準要保護児童生徒の就学援助についてお伺いいたします。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護などを受給するなど、経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度です。

しかし、これまでは、新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象は小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。

文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入と、新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童・生徒から、新たに就学予定者を加えました。また、文部科学省はこの改正にあわせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされたところです。

そこで、この文科省の制度改正に伴う、要保護児童・生徒に対する予算及び制度の変更を受け、本町としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問は終わります。再質問は自席で行います。

○議長（高橋 功君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えします。

最初に、要保護・準要保護児童生徒の就学援助についての御質問は、教育長から後ほど答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、防犯対策についてお答えいたします。

1点目の、防犯パトロール車へのドライブレコーダーの御質問ですが、現在町では青色回転灯付きの防犯パトロール車を利用して、子供たちの下校時間に合わせた見守りと、夕方からの防犯パトロールを、ボランティア団体の御協力をいただきながら行っておりますが、この車両にドライブレコーダーは搭載されておられません。

2点目の、通学路の防犯カメラ設置についての御質問ですが、現在、町にて設置した実績はなく、コンビニエンスストアを初め、民間事業者が防犯カメラを設置しているケースはありますが、必ずしも子供たちの安全確保を目的に設置したものではございません。

防犯パトロール車へのドライブレコーダー搭載、また防犯カメラの設置活用等、犯罪抑止効果等についてどのような方法が、犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりに役立つか、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、災害対策についてお答えいたします。

1点目の、災害時における避難所や病院でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進についての御質問ですが、本町において、現在千葉県、県内市町村、茨城県五霞町のほか、民間事業者ではNPO法人コメリ災害対策センター及び株式会社セブンイレブンジャパンと、飲料水提供の協定を締結しております。

また、お湯が必要な場合には燃料として、町内全てのガソリンスタンドと、一般社団法人千葉県LPガス協会山武支部と、燃料確保のための協定を締結し、災害に備えております。

2点目の、九十九里沿岸自治体との避難プレートの統一化についての御質問ですが、現在、沿岸自治体で設置してある津波避難表示板には、設置した東京電力柱とNTT柱により違いがあります。設置者が、市町独自の任意設置であることから、様式等は異なっております。

今後、劣化などにより再整備の際等、統一化ができるかどうか働きかけを行ってまいりたいと考えますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私からは、要保護・準要保護児童生徒の就学援助についてお答えをいたします。

就学援助における入学前支給を可能にするための対応についての御質問ですが、現在要保護児童・生徒につきましては、生活保護費より入学にかかる費用についても支給されることから、本町負担での支給を行っておりません。

また、準要保護児童・生徒につきましては、新入学児童生徒学用品費を、児童・生徒の入学年の4月末日までに認定を受けた者に対し、支給を行っております。

近年、近隣市町において、入学準備金として入学前の支給が増えていることから、本町においても入学準備金の整備に向け、現在対応を図っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

再質問いたします。

1点目のドライブレコーダーについてですが、ドライブレコーダーは本来交通事故の検証に使用しますが、事件解決に役立った例もあります。

県は、2015年度に青パトへのドライブレコーダー設置費用補助をスタートしており、1台2万から3万円程度で1万5,000円を上限に、設置費の半額を補助してきたとのことですが、この県の整備事業を活用し、早急に設置ができるよう対応をお願いしたいと思います。

今現在ついていませんけれども、本町にもつけるのは可能だと思いますけれども、再度設置できるかどうかをお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 善塔議員の御質問にお答えいたします。

質問にございましたとおり、今、全国で事故や事件が多発している中で、ドライブレコーダーや防犯カメラの重要性に関する認識が非常に高まっておると聞いております。

本日御質問のとおり、青パトへのドライブレコーダー設置でございますが、千葉県における平成29年度の千葉県地域の防犯力アップ補助事業という補助金が、議員がおっしゃった補助金だと思います。

ただし、今この補助要綱に基づき設置を要望するためには、本町の青パトがボランティアの方々の100%使用でなければ補助対象にはならない、というような。我が青パトは職員が併用して使うという併用型の青パトになっております。

この併用型ですと、今、県の補助金が使えないということがありまして、県に相談したこ

とがあるんですが、県の回答では来年度以降、補助要綱の緩和を今考えておるといことですので、青色パトロールカーへのドライブレコーダー設置の利便性、さらには重要性を考えた中で、県の補助金を有効活用しながら取り組みにはかかっていたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

補助金が併用できないという現在のものですが、今、課長がおっしゃったように、来年度から緩和していくとか、補助金を見直していくということをお聞きしておりますので。

ドライブレコーダー、そんなに高いものなんじゃないかな。私の車には載っていませんけれども、やはり事故等じゃなくて、先ほど女児の殺害事件の件があって、ドライブレコーダーがあったからこそわかったということがありましたので。

今、本当にボランティアの皆さんが本当にボランティアで防犯パトロールをやっていただいておりますので、そこについていけばまた安心なこともあると思うんですけれども、再度この検討をしていただきたいと思います。

幾らぐらいするのか。今、県の補助としては1台2万から3万円程度で、1万5,000円を上限で設置ができるという、半額補助していただくことになってはいますが、そんなに高いものじゃないんだな、単費でできるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

また、公用車にもドライブレコーダーの設置ができないのか、お聞かせください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 議員おっしゃるとおり、確かにドライブレコーダー1機の値段は、私も調べましたけれども、ピンからキリまであるようです。1万円以下から5万円、10万円というものまであるそうです。

ただ、その性能が記録の方式によって違ったり、それから撮影する画素数によって違ったり、そのデータの保管がきちんとできるかできないかになっているかの違いだとか、機能だとかによってやはり金額が異なってくるんです。ただ、県が補助の対象としている金額は、やはりかなり低目の金額なので、ただ撮れば良いといった物が県の想定だと思っております。

ただ、重要性については先ほども申しているとおおり、事故の検証だけではなく、青パトが

常時撮影をしているという副次的な、犯罪抑止効力まではいかないかもしれませんが、あるとも言われておりますから、県費の補助を、対象を利用することを一番に、その後については単費でも、導入については考えていきたいと思っております。

その他、公用車については企画財政課長からお答えします。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、今、議員からの御質問の、庁用車全般ということでお答えさせていただきます。

ドライブレコーダーの設置の有効性というものを、テレビ、新聞等でも目にしたり耳にしたりということはございますので、この設置につきましては車両の利用状況、庁用車の使用状況を考え、また効果等を考慮しながら、設置については検討してまいりたいと。

ただ、かなり、小さな町ですけれども台数がありますので、全てに設置をすることが、走っているその環境等も考えた中で、効果的かどうかということもございますので、設置に当たってはどのような使い方をしている車両からつけていくのがいいのかというようなことも含めて、検討をしていきたいというふうには思います。

今すぐというわけにはちょっといきませんので、青パトのほうとまた協議をしながら、今の時点は検討をしていきたいなというふうには思っております。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

青パトのほうは、職員がパトロールしているのは見たことがないんですけれども、青パトに乗ってどこかに行っているのかもしれませんが、大体3時の放送を聞いて学校支援ボランティアの方が動いてくださる。また、夜は各地域のボランティアの方が、防犯のために青パトに乗っているんじゃないかと思っておりますので、いいと思うものはやっぱり取り入れるべきだと思うんですね。何かがあっては困っちゃうわけですので、そのためにも、幾らでもないものだったら考えるべきだと思います。

また、公用車にとってはこれから検討するということですので、まずは1台の青パトを先に、早急にでも考えてつけていただき、公用車にも全部とは言いませんけれども、徐々にやっていたらと思っております。

次に、防犯カメラですけれども、県くらし安全推進課によると、現行の制度はひたくり、自動車盗、車上狙いの3種類の犯罪抑止目的に限る規定があるようですが、今後は通学路の安全確保を目的とした設置も対象とすると、規定の変更を検討する考えです。

また、千葉日報によると、松戸市の女儿殺害事件を受けて、県が市町村の防犯カメラ設置に対する補助金制度の見直しを検討していくことが、4月27日にわかった。

先ほどの、多分ドライブレコーダーと一緒に思うんですけども、現行制度では通学路の安全確保が補助対象外となっており、今後はより活用しやすい制度とすると考えているとのことです。

本町もこの制度を活用し、各小学校や中学校の通学路に防犯カメラを設置していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） これも、先ほどのドライブレコーダーと同じように、犯罪抑止力の今一番効果的なものとして、防犯カメラの設置が求められておる状況でございます。

今、議員おっしゃられたとおり、千葉県の補助事業では、基本的に繁華街におけるひったくり、車上泥棒、それから自動車泥棒を対象とした設置に関して、補助金を交付するという方式でやっております。

ですから、これは基本的に本町にいうとなかなか厳しいハードルであって、今後県のほうも、通学路に関してというのはちょっと大きなくくりではございますけれども、補助対象範囲を広げて補助活動をしていくというのは、確かに本年加えて出てまいりましたので、この活用については一考していくべきだと思っております。

ただし、カメラの設置については、基本的に、これは先ほどのドライブレコーダーと違いまして、カメラ自体の経費、ちょっとうちのほうで調べましたけれども、一番ポピュラー的でもやはり1台四、五十万。それから、例年かかるランニングコスト、それから機器自体が約5年程度が、下手すると交換時期になっちゃうと。高価な、100万とか200万とかの機種だとかなり長い期間使えるものもあるそうですけれども、機器自体が高価になってしまうことがまず一つのネックになっているということがあるそうです。

それから、これは千葉県で一番多く設置している市町村は、市川市と聞いております。千葉市もかなり設置をしておるんですが、一番ネックになっていることはどういうことかと聞きますと、カメラの経費だけではなく、その撮影された画像管理と言われました。

何でかといいますと、撮影された画像の管理として、特に個人の画像はプライバシーの観点から個人情報にかかると。このデータ管理に当たっては、取り扱いの規定やルールを整備し、厳密に管理をしなければならないということがあって、その辺のまず制度設計も必要であろうといわれております。この辺の制度設計は準備をし、取りかかっていけばよいことで

す。町といたしましても、有効性は大きいにあるものと思っております。

ただ、近隣でも申しましたとおり、まだ多くの例がない。東金市においては、駅前の交差点と小・中学校への設置のみと聞いております。それから、大網白里市においては、市内で唯一、大網アリーナの駐車場に設置をしてあると。

まだその活用の例が余り多くないので、例えば通学路の末端部にどのようなカメラが適切なカメラなのかというのも、まだ検証もされておられませんので、有効性とカメラの機能等も踏まえた中で、今後取り組みについては検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

先ほどの県補助、今年度の県補助じゃなくて、今後見直しをしていくという知事のお話もありましたので、今年度すぐとは本当に、今言ってあしたということはできるわけじゃないので、今後その補助を使えるんだったらどうかなということもありました。

また、知事のほうからは繁華街だけじゃなく、人通りの少ない、少し寂しいところという、そこにも設置ができたらと、市町村の理解を得ながらということも伺っておりますので、やはり本町の繁華街というところは、皆さんがよくわかるところのみだけであり、そうでないところがたくさんあります。

また、本当にメリット、デメリットがあると思いますけれども、今、防犯カメラのことは何度も話が出ていることですので、いいほうに使っていただけたらと思うんです。

私、10年前にやっぱり、14年前もそうなんですけれども、不審者が出る時期がありまして、住民さんから本町の街灯のところにでも防犯カメラを設置していただけないかというお声が上がりました。

だけれども、10年前となると、まだ防犯カメラというものがそんなに浸透していなかったのかな、ないときだと思ったので、これには余り、思っただけなんですけれども質問していませんでしたけれども、今、防犯カメラを知らない人はいないのではないかと思います。

そして、またくじゅうくり安全・安心メールなどで不審者情報が入ってきておりますので、こういう場所から始点的に設置ができないのか、再度お願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 補助金の話は、先ほど議員と私が申しましたとおり、県のほうでも来年度以降、緩和に向けた措置はとるというお話ですので、それは注視しながら踏まえて

いきたいと思います。

それから、設置については、なかなか末端のところの設置の、先ほど申しましたけれども、例が少ないことから、その辺についてはどういう設置が効果的なものになるのかも踏まえながら、少し検討させてください。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

近隣の状況等は考えなく、本町にいいと思うものをしっかりとやっていただきたいと思えます。防犯カメラは犯罪抑止力にもつながりますので、子供たちの安全・安心のために設置していただければと思っておりますので、お願いいたします。

では、次の質問です。

災害関係の災害提供についてですけれども、本町では現在紙カップ式自販機が本庁の食堂と公民館に設置されておりますが、今後お湯と飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結をお願いしたいということを希望しているんですけれども、先ほどちょっと答弁が若干違うところに行ってしまったけれども、このこと、交換できるものなら交換するとか、どこかの事業所と提携が結べるのだったらお願いしたいということを再度お聞きしたいんですけれども。

それと、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されたそうです。

また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣されたDMATの方からも、お湯の提供は大変助かったとの声が出ております。

災害時では、飲料の確保とともに、傷病者の受け入れは重要な問題となります。東千葉メディカルセンターも災害拠点となっていると伺っております。

そこで、災害対応型紙カップ式自販機の設置やお湯の提供など、ライフラインはどのような体制になっているのか、お聞かせください。

2点、東千葉メディカルセンターと先ほどの紙カップ、本町において提供できるのかどうか。締結がとれるのかどうか、お願いします。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問の、災害対応型紙カップ自販機によるお湯等の供給の御質問

でございますが、現在町に設置しております自販機の中で、カップ型の自販機は、今おっしゃられたとおり、本庁の食堂と中央公民館に設置されている、ある業者の自販機でございますけれども、このメーカーに確認したところ、このメーカーでは、議員御質問の災害時にお湯だけが出る、水だけが出るといった機能を持った自販機は用意をされていないということでありました。

そのほか、じゃ、そういう災害時にお湯が出る販売機はどこが持っているんだろうかというのでも調査をさせていただいたところ、どうも私どもの調査で出てきたのは1企業しか出てきませんでした。

その1企業に話を聞いたところ、やはり千葉県全部を確保しているわけではないので、九十九里町については現在のところは、提供エリア外だというお話も聞いております。

ただ、議員おっしゃるとおり、災害時にはミルク等をつくる必要も出てくることから、どうしてもそういう自販機があればありがたいなと思っておりますが、今のところ、今説明したとおり、直近にはすぐはないようです。

それから、この1業者にも確認したんですが、電源が切れたりした場合には対応はやはりできないということでありました。停電時については、機能はできない。

ただ、そのほかの一般的な自販機、ペットボトルですとか缶とかの自動販売機ですと、災害時提携を結びますと、無料でその飲料水のあるだけは提供してくれると、そういう機能を持った自販機のメーカーもございまして、そういうところとは今後入れかえ時については、なるべくそういう提携をとりながら、機器の導入に対して向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、私のほうからは、災害時の東千葉メディカルセンターの対応について、お答えさせていただきたいと思っております。

ただいまの御質問の中にもありましたように、東千葉メディカルセンターは山武長生夷隅保健医療圏域内唯一の災害拠点病院となっております。このため、給湯対策ばかりではなく、ライフラインの確保ということで説明させていただきたいと思っております。

このため、ライフラインの確保対策としましては、電気につきましては、A重油を燃料としました自家発電機を備えておりまして、燃料の備蓄については3日分となっているそうです。なお、水についても給水タンクに3日分の備蓄をしているとのことでした。

先ほどから出ていました給湯に関してですが、熱源に関しましては東金市の市営ガスを利用しておりまして、病院の近所にあります丘山台の供給所から供給されております。

病院までの管路につきましては、耐震基準に適合しているために代替の熱源対策を行っていませんが、万が一管路が損傷しましても、直線距離で500m程度となっておりますので、仮設管路で対応することになっているそうです。

先ほども申しましたが、東千葉メディカルセンターは災害拠点病院の指定要件を全て満たしていますので、給湯設備を備えた自動販売機等を導入しなくても、自己完結型でライフラインの確保は図られている状況となっておりますので、災害時においても給湯、給水、エネルギーの供給については問題はないかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

東千葉メディカルセンターのほうは、しっかりと対応ができているということですので、安心いたしました。

本町のほうの紙カップ式自動販売機、1社しかないということもありますので、私のほうも調べたんですけども、そんなに多くはないけれども、やはりこの自販機でお湯が出て助かったというか、提供が大変助かったというお声を聞いておりますので、本町にも速やかに対応ができる、協定を締結するということですので、そういう業者があつたら締結をしていただけるんだと思いますので、お願いいたします。

それでは、避難プレートの件についてですけれども、案内図記号を改正し、災害種別をあらゆる図記号等を新たに追加され、国においても指針が示されたようです。

九十九里沿岸自治体と連携し、避難プレートの統一化ができないのか。また、県土木課や県危機管理課でこういう話し合いができないのか、再度お答えください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 災害に関し、避難関係の指示やサインがばらばらだということをもとに、今、議員がおっしゃったとおり、今年3月に日本工業規格——J I Sにおいて、災害種別避難場所図記号、避難所図記号についての統一化改正が行われております。

ただし、御質問の津波避難表示板、俗に言う津波避難プレートとかと言われる分についての統一規格は現在されておられません。やはり設置に関して、海岸を持った市町村の設置が多いということもあるようです。統一的な規格はされておられません。

ただ、町長答弁にもありましたとおり、平成23年の東日本大震災以来、海岸を持つ市町村はいち早くプレートの設置に取りかかっておった。これが逆に、ばらばらな設置にもなったというふうにもなっております。

そういうことから、今後劣化による再整備、それから新たな基準等が整備されることも想定されますので、それにあわせて海岸を持つ市町村が連携をとった、町民に限らず、来遊客を含めた対象として、避難プレートの統一化に向けては、本町からも発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

そうですね、統一化ですので、やっぱり皆さんと話し合うということが必要ですので、県の補助金がこれには出るということをお聞きしましたので、近隣自治体とよく協議をして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、要保護・準要保護生徒の就学援助について質問いたします。

要保護児童・生徒の新入学用品の支給は、生活保護費から入学にかかわる費用が支給されていると答弁をいただきました。

実際、本当に入学前に支給されているのか、担当課長、教えてください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

要保護の児童・生徒、生活保護世帯に対する就学援助についてですが、議員おっしゃるとおり、生活保護費の一時扶助として、限度額の範囲内で入学前に支給するものでございます。

入学準備金といたしまして、小学校、中学校へ入学する際に必要な学用品を購入し、立てかえ払いにより精算する方法が基本でございますが、家庭の状況に応じまして、県のケースワーカーと協議し、概算払いにより現金を支給することも可能としております。いずれも、入学前に支給することができるかと聞いているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

本当に入学準備金として支給されるということで、安心してランドセルは買えるのかなというところですよ。わかりました。

それでは、要保護に対しては間違いなく、今言ったように支給されるということで安心しておりますけれども、それでは準要保護の児童に対する国の予算措置がないため、全額町の単費になっていますが、今後就学援助における、特に準要保護生徒を対象とする新入学児童・生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための要綱等、改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） ただいま、善塔議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、本町においては、九十九里町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒就学援助並びに特別支援教育就学奨励に関する要綱の規定にのっとり、準要保護児童・生徒に対する援助を行わせていただいております。

本年度中に、当該要綱の改正を図り、来年度から新入学児童・生徒の学用品費の入学前支給が図れるよう、予算措置も含め、関係部署と協議し、対応を図ってまいりたいと考えていますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

今、答弁いただきましてありがとうございます。

小学校、中学校の入学準備金の整備に向けて、対応してくれるということですね。準要保護もね。来年度から実施できるよう、本当に努力していただきたいと思います。

また、今回の質問の防犯対策、災害対策には県の補助金があることから、活用できるものは活用していただきたいと思います。

そういうことで、素早くできるものは、町として独自に対応できるものはお願いしたいと思います。近隣市町村と関係なくして、町独自で対応していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

再開は3時10分です。

(午後 2時55分)

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、6番、荒木かすみ君。

（6番 荒木かすみ君 登壇）

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木かすみです。

議長のお許しをいただきましたので、平成29年6月第2回定例会におきまして、一般質問を行います。

先日、地方議会改革の先進事例を視察するために長野県に行かせていただきましたが、その地域の議会運営にかけるそれぞれの議員の努力と、政策実現に向けた町民のサポーター制度に感心をいたしました。

地方議員の役割として、大まかに4つの仕事があります。

1、政策や予算の決定者。2、執行機関への監視者。3、政策や条例の提案者。4、民意の意見の集約者であるといわれております。その意味からも、日々学び精進を重ね、真剣に取り組まなければならないと決意を新たにいたしました。

中でも、政策や条例の提案者として、民意を反映させるためには、法に詳しくなければ条例等の作成はできないと思いました。できれば、議会事務局もしくは広域で地方版法制局のような機関があれば、民意を形にし、法整備できることから、さらに大きく地方自治が進むのではないかとの思いを強くいたします。

また、ふだんから議員もわかりやすい議会の伝達を心がけ、議会で話し合われることが直接町民の健康と幸福のためになるような議論を展開できればと思います。ルールにのっとり、町を思う議員と行政など、意見交換の場が議会です。より活発に行われることを目標としたいと思います。

また、本日傍聴にお見えいただき、関心を持っていただきました皆様に感謝申し上げます。皆様のお声をもとに、本日は5項目、10点につきまして、通告に従い質問をいたします。町長並びに当局の明快な答弁を望みます。

初めに、今後の保育所の利用の考え方についてお尋ねをいたします。

本町の人口は、さまざまな要因により減少し続けております。その影響で、町の施設にもあきが目立ち、中でもこども園の建設により、保育所が全てあいてしまいました。民間への

貸し出しの要望がありましたが、町内集会所の利用が見込まれるところと、また借地のため使用目的が違ふと使えないというようなことも聞きました。

このまま、何もせずに置いておくのは、防犯の面からも好ましくないと考えますが、町としてどのように使っていくのか、方針なりをお聞かせください。

次に、公共施設の利用に関して、当初の使用目的と違う施設として使用ができるのかということ。これらの施設をもっと柔軟に考えて利用を促進してほしいと、以前より提案をさせていただいておりますが、改装や用地目的の変更などして使えないのか。ほかの市町村でも、廃小学校を美術館や民間のアトリエ、作業場として再利用している例などがあるようですが、そのような使い方はできないのでしょうか、お聞きいたします。

そして、住民のもったいないという気持ちに答える、公共施設の利用ができないかということをお聞きします。

このままあいている施設を使わなければ、もったいないとの声をよく聞いておりますが、なぜ自由に使えないのか。住民への説明がないままだと、廃墟になってしまいそうだという不安と維持費の継続等、気になるところです。そういった疑問や使い方への相談機関が町にありますでしょうか、お聞かせください。

次に、農業用水路の安全管理と対策についてお伺いいたします。

農業用水路は、場所により県道につくところ、農道についているところ等、管理者が変わると思われませんが、それぞれの場所での事故を防ぐために対策はあるのかをお聞かせください。

町内でも使われているところ、途中で切れてしまっているように見受けられるところ、大小さまざまです。それぞれどこで管理をされているのか、お聞かせください。

次に、事故が起きた場合、保険等でけがなどの補償はされるのか。概要をお聞かせください。

次に、町民の中小企業に向けたよろず経済支援の相談について。

町内の空き店舗が示すように、経営に陰りが出てきたときのよろず経済支援相談を受ける場所と、利用方法についてお伺いをいたします。

本年1月18日に、広報の紙面にてお知らせのあった、サテライトと呼ばれる中小企業向けの経済支援の説明会がありましたが、全体像はわかりましたが、その利用についてなかなか難しいように思えました。そこで、もう少し詳しく、その利用方法と実績など伺えたらと思います。

例えば、商売をされているところでも、後継者のためにも、本町へ定住してもらう町外の方のためにも、経済的な安定がなければならぬと考えますので、このような機関の利用をさらに促進するよう期待いたしますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、町内金融機関との連携と支援について。

このような経済支援においては、金融機関との連携が必要と思われませんが、どのような仕組みで連携をされているのか。金融機関との関連をお聞かせください。

次に、町ボランティア活動の推進についてお伺いいたします。

本町のボランティア活動は、多くの団体がある中で、重複している方も多数いらっしゃいます。各種ボランティアグループの高齢化に伴い、人材が不足しているとの声もあります。

福祉、環境美化など、これからの大きな課題となりますが、特に交通支援のボランティア活動に対しては、要望も多くあるにもかかわらず、伸び悩んでいるというのが現実です。今後、拡大をしようとするときに、これ以上無償で運転などをお願いするには、負担が大き過ぎると感じています。

そこで、有償で行うなど、要望に応えられる拡大の方法はないかと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、一人でも多くの方に町のボランティア活動に参加していただくために、どのような方法があるのか。人材の不足を補うために、魅力ある活動の推進を図らなければならないと思われませんが、当局の考えをお聞かせください。

最後に、オリンピック・パラリンピック開催に備えて。

民宿、民泊の準備として空き家・空き室の手入れ、受け入れ予定者などの登録希望等、町として整備する制度が必要ではないかと考えますが、その用意が町にありますでしょうか、お伺いいたします。

国、県の方向性、法整備、町としての取り組みがあればお聞かせください。

再質問は自席にて行います。項目を分けて質問いたします。

○議 長（高橋 功君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えします。

初めに、今後の保育所の有効活用についてお答えいたします。

1点目の、現在あいている公共施設の利用の考え方についての御質問ですが、今年度から

未利用の施設となった2カ所の保育所は、どちらの施設も鉄筋コンクリートの建造物であることから、将来的にも有効活用が期待できる施設であると考えております。

なお、今後の利活用につきましては、昨年度に引き続き関係各課が連携し、組織の枠組みを越えて検討を重ねているところでございます。

2点目の、公共施設の利用に関して、当初の使用目的と違う施設として使用できるのかとの御質問ですが、保育所は補助金を活用して建設した施設であるため、児童福祉施設以外の利用については、補助金の返還等も含めたさまざまな制限がございます。施設の後利用を推進するに当たっては、国との協議を含めて検討してまいります。

3点目の、住民のもったいないという気持ちに応える、公共施設をより有効に使うための相談機関があるかとの御質問ですが、本町においては、特別な相談窓口は設けておりません。したがって、御相談があった際には、施設を所管する部署がお話を伺うこととなります。

なお、公共施設の有効活用につきましては、組織の枠組みを越えて取り組んでおりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、農業用水路の安全管理と対策についてお答えいたします。

1点目の、農業用水路は場所により管理者が変わると思うが、事故を防ぐためにそれぞれの対策があるかとの御質問ですが、土地改良財産については産業振興課が窓口となり、各管理者と連携を図り、危険な箇所については、事故防止のためフェンスやガードパイプ等を設置し、安全を確保しております。

2点目の、事故が起きた場合、けがなどの補償はされるかとの御質問ですが、土地改良財産である水路や道路、施設において、管理者の瑕疵により発生した事故については、町が加入している土地改良施設賠償責任保険により補償されることとなります。

次に、町民の中小企業に向けたよろず経済支援相談について、お答えいたします。

1点目の、町内の空き店舗が示すように、経営に陰りが出てきたときのよろず経済支援相談を受ける場所と利用方法についての御質問ですが、中小企業や小規模事業者など、経営上のあらゆる悩みの相談に対応するために、国が全国による支援拠点を設置しております。

千葉県では、千葉県産業振興センターにおいてサービスを提供しているほか、東金市、大網白里市、山武市にサテライト相談所が開設されております。本町においては、産業振興課が窓口として、御案内させていただいております。

2点目の、町内金融機関との連携と支援についての御質問ですが、千葉県よろず支援拠点における相談の結果、売り上げ拡大に資金調達が必要になった場合、町で実施している中小

企業資金融資制度による支援が考えられます。

この融資制度は、町と金融機関との協定に基づく融資で、利用者は利子補給が受けられるため、事業者にとって負担の少ない制度となっております。

千葉県よろず支援拠点への相談業務について周知を図るとともに、金融機関と連携した資金融資を行い、中小企業者への支援に努めてまいります。

次に、町ボランティア活動の推進についてお答えいたします。

町のボランティア活動については、社会福祉協議会を通じて活動の支援や相談、また災害時には災害ボランティアセンターの設置・運営等を行うこととしております。

それでは、1点目の、各種ボランティアグループの高齢化に伴い、人材が不足している。福祉・環境美化・交通支援等のボランティア活動に対し、有償で行う制度はないかとの御質問ですが、社協だよりやホームページにより、募集や啓発活動を実施し、10団体、個人の方を含めると、現在232名の方がボランティア登録しており、微増傾向であると聞いております。

活動内容としましては、主に清掃等を含めた美化活動、福祉活動や高齢者の外出支援サービスを無償で行ってくださっております。

有償制度については、現在行っておらず、今後の検討課題として協議してまいりたいと考えております。

2点目の、ボランティア活動をさらに推進するために、当局のお考えを伺うとの御質問ですが、昨年度、豊海小学校、九十九里中学校、九十九里高等学校が、福祉教育推進指定校に千葉県より指定を受けました。

児童・生徒に対し、募金活動や福祉体験学習等を通して福祉教育を推進することで、ボランティア活動の参加を促進してまいりたいと考えております。

次に、オリンピック・パラリンピック開催に備えてについて、お答えいたします。

民宿、民泊の準備として空き家・空き室の手入れ、受け入れ予定者などの登録希望等、町として整備する制度が必要ではないかを伺うとの御質問ですが、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、各競技会場周辺の自治体では、観光客の増加に期待が高まる一方で、宿泊需要への対応が懸念されており、解決策のひとつとして、地域の人口減少や都市の空洞化により増加している空き家を活用した、民泊サービスへの注目が高まっております。

このような状況の中で、政府は民泊の規制緩和に向けて新たな法整備を進めており、本町といたしましても動向を注視しているところでございます。

以上で、荒木議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

では、項目を分けて、現在あいている保育所の利用の考え方について、質問させていただきます。

もう少し具体的などころでお聞きしたいと思います。補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律というふうにございましたが、他の市町村の廃校利用などはこの問題がクリアされての利用ということになりますでしょうか。

この法律の中では、たしか使用目的が変わると、補助金の返還という問題が出てくるということですが、以降、児童福祉施設として使う当てがないというのならば、返還費用が幾らかかって、その費用は誰が払うということになるのか。また、例えば住民との協働の場として誰かが使うという、町内会でも何でもそうですが、児童福祉施設ではないということなので、この費用がもし高額であれば、高額が発生するというのでしょうか。

また、前に御相談申し上げた民間に有料で貸す、または売却するというような場合でございますが、該当する団体がお金を払ってまであるかという問題が出てくるということだと思います。

町長答弁の中にもありました有益な利用という中には、高い費用を払ってまで、積極的に使うことができないという選択肢も出てきてしまうのではないかと思います。補助金の返還が終わるまで、使うことが難しいということになってしまったら、住民のもったいないなという感情に対して説明が必要になりますが、この点も踏まえ、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、法律により10年経過前に使用目的が変わる場合には、補助金の返還が発生いたします。

作田保育所の場合には、平成21年に補助金を活用しているため、もし今年度財産処分をする場合には、約1,500万程度の返還が見込まれ、補助金の交付を受けました町がお返しすることとなります。また、有償譲渡、有償貸し付けをした場合にも、保育所建設時の受けました補助金にも納付金返還金が発生することとなります。

施設の後利用の推進に当たりましては、今後も協議を重ねてまいりたいと思いますので、

御理解のほどをお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 今までお聞きした中で、なかなかそこまで具体的なお返事をいただくことができなかつたんですけれども、大体わかりました。

できればお問い合わせいただいている方や町民に、経過なりを知らせてもらえれば、町が放っておいてるわけではないよという真意が伝わるとと思いますので、どうかその辺の説明もしていただきたいというふうに思います。

また、ほかにも本町における公共施設で使われていないところ、午前中でも皆様からいろいろお話がありました。もったいないと思われる場所もまだまだあります。人口減の折、そんなに多くの施設を必要としないことも事実だと思います。

それなら、今ある建物を有効利用するために、用途の変更も必要になってくるのではないかと思います。使いたいと思えば、建てたときと用途が違うということでお金がかかるということだと思います。

この状況の中で、国、県には地方の状態を、人口減の問題をわかってもらいたいというふうに思います。実際に建物を使うことができないでそのままになっていることを、やはりそれがどうしてなのかということを知ってほしいというふうに思います。

補助金等の縛り等の考え方を変えるような方向に、かじを切ってもらえたらというふうに、私個人としては思っております。

建設当初、これほど人口減が予想されないことでしたので、仕方がないことではありましようけれども、地元で有効に使える裁量の幅を持てるよう、国、県に働きかけができればというふうに思いますので、この件はまたの機会ということにさせていただきます。

次に、農業用水路の安全管理の対策についてお伺いいたします。

先ほど町長答弁の中にもありましたが、フェンス、ガードパイプ等、近年設置された箇所具体例があれば教えてください。何か所、こんなところだということがあれば、教えてください。

また、特に雨の降った後の排水路などに警戒が必要な場所の特定をされておりますでしょうか。お聞かせください。

また、土地改良施設賠償責任保険について、本町で使われたことがあるのか、他の市町村の事例などがあれば聞かせてください。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

近年、ガードパイプ、フェンス等が設置された箇所があるかという御質問ですけれども、産業振興課におきましては、平成25年度から平成28年度にかけて浜側の護岸改修工事を行い、それに伴って護岸のかさ上げも行いましたが、このかさ上げ箇所につきましては、もともと転落防止柵が設置されていたので、かさ上げが転落防止策も兼ねていることから、近年新たに設置したフェンス、ガードパイプ等はございません。

しかし、町民から要望や相談があった場合には、各管理者、両総土地改良区、山武郡中央土地改良区と連携をし、現地確認を行いまして、随時対応をしていきたいと考えております。

それともう一点、産業振興課のほうで加入している土地改良施設賠償責任保険について、使われたことがあるのかという御質問ですけれども、近年九十九里町で賠償を行ったことはございません。

また、近隣市町村に確認しましたところ、1市町村におきまして、農道で1件の賠償実績があったと聞いております。この事故なんですけれども、農道に穴があいていまして、その穴に車が落ち、タイヤとホイールが破損し、物損事故にて賠償事例があったということです。

町としましても、近年実績はないわけですけれども、このような保険の使うことのないよう、各管理者や関係課と連携し、今後も引き続き危険箇所がないか等の見回りを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 産業振興課所管の場所は大体わかりました。

次に、道路管理者として、県道、町道、農道についている道路近くの水路の危険箇所に対策をとられたところはありますでしょうか。また、危険と思われる場所について、今後どのように対策をされていくのかをお聞かせください。

それともう一点、特に大雨の降った後の警戒が必要な場所の特定はされているかどうかをお聞かせください。

○議 長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

道路管理につきまして、まちづくり課が所管しておりますので、お答えさせていただきます。

近年の危険箇所等についてのガードパイプ等の設置箇所ということでございますが、過去

においてになりますが、豊海県道の西野地先の危険箇所、こちらの場所に関しては千葉県に要望いたしまして、防護柵の設置をしたという事案がございます。

それから、九十九里分署交差点から九十九里小学校交差点までの水路わきに、千葉県の補助金を活用してですが、転落防止の柵を設置した事例もございます。

また、今後におきまして、危険な場所については、随時安全対策を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

それと、雨の降った後の危険箇所の特定ということでございますが、何カ所かはピックアップして把握している箇所もございます。大雨時には、そういった箇所はポンプを出して排水をしたりといった対応もしておるところでございますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 大体わかりました。

予想される危険を回避して、安全に暮らせるよう、お互いに気をつけたいというふうに思っていますので、どうか皆様で一生懸命でその辺の注意をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、町民の中小企業に向けたよろず経済支援の相談について、お伺いいたします。

1月18日に聞かせていただきましたけれども、大枠、わかりました。

ですが、新規にこれから利用したいという方の参考になればということもありますので、サテライトの利用方法というか、利用して成功したという具体例があれば、御紹介いただきたいと思っております。

それと、周知がされていないということもありますので、本町の利用、まだまだ少ないように聞いております。職種別や、グループというか、仕事別に分けて、できれば6次産業などもやっていただければなというふうに思うんですが、グループに分けて、利用しやすい周知の方法を御検討いただきたいと思いますと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 功君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

千葉県産業振興センターに確認したところ、よろず支援拠点における成功事例ということで確認しました。

具体例としまして、8期連続赤字であった和食の料亭が、赤字解消に至ったケースがあったということです。

これは、相談において業務不振の要因を分析し、営業、宣伝による客数増加やメニュー、仕入れの見直し、仲居の接客スキルや意識改善など、分野ごとの問題を改善し、店舗全体の総合的な改革を図り、成功した事例ということで聞いております。

それともう一点、利用しやすいような周知方法を検討していただけないかという御質問に対しての御回答ですけれども、よろず支援の相談事業の周知がされていないというような御質問ですけれども、千葉県産業振興センターでは、さまざまな分野のコーディネーターが所属し、専門的なアドバイスが受けられる体制が整っております。

今後、町としましても、町広報紙や町のホームページで周知するとともに、必要に応じて各種団体の会議、イベントなどを通じてパンフレットや資料の情報提供を行い、希望する事業者が利用しやすいように対応をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

本当にこれ、まだまだ知られていないんですが、大変すばらしい企画といたしますか、国の方針でつくられたものでございます、このサテライト。一番近いところで、東金市の商工会か何かで、毎週だか月何回かだかやっていると思います。ぜひ本町でも、利用を促進していただいて、御商売なりがうまくいくように促進をしていただきたいと思います。

金融機関については、町長答弁でよくわかりましたので、連携をとりながら、さらなる取り組みを期待したいと思います。

次に、町ボランティア活動の推進についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、団体の構成メンバー、重複されている方が多いんですね。私もそうなんですが、幾つか入っております。

高齢の方の中には、今後かわれるものならかわってほしいが、団体のメンバーの不足の現状を知っていれば、もう少し、もう少しと頑張っているんですという方もいらっしゃいます。私たちが仲間として危機感があり、1人でも多くの参加の呼びかけをさせていただいております。

特にその中で、環境美化はたくさんの方がいらっしゃるんですけれども、交通支援に関しては特に需要が多く、現状維持では追いついていない状態にあります。

そこで、町の委託事業による方法とかシルバー人材の利用、また有償ボランティアの検討等を含め、もう少し個人に負担のかからないボランティア活動のあり方を、みんなで考えて

いけたらと思いますが、この点についての当局のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

ボランティア活動の運営や支援については、社会福祉協議会において行っておりまして、社会福祉協議会事業の大きな柱となるものでございます。

現在、ボランティアの登録数は微増傾向にあり、60代の方々が中心に活動してくださっていると聞いております。

高齢化、核家族化が進む本町にとりまして、地域でともに支え合いながら、安心して生活できるようにするため、ボランティア活動などの支援体制づくりは重要であると考えております。

今後、ボランティア活動がより活発となりますよう、社会福祉協議会、団体、住民の方々と行政で、有償制度等を含め、協議していく必要があると思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 町長答弁にありました、小学校、中学校、高校の福祉教育推進指定校の活動。これは、ふれあいお楽しみ会等で実際に私たちも、活動されている場面を見たりしております。大変ほほえましいし、高齢者からも大変喜ばれておりますけれども、子供たちが町のために、今後も大いに活躍してくれることを期待しております。

しかし、加えて退職後の男性や元気なお母様方の参加をお願いするにはどのような方法があるのか、ボランティアの推進に関して、当局のお考えを再度お聞かせください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 生徒のできる身近なボランティアとして、青少年赤十字活動を通しまして収集や募金活動など、みずから進んで人や社会に役立つことの意識等を養っております。

昨年度、町内の豊海小、九十九里中、九十九里高校が福祉教育推進指定団体として千葉県から指定を受けまして、地域の美化活動や福祉活動など、活発な活動が期待されております。町といたしましても、地域ぐるみの福祉教育の実践に向け、支援していきたいと考えております。

今後も、学校教育でのボランティア体験の機会の拡充を図り、住民による世代を超えた助け合い活動が行われ、地域ぐるみの福祉体制に取り組んでいくため、社会福祉協議会と連携

してまいりたいと思います。

退職後の男性やお母様方の参加についても、ともに考えてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

子供たちの取り組みはよくわかったんですが、もう少しお母様方というか、高齢の方とか中間層の方への取り組みについて、もう少し進めていただきたいなというふうに思います。

次に、交通弱者、交通支援の件で、関連でお伺いいたします。もう何度も、何人もの議員からの質問もあり、問題提起をされております。

高齢者がお元気で外出できることは、家族にとっても安心です。また、病気になってもすぐ病院に行けたら、大事に至らずに対処ができます。

健康管理の上からも必要であると思いますが、この問題の取り組みを進めていくに当たり、担当課の御意見をもう少し具体的にお伺いをいたします。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） それでは、高齢者の外出支援ということで、健康福祉課からお答えさせていただきます。

高齢者の外出対策としましては、現在社会福祉協議会で外出支援サービスを行っております。これは、75歳以上のひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯の方を対象に、買い物や通院の外出支援をしまして、社会参加の促進を図ることを目的に実施しているところでございます。

運用方法としましては、町を豊海、片貝、作田の3地区に分けまして、地区ごとに1回、買い物、通院支援のために車を循環させるもので、平成28年度は延べ人数ですが370人の御利用がありました。

運用の問題点といたしましては、車の運転を行っていただいているボランティアが不足している点が挙げられます。

社会福祉協議会でも、広報紙や主催する会等で、ボランティア登録の協力依頼を行っております。また、町としましては、高齢者介護のボランティア養成のためのいきいきつもの参加者に、登録の呼びかけを行っておりますが、なかなか協力者が得られないというのが現状となっております。

今後も、社会福祉協議会の運営に協力していただけるボランティアの登録活動に協力しま

して、外出支援サービスを含めまして、社会福祉協議会の活動がよりよくなるよう、支援していきたいと考えております。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

ただいま御回答がありました月1回、3地区の買い物支援ですが、延べ370人。毎月同じ人なら1地域15人が限度でございます。

私もボランティアに参加しておりますので、その辺はよくわかっておりますが、町内病院についてはたしか1コースで一人だけであったと思います。

これは、3コースということだと、本当に少ない人数だなというふうに思いますけれども、募集要件がひとり暮らしで75歳以上の高齢者というふうに、要件の中の制約も多いです。それから、老老介護は対象外。それと、若い人が働いて、日中不在であっても、そばに住んでいる場合は対象外というふうになります。

高齢者の免許証の返還を促進している中で、どうしてもこれは拡大していかなければいけないと思いますが、今のように社会福祉協議会任せでは、町は対策をしないのかということ、この点をお聞きしたいと思います。

社会福祉協議会、社会福祉課、町企画財政課、それぞれの意見を聞きながら協力し合うことが望ましいと思いますが、もう一度担当課の御意見をお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会に確認しましたところ、社会福祉協議会の外出支援サービスの利用者についてですが、利用申請がなされますと、社会福祉協議会のほうで御自宅を訪問しまして申請者の実態調査を行っているそうです。

その際に、外出支援可能者の有無、世帯構成等を勘案しまして利用の可否を決定しているとのことです。ですので、老老世帯や近隣に近親者がいても、利用可としている場合もあるとのことです。

免許の返納者についての対策ですが、町独自の優遇制度はありませんが、返納と同時に運転経歴証明書の交付を受けると、タクシーの乗車運賃の1割引き、バスの半額割引の制度はあります。

高齢者等の交通弱者対策につきましては、多くの自治体で対策を行っているものと認識しております。今後は、社会福祉協議会を含めまして、庁内関係各課と協議し、どのような支

援拡大策が適当なのか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 功君） 6番、荒木かすみ君。

○6番（荒木かすみ君） 6番、荒木です。

東金、大網に比べても、本町は大変におくれているというふうには感じております。同僚議員、先輩議員も何度も、同じ思いで質問をされていることと思います。私の先輩も、もう10年以上お話しされていると思いますけれども、もう町全体で取り組んでもらいたい時期が来ているということだと思います。ここをよよく考えていただきたいというふうに思っております。東千葉メディカルセンターの足としても、何としても、官民協働でもいいから、交通手段の確保が必要であると考えているところです。

ボランティアについては、近くに高齢の両親がいない方は、自分の親を思う気持ちでお手伝いいただければというふうにも思います。また、自分自身が運転できなくなったときに、こういう制度があるよという、頼るところがあるのは、若い方にとっても安心です。

介護保険を必要としていない元気な高齢者や、年齢を問わずに町民に気軽に利用していただけるように、そして豊かな生活を実現していただくためにも、早急な取り組みを期待します。よろしく願いいたします。

次に、オリンピック・パラリンピックの開催に向けてでございますが、町長答弁で大体わかりました。

まだ民泊については、これからというふうなところだと思います。多分、新聞報道なんかでもありますが、準備をしている段階ということはわかっております。必要があるといったときに対応していただけるように、よろしく願いいたします。

オリンピック競技の演目に加わることによって、その競技への人気度が上がって、サーフィンというのが、いわゆるメジャーなスポーツとして認知されるということも伺いました。これからサーフィンを通して九十九里の海が注目され、本町の空き家・空き室の利用、空き家バンクの利用など、増えていければよいというふうに考えます。

相互に知恵を出し合いながら、地域発展のために力を合わせていきたいと思っております。提案を含めて質問させていただきました。

以上で、私からの一般質問を終わります。

◎日程第6 休会の件

○議長（高橋 功君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす8日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) 異議なしと認めます。

よって、あす8日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 功君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時58分

平成29年九十九里町議会第2回定例会会議録（第2号）

平成29年6月9日（金曜日）

平成29年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月9日（金）午前9時38分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第3号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第4号 平成29年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第5号 九十九里町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 8 議案第6号 九十九里町学校給食センター運営に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 9 議案第7号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第10 議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について
- 日程第11 報告第1号 平成28年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請
願書
- 日程第14 請願第3号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見
書」採択に関する請願書
- 日程第15 請願第4号 作田岡悪臭公害に関する請願書
- 追加日程第 1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 追加日程第 2 発議案第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書につ
いて

日程第16 陳情第1号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を
求める陳情書

出席議員 (16名)

1番	高木輝一君	2番	鏈田貴俊君
3番	中村義則君	4番	古川徹君
5番	浅岡厚君	6番	荒木かすみ君
7番	内山菊敏君	8番	杉原正一君
9番	善塔道代君	10番	細田一男君
11番	佐久間一夫君	12番	谷川優子君
13番	高橋功君	14番	鈴木征四郎君
15番	古川明君	16番	石橋和雄君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	中村誠一君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	木原正幸君	税務課長	篠崎肇君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	鈴木秀明君
社会福祉課長	中川チエリ君	産業振興課長	古川富康君
まちづくり課長	南部雄一君	会計管理者	戸村俊之君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会事務局長	山口義則君
農業委員会事務局長	吉田洋一君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎英行君	書記	古川恵美君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時38分

○議 長（高橋 功君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（高橋 功君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（高橋 功君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

総務常任委員会委員長並びに教育福祉常任委員会委員長及び開発常任委員会委員長より委員会審査報告があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 一般質問

○議 長（高橋 功君） 日程第2、6月7日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、10番、細田一男君。

（10番 細田一男君 登壇）

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

平成29年第2回定例会において、通告してあります4項目6点について一般質問を行います。

国においては、内閣府の月例経済報告によれば、日本経済の景気は、「一部に改善の遅れがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」。また、個人消費は「総じてみれば持ち直しの動きが続いている」と公表されております。

そのような状況の中で、安倍総理も長期にわたり政権運営を担っております。直近では、安倍総理自身の身边に、森友学園の小学校設立運営認可問題に関する不祥事の発生、あるいは獣医師学部新設に伴う加計学園の申請認可に対する不正疑惑、千葉県においては不適切な会計処理による簿外管理口座の現金着服事件の発生、ある外郭団体では簿外管理口座数冊で数百万の残高が存在する事件がありました。

本町においては、商工会による千葉県からの小規模事業経営支援事業費等補助金のうち、地域経済活性化提案型事業費及び講習会等開催時に関し不正受給問題が発覚し、商工会内部

では数々の不正流用が判明し、不祥事が発生しております。本町の商工会不正受給問題で九十九里町の汚名悪評が全国に広まってしまったことは、まことに残念でなりません。

本議会からも2名の議員さんが理事として、会長、副会長として商工会役員についておられますが、在任中の出来事であり、痛恨のきわみであります。悪い風評を取り払うには長い年月と時間がかかります。一日も早く軌道修正を図り、清新な商工会となり、健全な業務運営に取り組んでいただけるよう切望いたします。

また、行政職におかれましては、4月の人事異動により4名の課長が執行部の一員として誕生いたしました。長年の行政運営の経験を生かして、町、行政発展のために御尽力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

我々議会も、5月18、19日、行政視察で長野県飯綱町に行つてまいりました。事務局職員の特段な配慮により、近来まれなすばらしい行政視察ができました。私も議員として、飯綱町の議会を手本として、議会力を向上させる新しい議会づくりを目指して、議会改革に取り組んでいきたいと思ひます。

それでは質問に入ります。

初めに、東千葉メディカルセンターの運営状況についてであります。

5月31日に開催された全員協議会で、平成28年度決算見込みの説明報告を受けて運営状況は理解しております。7日の定例会で、同僚議員の一般質問の中で質問があり、答弁をお聞きしておりますが、開院以来3年が経過し、多少の受診患者数の増加が見られるものの、依然として赤字決算となっており、平成28年度は月1億ぐらゐの赤字で、年間11億7,700万円の赤字が見込まれており、3年間で総額43億7,300万の累積赤字になるかと思ひます。30年度には単年度で黒字になる見込みと報告されておりますが、3年間の運営状況、収支状況では黒字転換には到底なり得ないと思われませんが、黒字になるとの根拠はどこにあるのか。このまま赤字経営が続く中で、本町の財政状況を考えると、病院への支援負担が続けていけなくなると思ひますが、その点についてはどのように捉えておるのか。設立当初から、山武・長生・夷隅の医療圏の自治体で病院運営を支えていくと言われておりますが、関係自治体への働きかけ、要望等はどのような状況になっておるのか答弁を求めます。

次に、県道飯岡一宮線にかかる作田川架橋の建設計画についてお尋ねをします。

この件については、私は議員に就任して以来、再三再四、十余年にわたり質問し、お願いしてまいりました。議長在任中の2年間を除くと12年、定例会が年4回開催されますと通算で48回開催され、最低でも40回ぐらゐは質問しております。

県議会でも、山武郡選出の実川県議が県議会で取り上げてくれております。県土整備部長の答弁では、作田川にかかる橋梁の計画については地元と調整を図っており、木戸川については橋梁整備に必要な用地の取得に努めておるとの答弁をしております。建設推進に向けて町としてはどのような取り組み、考え方を持っておられるのか答弁を求めます。

3点目に、行政改革についてお尋ねをいたします。

行政改革については、前回の定例会で質問させていただき、総論として、1章に財政の健全化、2章に組織・人事の見直し、3章に町民とともに進める公共サービスとうたわれておりますが、自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増す中、重要な課題を解決し、住民が求めている質の高いサービスを持続的に提供していくために、事業の検証や見直しの継続的な実施、適正な組織編成、職員の能力向上、町民協働によるまちづくりを基本姿勢として行政改革に取り組んでいくとあります。その中で、住民・町民と対話・意見交換等の具体的な取り組みをどのように考えておられるのか答弁を求めます。

4点目に、海の駅九十九里の指定管理者の業務運営についてお尋ねをいたします。

1つ目に、月例業務報告等はきちんとされておられるのか。2つ目に、決算等はきちんと報告されておられるのか。3つ目に、出店者を交えた運営協議会等は設置されておられるのかどうか。この点について答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議長（高橋 功君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 細田一男議員の質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンターの運営状況についてお答えいたします。

経営状況が大変厳しい中での県に対する要望等についての御質問ですが、設立団体である当町及び東金市は、県とセンターの運営に係る協議を重ねており、逐次、センターの経営状況を報告するとともに、必要な支援を要望しているところでございます。さらに、山武・長生・夷隅保健医療圏の市町村への財政支援につきましても、実現に向けて県と協議しているところでございます。

次に、作田川架橋の建設計画についてお答えいたします。

その後の進捗状況についての御質問ですが、12月定例会でもお答えさせていただきましたが、昨年11月に、当町を含む1市2町で構成する主要地方道飯岡一宮線バイパス建設促進期

成同盟会を通じ、事業主体である県へ早期着手の要望活動を行ったところでございます。今年度も引き続き要望をしてまいります。また、町といたしましても、県と調整を図りながら、地元住民の方々の御理解と御協力を得られるよう努めてまいります。

次に、行政改革についてお答えいたします。

住民・町民と対話・意見交換等の具体的な取り組みについての御質問ですが、行政改革とは、質の高いサービスを最少の経費で提供するために、これまでの役場の仕組みや発想、仕事のやり方などを見直し、改善していく取り組みでありますので、改革を推進するためには、住民の皆様からの御意見は欠かせないものと考えております。

そこで、町民や有識者で構成する行政改革推進懇談会に計画案や進捗状況、実績を報告し、その意見などを参考にしながら行政改革を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、海の駅九十九里の指定管理者の業務運営についてお答えいたします。

1点目の月例業務報告等はきちんとされておるのかとの御質問ですが、いわしの交流センターの管理に関する基本協定書に基づき、指定管理者である商工会は、毎月終了後20日以内に業務報告書を町に提出しなければならないこととなっております。このため、毎月期限までに商工会より報告書の提出をいただいているところでございます。

2点目の決算等はきちんと報告されておるのかどうかとの御質問ですが、基本協定書に基づき、毎年度終了後60日以内に事業報告書を町に提出しなければならないこととなっており、平成28年度の事業報告書は5月31日に提出していただいております。

3点目の出店者を交えた運営協議会等は設置されておるのかどうかとの御質問ですが、現在、海の駅九十九里では、直売所の円滑な運営を図るため、出店・出品者から構成された海の駅九十九里出店出荷者協議会が設置されております。同協議会は、直売所運営に係る調整や宣伝活動、イベント等への協力をを行い、海の駅九十九里における農林水産物の売り上げ向上に御尽力を頂いているところでございます。

平成28年度は、年間4回の役員会と2回の協議会議を開催、また、集客増加に向けてイベント会議が年8回開催されております。本年度につきましても、関係者との調整を図りながら、より活気のある直売所の運営に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上で、細田議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

ただいま町長よりるる御答弁をいただきました。ありがとうございました。それでは一問一答で1つずつ質問させていただきます。

初めに、東千葉メディカルセンターの運営状況であります。先般5月31日、全員協議会で、平成28年度の決算報告等は、説明を受けており、運営状況は理解しておりますが、先ほども申し上げました、東千葉メディカルセンターをオープンする前、開院前といいますか、前町長から、本町は旧国保成東病院に財政的負担、年間1億6,000万から1億8,000万ぐらいの財政負担で運営に参加してきた、その金額の範囲内で今の東千葉メディカルセンターの運営に参画していくと、県にこれ以上の負担はびた一文も出せないよと、これぐらいの負担金で病院を設立・運営していけるのであれば、県の支援をいただきながらやっていきたいと、そのように就任時、我々の質問に答弁をいただいたと私は記憶しております。

先ほども申し上げましたが、平成28年度は月1億、今までで旧国保成東病院に負担していた1億6,000万、1億7,000万ぐらいの負担で、今メディカルはそのぐらいの金額で、負担金で運営をして参画しているのか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

東千葉メディカルセンターの負担金につきましては、旧成東病院に負担していた額を基本にしまして計算されております。前の議会でも御回答しているかと思いますが、10年間で東金市と九十九里町を含めまして、一般財源的には26億5,000万ということになっております。その中で町の負担としましては、26億5,000万のうちの町負担額としましては6億812万7,000円となっております。

それと、26億5,000万の内訳ということですが、これは市町が負担するいわゆる真水部分と言われているもので、旧国保成東病院に対して負担していましたが拠出金について、平成20年10月に県より示された県試案の中で、平成19年度の1市1町の成東病院への繰出額から同病院へ繰り出しされていましたが起債元利償還金及び交付税措置等を除いて算定したものとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

課長、それは端的に申し上げて、真水分と言いましたけれども、基本的な負担金であって、

その場合に3年間でどのぐらいの負担がありましたか。病院を一生懸命運営していくのは大変なことだと思いますけれども、3年間で44億か45億、平成28年度が11億。そういう運営で、本町の財政で支援が続けられていくかどうか。病院は町民のために必要なことは十二分わかります。どうかもう一度、東金市さんと、あるいは千葉県と、財政的な支援、運営について力強くお願いをしていただきたいと思います。

あと山武・長生・夷隅の医療圏、そちらの自治体等の支援は今どのようになっておるのか、答弁を求めます。

○議長（高橋 功君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

山武長生夷隅保健医療圏の構成市町村に対しての貢献といましようか、負担ということですが、山武長生夷隅保健医療圏の構成市町村に対しまして財政支援の要請は、平成20年10月に示されました地域医療センターについての県試案の中で、県が行う支援の一環としまして、市町とともに山武・長生・夷隅郡市の構成市町村に対して、救急部門における医療連携、負担を働きかけることが記載されていることに起因しております。

開院前の平成26年1月から2月にかけて、各郡市内個別に構成しております市町村長に対しまして、会議を招集しまして要請を行っているところでございます。その際、各市町村長からは、千葉県の支援実績を見てから判断したい、山武郡市内の動向を見てから判断したいとの御意見をいただきまして、結果としまして、現在まで支援はいただいております。このため財政支援につきまして、山武郡市内の市町の理解を得られるための方策等を、現在、県と東金市と設立団体で協議を重ねているところでございます。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田。

課長、財政的支援、物量的支援、あらゆる支援が得られなければ、この病院経営は成り立たないと思います。先般の5月31日の説明会の中で、新しく理事長が就任されて、理事長の意向をお聞きしました。多少は病院経営あるいはそういった経営に力が発揮できるようなイメージで私は受けとめております。重なりますが、再度、山武長生夷隅保健医療圏の自治体に支援をいただけるような要請を県の方に十二分をお願いして、この質問は終わります。

次に、2点目に作田川架橋問題について再質問いたします。

12月にも質問し、町長答弁で、県道飯岡一宮線促進期成同盟会かな、そういった組織を通じて県に要望を出していると。これは先ほど申し上げましたが、定例会が開催されて質問し

て、年数的にも長いし、回数的にも多い質疑応答の中で、ずっと同じような答弁。前回も同じようなことを発言したと思いますけれども、先ほど申し上げました県議会でも、県土整備部長は、作田川・小関納屋地区地域住民との調和を図りながら今推し進めていると。

私も何度も申し上げておりますが、この架橋問題は県予算、国家予算で多分やっていただけると思いますよ。地元の負担は余りないと思います。せっかくの作田川架橋、海の駅もオープンして以来、商工会さんの努力により大きな手数料収入等、言葉は悪いですけども、収入が入っております。あわせて作田川に橋をかければ、お客さんの来遊等も見込まれると思います。

私が議員になって前町長にお願いしたとき、町長答弁は、作田川架橋、今ある海の駅、漁港後背地利用、国営地問題、この3点は車の両輪だと、どれ一つ欠けても九十九里町の発展には結びつかないと、そのように答弁いただいて14年たちました。新しい大矢町長が誕生して、間もなく2年ぐらいの歳月が流れてきますが、これは課長にお願いするよりも町長にお願いしたいのです。町の発展の一助に作田川架橋の建設はなろうかと思います。いま一度の御尽力、御検討をお願いしていただかせませんか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 細田議員の質問に私のほうから御答弁させていただきます。

橋の建設計画の目的は、議員おっしゃるとおり、九十九里沿岸を結ぶ広域的な道路により、産業振興の活性化や観光レクリエーションの一体化、交通アクセスの向上による地域の活性化が期待されます。また、圏央道が開通され、主要地方道飯岡一宮のバイパス整備がされることにより、さらに地域活性化に重要なものと考えておりますので、地元の御理解を求めながら、千葉県へ早期実現に向け一步でも前進するよう働きかけてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

今、課長より答弁いただきました。最初の町長答弁の中にもありました。作田川架橋問題は県道飯岡一宮線バイパス、これの促進のための一つだと思います。一宮から飯岡までの県道飯岡一宮線のほぼ真ん中に位置する本町の作田川に橋がかかる。隣の山武市木戸川に橋がかかり、栗山川に橋をかけて道路整備をすれば、一宮から飯岡までのバイパスが大きな幹線道路となり、産業の発展、観光の発展に結びつくと思います。

先ほども出ましたが、圏央道は成田・大栄町がつながって、残りあとわずかで丸くつなが

ると。中央の整備で圏央道、外環道、東関道、あるいはいろいろな高速が中央につながっても、我々地元はそこへ行く道路がないんですよ、九十九里は。JRもない、国道もない本町、せめて幹線である県道飯岡一宮線の整備促進に向けていま一度の御尽力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

3点目、行政改革について、先ほど答弁をいただきました。町民、住民との協働で行政改革を進めていくという行政改革の一端を御答弁いただきました。

私がここでなぜ行政改革の質問を取り上げたか。先ほど申し上げました5月18、19日に行政視察で、先進的な行政運営、議会運営をしている長野県飯綱町にお邪魔してまいりました。その中で一例ではございませんが、議員さんみずから意見のある地区、地元、夜でもいい、住民の集会にお邪魔し、住民の意見を、財政的な理解を意見交換し、それを行政に取り上げていると。実に素晴らしい行政改革の一端を議会が担っていると。素晴らしいお手本ではないかと思います。それも行政改革の一端だと思います。我々議会も行政側も、一部でも二部でもいいです。そういった自治体、町のいい点を取り入れて、これからも行政改革に取り組んでいただきたいと思います。

次に、海の駅九十九里業務運営について、海の駅九十九里の指定管理者の指定手続は、議会の承認を得て、町商工会を指定管理者として承認し、運営をお願いしているところであります。

今回、千葉県から、平成26年度及び平成27年度の小規模事業経営支援事業費等補助金等のうち、地域経済活性化提案型事業費及び講習会等開催費に関し不正受給及び流用が認められたと。それ以上に、本町の商工会内部には多くの不正流用があります。このたびの県の補助金不正受給問題は、先ほど申し上げた地域経済活性化提案型事業費の不正受給だけではありません。商工会内部に多くの不正流用が発覚しております。私も商工会員として理事会に対し、盛んに詳細について調査し、先ほども申し上げました、一日でも早く健全な、清新的な商工会運営に取り組んでいただきたいとお願いしておりますが、なぜ私がこれを質問したか。先ほど申し上げたように、海の駅九十九里、オープンして26年度が最初かな。その年には1,700万ぐらいの販売手数料収入があったのかな。

(「27年」と言う者あり)

○10番(細田一男君) 平成27年か。

(「わからないことは言わないでください」と言う者あり)

○10番(細田一男君) 年度は私のほうの手違い。27年度、1,700万ぐらいの手数料収入が

入ったと。その決算処理が、当時は寄附金という形で会計処理された。次の年には手数料収入の中で800万か900万、商工会運営引当金かな。特別会計で海の駅は決算報告しているんだけど、本体に引当金という形で手数料収入が流れている。利益を追求しちゃいけないという団体が商売しちゃっている。

何度も申し上げていますがけれども、海の駅九十九里、総額で6億ぐらいの資本投下しているのかな。建物本体は3億5,000万か3億6,000万ぐらいの投資だと思うんですけども、その返済もそろそろ始まるんじゃないかと思います。それは一般財源から返済するのか。どうですか。

○議長（高橋 功君） 今の質問の趣旨は。

（発言する者あり）

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午前10時19分）

○議長（高橋 功君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

私の質問の仕方が悪かったので、答弁がなかなか出づらかったと思うので、まことに申しわけありません。

なぜこれを質問しているかという、商工会が一生懸命指定管理者をやって、いろいろ出店者等と協議をしながら今運営されている。その中で、言葉は悪いですけども、何度も申し上げて失礼ですけども、不正受給が発覚したと。その不正受給というのは商工会本体のことなんだけれども、県のね。

だけど帳簿上、決算上は海の駅も商工会の会計の中に入っているのよ。いつも言っているように、運営費として千葉県から年間1,800万、1,900万ぐらいの運営費まがいの補助金も出ている。加えて会員さん、355名ぐらいの会員さんから、年会費として500万ちょっとの会費が上がっている。本町も商工会に今まで420万、今年度400万かな、そういう補助金も支出している。先般もあつたんだけど、1,700万、1,800万の県の補助金、年間の事業費、500

万何がしかの会員さんからの会費、400万という町が出している補助金、全部一緒に商工会の会計に入っているわけだ。

そういった絡みの中で、海の駅のお金もそちらに流れている。その中でいろいろなよろしくない資金流用が出ているんですよ。これは商工会並びに商工会理事会、それぞれの管理ミス、責任ですよ。そういった管理もできない理事会が、管理できないような団体が、海の駅をこれからも指定管理者としてやっていけるのかと、私はそこが疑問なんです。その点についてどうですか。

○議長（高橋 功君） 細田議員に申し上げます。質問が通告から大分離れていますので、もう少し通告内容に沿った質問をしてください。

○10番（細田一男君） 3点が関連しているから質問しているんですよ。

○議長（高橋 功君） たとえ関連していても、もう少し端的にやってください。前置きが長い。

産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほど議員のおっしゃったとおり、指定管理者の決定まで、指定の手續につきましては、選定審査会の実施、指定候補者の選定、仮協定書の締結後、町議会の指定管理者の指定議案の可決を経て、九十九里町商工会を指定管理者として決定し、現在に至っております。

しかしながら、先ほどからお話しいただいているように、海の駅九十九里の指定管理者である商工会において、県の補助金の不正受給及び流用等が確認されており、県や第三者調査委員会によると、内部調査が実施され、現在、役職員が一丸となって業務の改善及び信頼回復に努めていると聞いております。

町としましても、今後、引き続き海の駅九十九里の管理運営を継続して商工会にお任せしていいのか、この辺につきまして調査内容を精査した上で、指定の取り消し等も含め判断したいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

質問が横道にそれているんじゃないかと今御指摘を受けました。海の駅に関しては、業務報告、決算報告、協議会等の設置、この3点は同じ趣旨の質問なんです。いつも質問しているとおり、いろいろな組織の中で事業をやるのには、必ず事業計画、事業報告、予算づくり、決算報告、これは必ずやらなきゃいけないことなんです。その決算報告がきちんとされてい

ない、そこを指摘されているんです。

今、課長から答弁いただきましたけれども、これからもそういった詳細について、各種団体、ほかの課長さんたちもそうだけれども、先日も出ましたけれども、補助金等の運用・流用についての管理指導を十二分に行っていただけるようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。再開は10時45分です。

（午前10時27分）

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、2番、鎌田貴俊君。

（2番 鎌田貴俊君 登壇）

○2番（鎌田貴俊君） 2番、鎌田です。

議長の御承認をいただきましたので、平成29年第2回定例会における一般質問を行います。その前に一言述べさせていただきます。

ちょうど1週間前、国の人口統計による昨年における出生数が発表され、統計が始まって以来、初めて100万人を割ったという記事が新聞各紙で報じられました。その数字がどういう数字かと申しますと、40年前には200万人、30年前には150万人、12年前には110万人、そして今回の調査で97万人となったということで、改めてショッキングなニュースと受けとめた方も多かったのではないのでしょうか。

かといって、国や各自治体が手をこまねいているわけではなく、いろいろな人口減対策を打ってきていることは御存じのとおりです。そのような中、本町の現状はどうであったか。昨年公表した人口ビジョンでは、合計特殊出生率、つまり1人の女性が生涯に産む子供の数は、今後、2030年に1.43、28年後の2045年には1.8を目指すとしています。しかしながら、現実における出生率は1.1前後で伸びず、厳しい状態が続いている現状だと思います。

だからと言って、決して本町の人口ビジョンを批判しているわけではありません。人口対策はもとより短期間で効果が出るものではないと思いますので、今後とも、総合戦略にのっ

とった施策を引き続き推進していくことが重要です。しかし、それらの施策の効果を期待する気持ちがある一方、実際の人口減少も現実として受け入れていかなければなりません。

一昨日、一般質問で議論された小学校の再編問題など、10年後、20年後を見据えた公共構築物の対処計画などは、早いうちに方向性を示して、住民と情報を共有する中で議論を行い、そして知恵を出し合い、協力し合っていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、大矢町長には、町の将来の礎と未来の子供たちを託すリーダーとして、ぜひ、さらなる強いリーダーシップを発揮していただくことを切に望むものであります。そのような思いを胸に今回の質問に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問事項は、通告に従い、大きく2つの項目についてお伺いします。

まず第1点目は、町行政改革大綱2017に基づく行政改革推進のための具体的方策の中から、幾つかお伺いします。

大綱の具体的方策にうたわれた項目の一つに、民間委託の推進が掲げられておりますが、今後、新たにアウトソーシングを検討していくものには、どのようなものがあるのか、お聞かせください。

次に、組織の見直しに関しては、柔軟で機動的な組織運営を行うため、プロジェクトチームを効果的に活用していくとうたっておりますが、具体的に、今後どのような事業で取り入れていくつもりなのでしょう。また現時点で、既に組織しているプロジェクトチームがあれば教えてください。

そして次に、町民の声を反映した行政サービスの向上の中で、さまざまな手法を用いて町民からの意見を聞く体制を維持していくとありますが、このことについてお伺いします。町民の意見を聞く体制としては、現在、町長への手紙がありますが、それ以外にも、ホームページ上における各課窓口への意見、町長の現地訪問、その他日々の窓口業務へ寄せられる苦情などがあります。

そこで、平成28年度はそれら行政に対する意見や苦情などが何件あったのでしょうか。また、それらは分類するとどのような内容のものであったのか、教えてください。

質問の2点目は、公共施策等総合管理計画に基づく個別施設ごとの計画の進捗状況についてであります。

まずお聞きしたいことは、公共建築物の類型ごとの管理に関する基本的な考え方が示されておりまして、その中で、町民文化系施設や社会教育系施設などの保全、改修、廃止に関する考え方や方針が掲載されております。全体的な考え方はそれでいいとしても、具体的にど

の施設をいづろまでに対処するという、今後の大まかなタイムスケジュールは作成されているのか、お聞かせください。

次に、子育て支援施設に関連してお伺いします。

既に今年度までに2つのこども園が開園しましたが、一方、廃園となった幼稚園や保育所施設、ほとんどが借地契約をした土地の上に園舎が建っている状況です。そこで、それら園舎の建物と賃借契約をした土地に関する今後の対応方針について、町のお考えをお伺いします。一昨日の議論と一部重複するかもしれませんが、改めてお聞かせください。

最後に、インフラの基本方針として、道路管理に関しては、定期的な巡回により通行の支障となる状況を早期に把握することと、舗装に係る長寿命化修繕計画を作成することがうたわれておりますが、それらは具体的に今後どのように実施していくのか教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。

○議 長（高橋 功君） 鍵田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鍵田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

最初に、公共施設等総合管理計画に基づく、個別施設ごとの計画進捗状況についての御質問ですが、幼稚園施設につきましては、教育長から後ほど答弁いたさせますので、よろしくお願ひします。

それでは、町行政改革大綱2017に基づく行政改革推進のための具体的方策等についてお答えします。

1点目の、民間委託の推進に当たり、今後、新たにアウトソーシングを検討していくものにはどのようなものがあるかとの御質問ですが、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後の行政需要の変化に対応するためには、民間が持つ専門的な技術やノウハウを活用することで、効率的で質の高いサービスの提供が可能になると考えております。このような状況を踏まえ、本町の行政改革推進に当たり、アウトソーシングの活用につきましても、他の自治体の取り組み状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の、柔軟で機動的な組織運営としてプロジェクトチームを活用するとあるが、具体的に今後どのような事業で取り入れていくのか、また現時点で既に組織されているものはあるかとの御質問ですが、プロジェクトチームとは、特別な目的のために編成されたチームであり、町が直面する課題について、組織を横断的に対応する必要があると判断した場合は、

プロジェクトチームを設置し、課題解決に取り組んでまいります。

なお、現時点で申し上げますと、空き公共施設の有効活用をテーマとして、副町長を中心に関係各課を横断したプロジェクトが進められているところでございます。

3点目の、町民の意見を聞く体制として町長への手紙などがあるが、その他町民の意見吸収媒体も含めて、平成28年度は行政への意見、苦情等が何件くらい寄せられたのか、また、それらの内容はどのようなものなのかとの御質問ですが、町政に対する町民の意向を把握する手段としましては、町長への手紙のほかに、町長の現地訪問や行政モニター制度などがございます。また、町ホームページにおいても、町内外から町政に対する御意見や御要望が広く寄せられております。

なお、平成28年度に寄せられた御意見などは、おおむね100件ほどで、内容につきましては、要望や苦情のほか、各課への問い合わせも増えております。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設ごとの計画進捗状況等についてお答えいたします。

1点目の、公共建築物の類型ごとの管理に関する基本的な考え方に基づき、どの施設をいつごろまでにという大まかな今後のタイムスケジュールはできているかとの御質問ですが、今後、平成32年度を一つの目標として、各施設管理者が個別計画の策定を推進することになります。このため、現段階では、どの施設をいつごろまでに計画策定するのか、具体的な方針は決定しておりません。

2点目の、既に廃園となった幼稚園・保育所施設及び賃借契約の土地に関する今後の対応方針について、町の考え方をお聞きしたいとの御質問ですが、現在使用していない2カ所の保育所施設につきましては、耐用年数からも将来的に有効活用が可能な施設であると考えております。現在、関係各課が連携を図り、検討を重ねているところです。また、借地につきましても、地権者の御理解をいただき、施設と一体として検討を進めているところです。

3点目の、道路管理に関して定期的な巡回による状況の早期把握と長寿命化修繕計画を策定とあるが、それらは具体的にどのように実施していくのかの御質問ですが、道路状況の把握につきましては、月2回ほど巡回パトロールを実施することで、道路状況の早期把握に努めております。なお、異常が発見された際には、必要に応じて補修工事を行い、事故防止のため、道路の安全性を確保しております。

長寿命化修繕計画の策定につきましては、舗装の状態を正確に把握する必要があることから、平成25年度に幹線道路を含む40路線を対象に路面性状調査を実施したところです。残り

の路線においても、国の防災・安全交付金を活用しながら調査を実施し、計画を策定してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、私からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） 教育長、中村誠一君。

（教育長 中村誠一君 登壇）

○教育長（中村誠一君） 私からは、鑓田貴俊議員の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設ごとの計画進捗状況等について、お答えをいたします。

2点目の、既に廃園となった幼稚園、保育所施設及び賃借契約の土地に関する今後の対応方針についての幼稚園でございますが、旧片貝幼稚園の今後の利用につきましては、老朽化の進行と合わせ、耐震強度が不明なため、利用することは考えておりません。このことから、建物を取り壊し、土地を返す方向で考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、鑓田貴俊議員の御質問に対する、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） 2番、鑓田貴俊君。

○2番（鑓田貴俊君） 2番、鑓田です。

ありがとうございました。それでは、ただいまの御答弁に対して再質問させていただきます。

先ほど、アウトソーシングの検討に当たっては、町長から、他の自治体を参考に対応していくと御答弁いただきましたが、それにしても、例えばこういった事業について推進していくというような、そういう対象事業は幾つかないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 鑓田議員の御質問にお答えいたします。

町が今取り組んでいる行政サービスを進めていく上で、アウトソーシングを取り込んだ業務委託等についてはいかがかという御質問だと思います。

そこで、先ほど町長答弁にも若干ありましたけれども、本町が行政改革の推進に当たっていく上で、5年間の具体的な取り組みであります推進プランというものを策定いたしました。この策定の中に、どのようなものが行革に資する事業として値するのかという、かなり多くの事業数の洗い出しを行っております。民間が行うことによる利点を活用したほうが、より効率的かつ効果的に実施できる事業、これはアウトソーシングにかけたいということで挙げております。

ただ、先ほど町長の答弁にあった福祉関係の事業でございますけれども、推進プランには

掲載されておられません、今後引き続き行政改革を進めていく上で、検討を続けるというものでございます。例に挙げますと、健康福祉課が所管しております、介護予防拠点施設管理及び介護予防事業、それから社会福祉課が所管しております障害者基幹相談支援センター事業、これらの事業がリストアップされております。先ほど申しましたとおり、推進プランの重点事業とはされておられません、今後もアウトソーシングの必要性を念頭に置きながら、行政改革の中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

先ほどの町長答弁にもありましたように、今後の行政の変化に対応するため、民間が持つノウハウにより、効率的な行政サービスがいろいろな面で活用されることが今後増えてくると思います。

ただいま、介護予防事業だとか、障害を持っている方々への相談センターの活用も考えられるという御答弁をいただきましたが、そこで民間委託に関して一つの提案をさせていただいて、当局のお考えをお聞きしたいと思います。具体的には通告しておりませんので、お答えをいただければ、それはそれでやむを得ないと思いますが、それは日直制度を廃止して民間へ警備委託するという考えについてであります。

理由としては2つありますが、1つは、今の社会は、内閣府が提唱ワーク・ライフ・バランス、いわゆる仕事と生活の調和を進める環境となっており、仕事をきちっとこなす一方で、子育て、介護や家庭、さらに地域とのかかわり合いや自己啓発など、働く個人が持つ時間も大切にしようという時代になってきていることは、御存じのとおりです。

また、今週初めの新聞では、政府は来年度において、企業の有給休暇を前年より3日増やす目標を掲げる方針を固めたと報じられました。それらの動向は民間企業のことと、いつまでも対岸の火事のように考えていて、果たしてよいのでしょうか。波は必ずしも太平洋からばかりとは限りません。中央からも必ず押し寄せてくると思います。今やSNS等を使い、働く若い人たちの情報力と感性は、もう想像以上です。

そのような社会情勢の中、数カ月に一度とはいえ、定例的に休日の丸々1日を勤務する制度は見直しに値するのではないのでしょうか。もう一つは、このことは住民側から見れば、一部行政サービスの低下と映るかもしれません。しかし、実情を正確に、誠意をもって説明すれば、理解・協力も得られるのではないのでしょうか。むしろ、それによって新たに得られる

と思われる職員の意欲や活力を他の住民サービスに振り向けてもらったほうが得策であるという考えも成り立ちます。

今申し上げた観点について、当局のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えいたします。

鑑田議員から、これは自治体に限らず、労働者のライフ・ワーク・バランスを考えて、勤務体制を整えていくというのは、どこの組織にも求められていることだと認識しております。そこで、日直の業務をあけることによって、その時間をライフ・ワーク・バランスにうまく使えればという御質問の趣旨だと思っております。

そこででございますが、日直の業務の中で、業務委託が難しい、もしくはできないという例を幾つかちょっと挙げさせていただきたいと思えます。

日直の業務であります戸籍に関する届け出、例を挙げますと出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等々がございますけれども、この事務の取り扱いについては、内閣通知により、町職員が常駐し、不測の事態に備える体制を確保するとされており、受け付け、引き受け以外は民間への委託を制限しております。もっと端的に言いますと、死亡されて、それを埋葬、火葬するときに市町村が出す埋火葬許可証という書類がございますけれども、この発行につきましては、法令的には基本的に24時間対応しなければならないとなっております。

こういうことから、日直の業務に当たっては、正規職員が職員として、公務員としての権限を発し、許可証の発行ができるということで、昼間の日直については正規職員を充てております。夜間につきましては、受け付け、申請が少ないところは警備会社に委託しておりますが、夜間にこの申請が来た場合には、職員が出勤し、対応することとなっております。

鑑田議員がおっしゃっていただいたとおり、職員の健康面ですとか、ライフワークを確保する観点からも、本来は委託等に向けて移行できればまことによいことだと思っております。この辺の法令の今後の緩和等があり、職員として、健康でライフワークを考えた職場体系がとれるようになるとすれば、本町としてもぜひ取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鑑田貴俊君。

○2番（鑑田貴俊君） ありがとうございます。確かにクリアすべきハードルは幾つもあるでしょう。また、他の自治体でも実施していなければ、直ちに導入というのは難しいかもしれません。

しかし、以前にも申し上げたことがあります、できない理由を挙げるのは簡単です。しかし、行政運営上必要だと感じたら、その前にまず検討に値すると感じていただかなければなりません、ネックと思われる要因についての調査を一度行ってみてはどうでしょうか。先ほど戸籍だとか、今、土曜日半日は、事前に予約しておけば住民票もとれるということですが、これは窓口に聞きますと、28年度は土曜日、1年間で9件だったというような話も聞いています。また、埋葬等のこともあると思いますが、先ほど申し上げたように、そういう社会の情勢の中で、法令の面も含めて何とかできることがないのかどうか、その辺の調査、研究をするという姿勢を持っていただけるのかどうか。

他の自治体で導入していない、確かにそういうことがあれば、していないかもしれませんが、そのことについては、本町がそれを取り組んだとしても決してマイナスではない、かえって先進的な自治体とPRされ、優秀な人材が、じゃ九十九里へ行ってみようとか、そういうものにもつながらないのか。

それから予算的には、現在、日直手当を見ると4,000円です。委託すれば、当然そのトータルより上回ることは考えられますが、この日直手当の4,000円も、果たして4,000円で丸々1日どうなのかなということもあります。

そこで、今伺いましたように、いろいろな障害が存在することはわかりましたが、法律で絶対100%だめだというのなら、これは法律を直してもらえないのですが、最後に、このことに関しては、現状を調査する価値もないというのか、今後調査だけは行ってみるといいのか、その点についての御見解を最後に伺わせてください。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

今、調査という申し出がございましたけれども、やはりこれは法令上で、基本的にこの関係の業務については24時間受け付けをしなければいけないという法令規定がある、これは現在のところは変えようがございません。

ただ、先ほども申しましたけれども、今後、政府のほうにおきまして、公務員も民間と同じようにライフ・ワーク・バランスを考えた勤務体系、こういうものについて、推奨とか、そういう形で動きがあれば、取りかかってまいりたいと思います。それから、他の例においても、その辺の法令をくぐってでの、例えば業務委託等が可能であるかについては、今後も調査は続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 法令で24時間受け付けと、これはわかります。だけれども、先ほどの話で、それは職員が受け付けなくてはいけないのか。警備委託であっても、警備の人が受けて、対応できないものは管理職の方に、自宅へ電話するとか、そういうこともだめなのか、今後ちょっと頭に入れていただければと思います。

確かに、こちらにいらっしゃるほとんどの方は、何十年もの間、実際に経験してきているわけですから、切りかえてというのはなかなか難しいかもしれません。そうなれば、あとは町長がとりあえず調査、研究をやってみなさいと決断を下すかどうかだと思います。できれば他の首長との雑談の中でも意見交換をしていただければと思います。

次に、プロジェクトチームの活用に関してお伺いします。

先ほど、現時点では空き公共施設の有効利用をテーマとしたプロジェクトチームが副町長を中心として設置されていると御答弁いただきました。

そこで伺いますが、例えばそのプロジェクトチームは、任務としての期間は設定されているのでしょうか。また、もし期間があるとすれば、期間中に一定の結論を生み出し、町長に報告する体制になっているのでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 功君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 鎌田議員の御質問にお答えさせていただきます。

このプロジェクトチームにつきましては、特に期間とか目的とか、そういったものは決めているものではございませんで、まさしく、空き公共施設の有効活用について、当面する課題について検討しているところでございます。結果については、当然、町長のほうに逐次説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） その件に付随して、そのプロジェクトチームの打ち合わせをやるときに、どういう時間帯にどのようなサイクルで開催されるのか。また、メンバーの所属する各課では、会議等に送り出す際に組織的なフォロー体制が浸透しているのか、この辺についてもちょっと追加で教えてください。

○議長（高橋 功君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 鎌田議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと具体的なお話をさせていただきますと、今、保育所を一時的に使用した地方創生

のモデル事業について検討しております。具体的には、7月から9月の週末を利用して、都会の方に町にお越しただいて、サーフィンなどを体験してただいて、町のよさ、すばらしさを理解してただいて、そのような内容のものでございます。事業主体は、提案をいただいている事業者が主体となるものでございます。その際、保育所を拠点といたしまして実施するというものでございます。なお、この件に関しては、後ほどお時間を頂戴いたしまして皆様に御説明したいと考えております。

これを検討する際の職員の各課のバックアップ体制ですが、これについては各課の課長さんを初め御理解ただいて、横断的に検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） 私の考えがちょっと偏っているのかもしれませんが、先ほど、期間も特に設定していないということですが、例えば、プロジェクトチームに選ばれたメンバーにしてみれば、通常与えられた業務のプラスアルファとして、打ち合わせに参加するなり作業を行うのではないのでしょうか。そうであれば、プロジェクトチーム設置に当たっては、どのような目的で設置され、いつからいつまで結論を出すべく、メンバーはどのような作業を行う、だから関係する各課は極力メンバーに協力するよといった内容の指示が庁内に徹底されなければ、単に各課のメンバーを通じて各課の情報を共有し合い、話し合うだけのチームになってしまうのではないのでしょうか。

そのように、庁舎内におけるプロジェクトチームとメンバーの位置づけが認められることによって、メンバーにも責任とプライドが生まれ、真に取り組む効果が生まれてくるのではないかと思います。今後のことについて、この点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 本町における一般的なプロジェクトチームの結成に関する御質問だと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

過去においても、人口減少に係る総合戦略とか、幾つかのプランに基づいたプロジェクトチームは結成し、運用を図っております。議員おっしゃるとおり、結成時については必ず、本チームの目的が何であるか、この案件をいつまでに処理すべきか、それから結果的には何をどのように出し、町の政策として進めていくかどうかの最終的なところまで決定をするということを前提とし、例えばチームの組織数だとか、チームリーダーをどうするだとか、そういう細かいものを指示した上で結成をしていっております。

今回、副町長が申しましたのは、正式と言っては何ですけれども、個別にこの案件に対して各課が連携をして、プロジェクトチームとしてつくっているということです。動きがまだちょっとはっきりしていない内容もございますので、その辺の先が、期限がはっきりしていないとかというのはありますけれども、基本的には議員おっしゃられたとおりの目的等をしっかりした上で、結成をさせているというところです。

○議 長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

限られた人員の中で、さらに課の業務を超えて作業するメンバーは大変だと思います。通常業務をこなしながら、さらにプラスアルファのモチベーションを維持するわけですので、ぜひ全庁的なバックアップ体制をお願いしたいと思います。

次に、行政改革大綱に関する3点目として、行政に対する意見や苦情の件数についてお伺いしました。そのことに関連して再質問させていただきます。

先ほど町長からは、意見、苦情、そういうものは特に分けては伺いませんでしたけれども、100件ということですが、苦情のほうが多いのかどうか割合はわかりません。それらの住民の意見や苦情は、受け付けた後どのように処理されるのかについて御説明願います。

例えば、まず意見等に関してですが、町長への手紙はもちろん直ちに町長へ渡され、内容によっては関係する課長へ適切に指示がなされるのでしょうか。また、ホームページ上に書き込まれた意見や窓口等へなされた苦情などは、しかるべく担当課で処理した後、庁内でどのように集約され、報告または情報として共有されるのでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

行政へいただきました御意見だとか御質問等に関する受け答えの方法といたしまして、今、議員がおっしゃられましたとおり、町長の手紙のほか、ホームページ等を利用した意見聴取を行うことが可能となっております。

先ほど答弁ありましたけれども、件数から報告させていただきますと、ホームページ上でいただいたのが昨年度が63件、町長への手紙で27件、それから各課の窓口対応が、この辺は各課で押さえておりますので、総務課では把握しておりませんが、これをのせるとそれこそ100件以上、それから各課の1年間の情報等で受けるのは、少なからずそれぞれ100件程度はあるのかなとは思っております。

それで、町長への手紙でいただいた御意見等の対応についてでございますが、議員おっしゃるとおり、まず町長が確認をし、それから所管部門の課へ回付され、それについてどう対応するかまできちんと報告をさせ、どう扱ったかをきちんと確認をとり、記録に残すということでございます。

ただ、匿名での町長への手紙というのもかなりございまして、匿名ですので回答することは不可能ですが、その内容につきましては、記名者と同じように、町長から各課へ回付され、各課においてその対応を実施し、その実績を町長へ報告するという扱いは同じに行っております。

それから、ホームページでいただいた情報につきましては、これは総務課で確認をし、とりあえず各課へ回付し、先ほどの町長への手紙と同じように対応を図っていただくということでございます。最終的には、町長が、どのような意見が来たのに対して、どのような回答なり対応がなされたかが確認できるという形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 2番、鎌田貴俊君。

○2番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

今、総務課長のほうから件数の内訳をいただきましたけれども、多分、ホームページにおける各課の窓口63件と伺いましたが、これは私の感じたところなんです、63件というのは多分、問い合わせが多いんじゃないかと。それと、各課窓口のほうも苦情を含めてなのかなと。そうすると、本当に町へ対して、こうしたらどうですか、こうしてくださいというのは、やっぱり町長への手紙27件、これが町民の意見、要望じゃないかというふうに推測できるわけですが、これが比較するものがないため、多いか少ないかの判断は難しいです。

苦情はもちろん少ないにこしたことはないと思いますが、私は、町長に対する手紙27件がちょっと少ないような気がします。つまり、確かに住民の皆さん、意見がある場合は、こういう手段を使って意見を寄せてくださいというものは準備されているわけですが、そうして待っているだけで、本当に行政に関する住民の意見、要望が吸い上げられるのかどうか。

先ほど細田議員からも同様の趣旨の質問がありましたが、要は、本当に住民の意見、要望に耳を傾けようとする気持ちが強いかどうかだと思います。人間どうしても、知りたければいろいろな手段を考えるじゃありませんか。極論かもしれませんが、来なければこちらから行くとか、少なくとも何らかの手を打つ必要があると思いますが、この辺の27件を、これでいいとするのか、もっと聞いたほうがいいだろうとするのか。この辺についての御見解、い

かがでしょうか。

○議長（高橋 功君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

本町に限らず、市町村が行政サービスを実施していくに当たりましては、住民の皆様の意見が反映されたものでなければと考えております。

本町におきましては、先ほどの情報収集以外に、町長みずからが住民の皆様の御意見を伺う場として、町長の現地訪問という機会も設けております。これは、毎月広報の一番後ろのほうのページで、町長の現地訪問に関する関係をお知らせしているところでございます。

そのほか、最近一番多いのは、現地訪問としてというよりも、直接役場を訪れまして、町長にお会いしたいという方もかなり増えております。これは、町長が公務以外あいている時間があるとすれば、町長は基本的にはなるべく会っていただけるということで、やらせていただいております。

それから、それ以外に積極的に意見を聞くということでもございますけれども、先ほどの細田議員のところにもございましたけれども、行政改革を進めていく上で、本町の行政に関する計画や施策の策定を進めるときに、積極的に住民の御意見を伺う。これは俗に言うトパブリックコメントの収集というのがありますけれども、必ず実施し、住民の御意見を行政サービスに役立てていきたいと考えているところですので、御理解をお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

今、町長の現地訪問ということもありましたが、私としては、それが毎月広報に載っていますけれども、何件くらいあるのかなというのちょっと知りたいところなんです、時間のこともありますので、次に進めさせていただきます。

次に、公共施設等総合管理計画に係る個別施設ごとの見直し計画について、再質問させていただきます。

先ほど町長の御答弁では、現在、プロジェクトチームをつくり検討中ということでした。しかしながら、個別の施設ごとに見てみると、種類、規模、数量ともそれぞれ多く、一度に着手していくことなど到底困難だと思われれます。

一方、計画年度の期間が20年あるとはいえ、方針にあるとおり、財政負担の軽減と平準化を目指すならば、早期にロードマップを作成し、可能なものから順次検討、着手していく必要があるのではないかと思います、この点について、先ほど決定していないということな

んですが、それでは、このロードマップをつくるかどうかということもあると思いますが、いつごろそういったマップを作成する予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） では、お答えさせていただきます。

九十九里町公共施設等総合管理計画に基づきます今後の事業展開について説明をさせていただきますが、当該計画では、各施設に対する基本的な方針を第3章、第4章で示しております。今後は、職員による公共施設等マネジメント推進のための本部と推進委員会を設置し、各施設の個別施設計画並びにインフラ長寿命化計画等の実行計画を策定していくというところでございます。

組織としましては、九十九里町公共施設等マネジメント推進本部、こちらは本部長を副町長、それから本部員としましては各課の課長、会計管理者、教育委員会及び議会の事務局長、それからその次の組織としまして公共施設等マネジメント推進委員会と、これは各課の課員、それから教育委員会の事務局、議会の事務局、こちらのほうから職員を出して、より具体的なところの活動をするというようなことにしております。

これらの中で、いつまでということにつきましては、個別施設計画並びにインフラ長寿命化計画との実施計画の策定期限を32年度末ということで進めてまいる予定でおります。ただし、施設の利用状況、整備等の状況を加味しまして、早期に計画を仕上げるということもございましょうし、じっくりとかけなければ結論がなかなか出ないということもあろうかと思しますので、この点については、進捗のほう若干それぞれの部署によって違いが出てくると。

ただ、全体としまして、1年間の中で結論を出すのであれば、いつまでにどのような段階を踏むのか、3年で結論を出すのであれば、3年の中でいつまでにどういうことをやるのかというような、ロードマップと先ほどありましたけれども、そういうものをつくりまして、さらにその進捗管理をしていくということで、決められた期限までにきちんとした成果を出せるようにということで、今のところは考えております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

一昨日も議論されました、将来いずれ到来する小学校の統廃合問題なども、廃止する施設の再構築、土地利用は、検討する上で大きなウエートを占めるとおられますので、今からで

も基本的な対応構想は考えていく必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

次に、既に廃園となった幼稚園、保育所、さらに今年度中に移転見込みのこども園についてお伺いします。

先ほど御答弁の中で、旧片貝幼稚園については、これは壊して土地を返す方向だということです。あと、急遽、きょう全員協議会で説明いただくという話がありましたが、豊海保育所。それから、現在のかたかいこども園が今度移るとなればその跡地。いずれも底地が賃借権契約の借地なわけですね。片貝幼稚園を返せば、3つ含めて年間300万の地代というふう

に計算していたんですが、片貝幼稚園だけでも返せば、4割、5割近いものが減るのかなど。ただ、総合管理計画の中を見ますと、地元自治区への譲渡だとか企業誘致などについても触れてあります。少なくとも、既に廃園とかになった幼稚園や保育所については、客観的に考えれば、一時的な費用負担は増えるにしても、この機に旧片貝幼稚園と同じように、施設を取り壊して、借地は契約を解除して返す、そのことしか考えられないような気がしますが、再度御見解をお聞かせください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） 私から、豊海保育所、作田保育所についてお答えさせていただきたいと思います。

作田保育所、豊海保育所ともに、まだまだ利活用できる施設ということで、利用については検討しているところなんですけれども、豊海保育所の借地の件というところでは、こちらについては、建物がまだまだ使えるということで、地権者の方にはその辺も含めてお話をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（高橋 功君） 鏑田議員に申し上げます。大分時間が少なくなってきましたので。

2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） 2番、鏑田です。

建物がコンクリートだから有効活用すると、それはわかります。わかりますけれども、じゃ有効活用が見つからなかった場合に、ずっと賃借料を払っていくのかということですよ。ね。

それから1点、御回答はいいんですが、後で調べてお聞かせいただきたいんですが、仮に園舎を取り壊して除却とした場合に、取り壊し費用については、特例債など財政面における特例措置が整備されているのかいないのか、これは後でお聞かせいただきたいと思いま

す。

この件に関して、参考に2点ほど教えてください。総合管理計画の中では、公共構築物は、今後、延べ床面積を25%削減するとありますが、この目標には保育所、幼稚園は含まれているのかどうか。また、本年3月に廃園となった、今お話の出た豊海保育所ですが、賃借契約の期間が30年で、廃園と同時に契約期間満了を迎えたと思いますが、更新契約はどのように対応したのか、これを教えてください。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） では、豊海保育園の借地の件でお答えさせていただきます。

地権者の方には、先ほども申しましたとおり、利活用等についてお話をさせていただいておりまして、契約のほうは1年ごとということで契約をしているところです。

以上です。

○議長（高橋 功君） 鍵田議員、あと5分ほどです。

2番、鍵田貴俊君。

○2番（鍵田貴俊君） じゃ、延べ床面積25%に含まれているかどうかは後ほどお伺いします。

先ほど、ロードマップを早くとお願いしました。これらの大きな難しい課題を進めていく上では、住民の理解と協力が欠かせないと思われまます。そのためには、計画の方向性を早くオープンにするということだと思えます。既に廃園となった片貝幼稚園跡も、壊す方向だとしても、既に施設の周りには夏草が伸びて、防災・防犯対策も対処していかなければいけない。いずれにしても頭の痛い問題には違いありませんが、先送りにする利点はどこにもないと思えます。ぜひ早期に賢明な御判断をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、インフラとしての道路管理についてお聞きしますが、先ほど町長のほうから、定例的な巡回で月2回、それから40路線について、25年度に一部、町道路面性状調査を行ったということでありましたが、これに関して、路面調査、25年にやって、今後やるとしても、路面性状調査、この調査と調査の間には当然ブランクの期間が出てくるんだと思うんですね。

そこで、その間を補う意味で、総合管理計画の中では定期的な巡回と表現していると思えますが、この状況の把握のため、月2回改めて巡回することもやってもいいんですが、日常の業務の中でカバーできないのかどうか。例えば、業務で町内に出かけたときに、常に路面の状況把握に心がけて、そして修理が必要だと気づいた箇所があれば、帰庁後に共通した一つの図面にみんなが結果を落とし込むと。そしてデータを積み重ねるなどの工夫も検討の余

地があると考えますが、この件についての御見解を最後の質問とします。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 鏑田貴俊議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

日常業務の中での巡回で得られる情報という御指摘でございますが、もう既に取り組んでいる部分もございます。各課の皆さんには、業務の間に出る機会も多うございますので、その場合に発見した場合には、まちづくり課へ一報くださいということで協力を得ております。そこで得られた情報は、まちづくり課の中では、紙ベースの地図になりますが、落とし込んで管理をしているという状況でございます。あわせて、町長答弁でもありましたが、月2回の定期パトロール、この辺も行って早期発見に努めているという状況でございますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 功君） 2番、鏑田貴俊君。

○2番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

少子高齢化の波、人口減少によって財政も厳しい、東千葉メディカルセンターの問題もある。そのような中で、八方塞がりと嘆くか、少しずつでも前に進むか。一つのヒントは、先ほども申し上げましたが、苦しいことも厳しいこともなるべくオープンにして、早目にみんなで議論することだと思います。そして住民の方々にも、時には互いに身を切る覚悟を感じてもらいながら、理解と協力を得ていくことだろうと思いますので、今後ともぜひ各施策に関し一層の御努力をお願いしたいと思います。

以上で再質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（高橋 功君） 暫時休憩します。再開は午後1時です。

(午前11時41分)

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時55分)

○議長（高橋 功君） 順次発言を許します。

通告順により、5番、浅岡厚君。

(5番 浅岡 厚君 登壇)

○5番（浅岡 厚君） 5番、浅岡厚です。

議長の御了解をいただきましたので、通告により一般質問をいたします。さきに行われました質問と重なる部分もあるかもしれませんが、御了承いただき、始めます。

アベノミクスも影をひそめ、既に死語となりつつある中、株価は海外投資家により一時2万円を超えるなど、マネーゲームだけはバブルに近いものがあります。政府は、一億総活躍社会、まち・ひと・しごと地方創生と、デフレ脱却を目指した施策を行っていますが、なかなか成果が見えてきません。

本町では、海の駅九十九里を核とした漁港後背地の整備と、雄大な自然に恵まれた九十九里浜を最大限に生かした交流人口の増加による地方振興、地場産業の活性化を目指しているところです。太平洋を望む延々と続く白い砂浜は、我が九十九里町にとって、かえがたい財産であり、最大の魅力であると思います。

町の発展には、この財産である海岸を有効に活用していくことが必要と考えます。観光立地を目指す我が町にとって、海水浴を主とした観光事業は重要な産業であり、最大の強みでもあります。観光客の減少は町の死活問題となり得ることと考えます。

そこで、海岸の保全について伺います。

日本各地で、さまざまな理由により海岸侵食による汀線の後退が進み、砂浜の消滅が問題となっています。九十九里浜においても、昨年までに海岸侵食のために14カ所の海水浴場が開設できないこととなりました。幸い九十九里町では例年どおり開設することができましたが、年々砂浜が後退していることは確かです。町は、観光資源であり、漁業・海洋資源でもある砂浜を海岸侵食問題からどのように保全していくのか、考えをお聞かせください。

また、海岸侵食は、土砂供給量の減少や地球温暖化による海面上昇が一因であると考えられます。温暖化の影響は、海面上昇にとどまらず、各地で異常気象を引き起こし、時には高潮やゲリラ豪雨による災害を引き起こしています。

本町の県道飯岡一宮線沿いや、旧県道沿いのいわゆる納屋地区においては、海拔が低いため、常に津波、高潮を含めた水害に脅威を感じているところです。特に真亀川の河口付近は常に土砂が堆積し、河川上流からの水の流れを阻害しているため、豪雨による水害も懸念されます。河川機能の維持、向上が防災の観点から今以上に必要と思われませんが、本町はこれについてどのように考えているのか、地域住民の不安を払拭するためにもお示しください。

また、海岸侵食対策の推進に伴い、河口の堆積土が一層増加すると考えられますが、これからどのような影響を想定し、対策を講じていくのか、町の考えをお答えください。よろし

くお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（高橋 功君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の御質問にお答えします。

初めに、海岸侵食に対する町の取り組みについてをお答えいたします。

海岸侵食対策をどのように進めていくのかとの御質問ですが、千葉県では海岸侵食対策について、九十九里浜侵食対策検討会議により、広域連携を図りながら検討を進めているところですが、町では、検討会議の内容について関連部署と情報を共有するとともに、関係機関などから意見を求め、海岸侵食対策の早期実現に向けて県へ要望してまいります。

次に、河川堆積土に対する町の取り組みについてお答えします。

1点目の、堆積土による災害を含めた、特に真亀川地域住民への影響をどのように解消していくのかとの御質問ですが、真亀川の堆積土については、河川を管理している千葉県山武土木事務所において、昨年度、河口部の掘削工事を実施したところです。町では、堆積土による河川水位の上昇や河川への排水が妨げられないよう、毎年、知事との意見交換会や県の当初予算編成に関する要望書等により、真亀川の堆積土の掘削について要望しているところでございます。

2点目の海岸侵食対策に伴う影響をどのように考えているのかとの御質問ですが、3月に行われた九十九里浜侵食対策検討会議において、河口部の堆積土を養浜材料として有効利用した事例が紹介されておりますが、九十九里浜全域での侵食対策手法についても、現在検討が進められております。

町では、海岸侵食対策に伴う堆積土の有効利用とあわせ、浸水被害を未然に防止するため、河道掘削の実施を県に要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、浅岡議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） 5番、浅岡です。

海岸侵食について再質問させていただきます。御答弁ありがとうございました。

県では、今年1月23日と3月15日に九十九里浜侵食対策検討会議を開催し、ヘッドランド

の設置と、砂を海上投入して行う養浜を主軸とした侵食対策を進めていくというようなことが報道されておりました。この会議のメンバーですが、どのようなメンバーで、どのように決められたのかということと、町長はこの会議に個人として参加しているのか、それとも町全体の代表として参加しているのか。また、町はこの県の計画のまま進めることが妥当と考えているか、御答弁願います。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 浅岡議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のメンバーでございますが、今回の県の九十九里浜侵食対策検討会議のメンバーは、学識経験者が5名で、海洋建築工学、環境社会部門生態工学、水産土木工学などの学識経験者となっております。また、海岸利用者からは、海匠と九十九里漁業協同組合の組合長、それと九十九里ライフセービングクラブ、一宮町サーフィン業組合で4名となっております。また、沿岸市町村では、旭市から一宮町までの首長9名、合わせて18名で構成されているというものでございます。

それと、町長はどのような立場で参加しているかとの御質問かと思いますが、九十九里町を代表して参加しているというものでございます。

県の計画が妥当なものかということでございますが、この九十九里浜侵食対策検討会議では、町長答弁にもありましたとおり、対策内容については随時検討がなされて、進められていくというふうに聞いております。

いずれにしましても、県ですとか九十九里浜侵食対策検討会議などから出される情報につきましては、役場内の関連部署はもとより、地元関係者とも共有し、意見を求めつつ取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

今、県の計画について妥当かどうかというのが答弁なかったんですけども、ヘッドランド方式は、一宮海岸と飯岡でもって実施を實際されています。突堤の部分には砂の堆積が見られますけれども、そのほかの部分では侵食が一層進み、海岸の大幅な後退が進んでいるということになっております。また、ヘッドランドとヘッドランドの中央部では、離岸流、いわゆるこっちで言う「みお」が発生して、海水浴に不適切な構造となっているというような報告も受けております。

その中で、先ほど九十九里浜侵食対策検討会議のメンバーを聞いたわけですが、県では今、一宮の魅力ある海岸づくり会議、これがやっぱり侵食対策であります。それと匝瑳の魅力ある海岸づくり会議という、2つの海岸侵食に対するやつが各市町でもって構成されているわけですが、これの全ての会議の会長が同じ人、日大の特任教授、近藤さん。副会長が日大の客員教授の宇田さん、委員が九州大学の准教授の清野さんという、同じ人が会長を務めて進めて、ヘッドランドで今までやってきたわけですから、ヘッドランドを押し進めようとするような動向があるのは当然だと思います。

ただ、観光資源である海水浴場の保全を含めた侵食対策だと、沖合に海岸線と平行に堤体を設置した離岸堤方式とか、そういうものによって海岸保全をしていくべきではないかと。前回でも言ったんですけれども、それについてどのように町は考えているのか。また、先ほど言ったように同じようなメンバーで構成された場合、偏った方向性とか、偏った意見になっているのではないかとというように懸念されますが、町のほうはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

九十九里町から、今回の千葉県九十九里浜侵食対策検討会議の会議の前に意見照会がなされておりまして、その中では、真亀川の河口部分については堆積がなされるということからヘッドランド方式で、その他の場所については、離岸堤や人工リーフなどで高潮などの軽減もできることから検討したいということで、意見提出した経緯もございます。

今後につきましても、地域や海岸利用者等の関係者との合意形成が必要不可欠であると思っておりますので、関係機関とも情報共有し、意見を求めつつ取り組んでまいりたいと思っております。

議員御指摘のとおりの本会議のメンバーでございますが、千葉県九十九里浜侵食対策検討会議のメンバーも同じ学識経験者のメンバーとなっております。その中で示される案が偏ってくるというような御指摘かと思いますが、この会議につきましても、今後の事業につきましても、侵食対策の進め方として、予測結果と測量結果との対比や生物等への影響を把握するためモニタリング調査を行って、その対策の効果と検証を実施し、修正、改善を行って進めていくこととされておりますので、今後、その辺での影響も考慮されて対策等が講じられるようになっていくと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

先日、5月26日に県の市長会がありまして、その中で、白里海岸の侵食対策の国による直轄事業の新規採択という記事が載っておりました。白里海岸を初め南九十九里浜の海岸侵食対策並びに養浜事業に関し、国による直轄事業として新規対策をするということで、県の市長会では、これを関東支部のほうに要望書として上げるというのが載っておりました。

当然、九十九里浜全体の問題ですので、各市町村の横の連携も必要ではないかと思われまので、その辺も含めて事業を進めていただきたいと思います。

では、真亀川の堆積土についてお伺いいたします。

今の対策をしていくと、これ以上に堆積土が増えるような感じを受けますけれども、河口の突堤は今のままでよいのかと。先ほどヘッドランドというような話がありましたけれども、実際に九十九里浜の県の対策会議ですと、河口のところには何も施策されていなくて、真亀の海水浴場あたりにヘッドランドができるような図面が載っておりました。河川の維持を含めての海岸侵食対策が必要ではないかと思われま。その辺どのようにお考えか、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 真亀川堆積土の影響ということでございますが、議員御指摘のとおり、県から示された図面では、ヘッドランドではないというお話でございますが、私が確認した資料を見ますと、真亀川河口付近にはヘッドランドの図があるのかなと思っております。そのほかの場所については、当初示されていた図面を見ると、九十九里町地先には幾つかのヘッドランドが予定されていたようですが、その辺については変更されているような図面も見受けられております。いずれにつきましても、この会議の中で検討されていくものであるのかなと思っております。

あとは、堆積土の防止ということでは、対策会議の中でも、養浜材料ということで使われていくことが検討されているということでございますので、養浜材料に堆積した砂を取り除いていただく方向であれば、真亀川の河口の河道の確保が容易になると思われまので、その辺についても機会を捉えて要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

防災関連を一番最初に質問したと思うんですけども、防災の観点からどのようなことが

必要かということも、これは多分、総務課のほうの担当となると思うんですけれども、答えただけでなかったんですけれども、前回の一般質問でもありましたけれども、海岸侵食対策について、いろんな工法ですとかありますけれども、それはまちづくり課がやると。災害については総務課がやると。また、漁港問題については産業振興課という、一つの侵食問題で各課にまたがった課題が多々出てくると思います。

前回、答弁でもって、そのような話し合いをする会議の場所が必要ではないかという御質問をしましたら、今まである町観光推進協議会がこれに当たるというような答弁がありました。

ただ、千葉県ホームページに、魅力ある海岸づくり会議として、「海岸の整備は、海岸保全基本計画に定めた「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」を基本として進めるが、地域の意向や特性に応じたきめこまやかな海岸づくりを推進していくためには、各海岸ごとに地域住民や関係団体の意見を反映した計画を策定し、防護・環境・利用が調和した総合的管理を行うことが望ましい。このため、新たに整備に着手する海岸については、海岸ごとに市町村を主体として海岸に関する地域団体および地域住民などからなる「〇〇海岸の魅力ある海岸づくり会議」——先ほど言いました一宮と匝瑳、それがこれに当たると思うんですけれども——等の地域会議を創設し、地域の意見を反映した整備を推進することとしている。」というふうになっております。当然、これから海岸侵食対策等を進めていく場合には、この会議が必要になろうと思います。

前も言いましたけれども、海岸侵食対策をしますと、河川の堆積土の促進とか、漁港内の堆積土が増えるというような弊害も考えられますので、この協議会を当然立ち上げなければいけないと思いますけれども、町は今後どのように対処していくのか、これは町長のほうに御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） まちづくり課長、南部雄一君。

○まちづくり課長（南部雄一君） 真亀川の堆積による災害の捉え方ですが、真亀川の河川機能が維持されていくことが重要であると考えておりました。そのためにも河口付近の土砂堆積というのは重要な作業になると思っております。先ほども言いましたが、堆積土のしゅんせつについては、河川管理者である山武土木事務所もしくは県等へ要望してまいると考えております。

それと、地域協議会の立ち上げもあったほうというお話でございますが、それに値する会議としては、既に南九十九里浜の沿岸の横の連携という部分におきましては、南九十九里

浜保全対策協議会がつくられておりまして、この協議会の中でも、広域連携を見据えて要望活動もしてまいる団体でございまして、その中でも海岸侵食対策の話題も出ております。

また、先般開催された会合におきましては、この協議会に地元漁業協同組合も加盟しておりますことから、その会合の中で、漁業者の参加や意見をもっと取り入れてほしいと、あと、片貝漁港のしゅんせつ土を養浜に活用してほしい等の意見も出されておりました。そういった関係機関とも情報を密にして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議 長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） ありがとうございます。私、町長に答弁を求めたいんです。

今、課長のほうからあったのは、南九十九里浜とありますけれども、私が言っているのは、県の指導している中でもって、市町村を主体として、広域なものじゃなくて、あくまでも九十九里町としてやりなさいというような意見だと思うんです。

なぜ最初に、大矢町長が千葉県九十九里浜侵食対策検討会議に出られているのは個人か、それとも代表かと質問したかといいますと、九十九里町としての意見が統一されているのかどうか、それを持って町長がその場に臨んでいるのかということがあったので、そのような質問をいたしました。

再度質問いたします。九十九里町を主体としてこのような会議をこれからつくってやっていくのかどうか、御答弁願います。これは町長でお願いします。

○議 長（高橋 功君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいまの浅岡議員からの御質問にお答えします。

どうしても私の一言が欲しいようですので、それでは申し上げます。

ただいま課長のほうから答弁がありました。多分歯切れが悪いところもあったと思います。それは深くおわびします。というのは、始まったばかりで会議も進行中で、まだこれといった決定はしていませんので、その点で課長は多分、言えることと言えないことがあるので、考えながら答弁していたと思います。

浅岡議員のおっしゃっているのは、要するに今の工法ではちょっとまずいんじゃないかというように聞こえるんですけども、それでいいんですか。

（発言する者あり）

○町 長（大矢吉明君） 暫時休憩してください。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

(午後 1時24分)

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時25分)

○議 長（高橋 功君） どうぞ。

○町 長（大矢吉明君） 町全体としては考え方は統一されておりますが、まだ議会との考え方は統一されておられません。ですから、そういう質問をされると、全部しゃべるわけにはいかないんです。ですから、ある程度こっちが答弁できるように質問していただきたいんです。

まだ始まったばかりですので、これから先があります。皆さんと相談し合いながら、市町村ごとの協議会ですね、そういうものをこれからは考えていかなければいけないのかなと思っております。ですからもう少しお待ちください。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

もう既に県のほうでは会議が始まっております。侵食対策も、日々侵食のほうは進んでいるわけですから、先ほど言ったように、地域住民や関係団体の意見を反映した計画を策定するというのに努めていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（高橋 功君） 以上で、一般質問を終結いたします。

◎日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（高橋 功君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

何点かお伺いしたいんですけども、今回、この延滞金についての税の改正条例というものもあると思うんですけども、そこを具体的に、こういった形の延滞金に、どのようになるのか。

それから、新しい住宅に関して、耐震や何かに関しての優遇ということだと思んですけども、これをまた詳しく教えていただきたいと思います。

全体的にこれを読むと、何か町長による課税方式がという言葉が大分出てきているんですけども、その内容を具体的にお願いします。

○議長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） 1点目の延滞金についてなんですが、延滞金に係る分については、延滞金の計算方法等が変わるものではございません。税条例につきましては、法人税関係となりますが、法改正に伴う引用条文の改正、引用条文が条ずれ等を起こしてございますので、その改正でございます。延滞金の計算方法には直接かかわるものではございません。

あと、新築住宅に係る優遇措置ということでございますが、新築住宅につきましては、今までも認定されておりました長期優良住宅につきましては、軽減措置が行われていたところでございますが、このたび、耐震改修及び省エネ改修が行われ、長期優良認定を受けた住宅に対しまして、改修工事が完了した翌年度に限り減額割合を3分の2に拡充するものでございます。現行でもあったわけでありまして、現行、耐震改修につきましては2分の1、省エネ改修につきましては3分の1の減額の措置がとられていたところでございますが、減額割合を3分の2に拡充することとされたものです。これにつきましては、改修年度の翌年の1年度限りということでございます。

町長に対する課税方式という文言がというところでございますが、個人住民税等配当等の課税方式等につきましては、総合課税、源泉徴収のみで申告不要、あるいは申告分離課税等の課税方式が選択できることとなってございました。その際に、確定申告が先にされた場合に、通常であれば、その確定申告に基づいて、町のほうでも住民税課税を行うところでありまして、確定申告が出された後に住民税申告がされた場合には、どちらを適用といたしますか、使用して課税するかということ町長が選ぶことができるということでございます。

以上であります。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 最後の、町長の課税方式って、そのどちらを選ぶことができるという、その選ぶ根拠は何ですか。例えば、税金が多少違うとか、どういった状況で町長がその課税方式を選ぶんでしょうか。何を基準にして。

○議長（高橋 功君） 税務課長、篠崎肇君。

○税務課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

明確にこれというあれが出ていないところなんですけど、条例上ですが、申告書に記載された事項、その他の事情を勘案してというところの文言しかございません。実際に出てきた申告書を確認しながら、その内容を精査した中で、どちらの課税方式を選ぶかということを選択していくということになるかと思えます。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 何か説明がいまひとつ、条例改正で言葉そのものも難しいんですけども、できれば条例改正の説明をするときは、例を1つぐらい挙げて、こういう例のときはこうこう、こういうことですよというような、今後説明をしていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

これを見させていただいたんですけども、内容を理解するまでに相当時間がかかるんじゃないかなと私は思います。

今、質問があったように、変更箇所、変更点、これを別紙で、その変更の理由、変更の内容、この辺を具体的に出していただければ、この内容が、変更が、ここに出ている議員さん方、よく理解してくれるんじゃないかなと私は思っているんですけども、これで理解してくださいというほうが私は難しいと思うんです。

ですから、別紙でこの概要をまとめたものを、やはりこれとプラスして資料をつけていただきたいと、これを要望いたします。

以上です。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 功君) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(高橋 功君) 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議長(高橋 功君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番(谷川優子君) 12番、谷川です。

これは軽減措置の範囲が上がるというふうに判断していいんでしょうか。2割、5割、7割軽減措置の対象が上がるということですね。ということは、今までよりも拡大されるということで、軽減措置を受ける住民が増えるというふうに判断していいんでしょうか。わかりました。

○議長(高橋 功君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 功君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第3号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）

○議長（高橋 功君） 日程第5、議案第3号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 谷川です。

1点だけお伺いしたいと思います。

毎年、教育費、目的寄附金ということで、妙智會さんから200万ずつ、いつも寄附をいただいていると思うんですけども、これは教育目的、教育以外には使えないと思うんですけども、それが具体的にどういった使い方を今後されるのか、内容をちょっと教えてください。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） これは、教育備品の供給でありますとか、工事等の改修が必要であったりということで、教育のための支出ということで、支出先は限定されるというものでございます。

以上です。

○議長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） それはわかります、目的があって寄附していただいているんですか

ら。具体的にどういった、例えば教材費だとか、毎年どのくらいのお金を、いただいたお金を充てているのか、具体的に教えてください。

○議 長（高橋 功君） 暫時休憩します。

（午後 1時53分）

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時54分）

○議 長（高橋 功君） 教育委員会事務局長、山口義則君。

○教育委員会事務局長（山口義則君） 額のほうの資料がないんですが、今まで、大きな改修等をする場合に、基金を一部取り崩し使用していた例はございます。

毎年利用しているわけではなく、必要に応じて財政部局と協議させていただいて、対応しているところがございますので、細かい資料、数字的な資料までは手元に持っておりませんので、この程度の回答で御勘弁いただきたいと思います。

○議 長（高橋 功君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

大規模改修だとかそういった施設に対してのものは、一般会計からきちっとやるべきであって、これはあくまでも子供たちに直接使えるようなものを、今、6人に1人の子が貧困家庭だという中で、例えば校外学習や何かに行く、あるいは音楽、クラブ、部活か何かで使う、そういった楽器や何かを、直接子供たちが使えるようなものに使っていただきたいと思います。何かかなり積み立てているようなので。お願いします。いいです、回答は。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

耐震診断の委託の関係なんですけれども、本庁舎の耐震診断、これには別に反対しているわけじゃないんですけれども、当初予算でのせなかったのは何ででしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議 長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えいたします。

公共施設の総合管理計画のほうで28年度末にでき上がるということで、当初予算のときには、まだ計画そのものが明確にできておりませんでしたので、計画ができた後、速やかに行動をとるというふうなことで、当初予算を計上する際にも、当初に盛るのがいいのか、計画が完成した後に速やかに行動するのがいいのかというところを協議した結果としまして、補正ということで、計画が出た後に速やかに行動をとって、次の段階に移行しようということでの補正という計上になりました。

以上です。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 9番、善塔です。

総合管理計画に基づいてという話ですけれども、本庁の耐震ということは、常日ごろ各議員からお話があって、早目に建てかえるとか、考えてしたほうがいいのか、質問等もあったと思うので、別に総合管理計画をもとにしてやることでもなく、議員からも話があり、ほかからも話があれば、よかれと思えば当初予算でのせることができたんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 議員のおっしゃることも一つの方法であったかと思っておりますけれども、申しわけございませんが、今回については財政部局との協議の中で、予算の計上の時期というものを、当初ではなく、計画ができた後に速やかということで、補正対応とさせていただきます。今後はまた、そのような考え方も一つあるということで、十分注意をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 9番、善塔道代君。

○9番（善塔道代君） 今後、こういう委託料というのは、当初予算でものせられるものであれば、別に補正をとらなくてもいいと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 功君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

本庁舎の耐震診断、これをやることについては全く問題ないと思っております。

それで、20年前くらい、平成10年ごろに1回耐震診断をしていると思うんです。そのときの内容についてどうだったのかを教えてくださいたいことと、それと、今回に至った経緯と

というのは先ほど聞きましたので、それは省きます。

概算の費用が658万8,000円、これだけかける必要性というのがどういうことなのか、教えていただきたい。

それと、この業者が、委託がされるわけですがけれども、何者ぐらい入札の予定があるのか。あとは、この耐震診断の期間というのがどのぐらい必要なのか、その辺を教えてください。

最後に、財調735万4,000円使いますけれども、残高が厳しい中で、最終的に今、残高はどのくらいになっているのか教えていただきたい。

以上です。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） お答えいたします。

まず、平成12年に前回調査をしてございます。調査の内容は、今回もそうなんですけれども、二次診断ということになります。これは一般的に、公共施設等の診断にとって有効であるというところのレベルの診断ということになります。

金額につきましては、3者のほうから見積もりをとりました。その中で一番価格の安い金額の提示があったもので、今回は補正のほうも要求を出させていただいております。今後、入札に当たりましては、金額に基づいて、定められた者数での入札ということになります。期間につきましては、おおよそ4カ月が必要になるということでございます。

今回の議会の初日に古川議員のほうから質問があった中で、1者の検査でいいんですかというようなことがございましたけれども、この中にはメインでやる審査の会社、そこから外に、それを検査をするもう一つの会社のほうにも出して、検査の方法や内容がちゃんと適正かどうかというところを第三者機関にももう一度審査をいただくということで、2段階の審査までをこの予算の中で行うということで、予算のほうは計上させていただいております。

それと、財調につきましてですが、6月1日の時点で、基金残高が7億3,357万9,000円と。これは平成29年度の予算の中に1億2,500万、これが財調のほうから繰り入れられるということで予算計上されておりますので、そちらを除いた後の金額ということになります。

以上です。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

5番、浅岡厚君。

○5番（浅岡 厚君） 5番、浅岡です。

6ページの3款2項2目15節工事請負費、先ほど豊海保育所のほうから空調設備を移設す

るというようなお話がありましたけれども、この器具自体がどのくらいの年数がたったものを移設されるのか。それと、新規でやった場合にはどれくらいの差があったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 功君） 社会福祉課長、中川チエリ君。

○社会福祉課長（中川チエリ君） お答えいたします。

今の豊海保育所からのエアコンの移設ということで、豊海保育所のエアコンがいつごろのということですが、豊海保育所のエアコンにつきましては平成18年のものがございます。業務用のエアコンの寿命は15年と言われているところでございまして、経過はしているんですけども、15年経過が平成33年というところになります。このころは園児数のほうの減少もありまして、クラス数も減ってくるということも想定の上での移設ということになります。

金額の差ですけれども、新品、新しいものを4台購入ということだと188万円程度が見込まれます。これを移設しますと76万程度でできるということで、その辺も考慮いたしまして豊海保育所から移設ということにいたしました。

過去に、作田保育所にありましたエアコンも、東保育所やかたかいこども園等にも移設したこともありまして、今回も使えるものは使うというようなところも考えた上での移設ということですので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

○議長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

耐震診断に関して質問します。

まず、これをやる本当の目的は何かということですね、まず1点目。

2点目が、48年もたったやつを、わざわざ600万以上お金をかけて耐震診断をやる必要があるのか。建築基準法とかも兼ねてお答えください。

3点目に、九十九里町は残念ながら、標高、台地の上においては3m以上はない。避難場所はほとんどない。だったら、早く庁舎を標高20mくらいまでのものを建てて、避難場所を併設できるようなものに早く建てたほうがいいんじゃないかと。いろいろ道路整備とかあるけれども、東金のほうまで逃げるにしてもこれはなかなか大変。だから、ふるさと創生資金とか、いろいろ税的な援助等を受けるような方法、日本全国を見ると、いろいろ数億もらったとかという話も結構あるわけですから、この辺について質問します。

最後に、2011年の3.11東日本大震災のときの庁舎の被害、そういうものはどうだったのか、

また、そのときには耐震診断はやらなかったかどうか、その点について質問します。

○議長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） まず、本当の目的というようなお話がありましたけれども、これはやはり、とにかくこの建物の耐震というものをまずはっきりとさせまして、その上で補強でどれぐらい費用をかけて対応できるのか、だめであれば建てかえというものを考えなきゃいけないわけですが、その費用を捻出するのも簡単に出てくるものではございませんので、まずは補強をしながら、必要な資金を積み立てていくというようなことの時間的なものを確保できるのかどうかということを考えるためにも、今回、耐震診断をして、どれぐらいの強度があるのかということで、耐震補強でいけるか、それがだめなのかということをはっきりと確認をしたいというところでございます。これが必要性も含めてということになるかと思えます。

それから、避難所の機能をあわせ持つということでございますけれども、当然、新しく庁舎を建てるというような場合には、議員のおっしゃるようなことの全てをかなえるというのは、本当に平らなところありますので難しいとは思いますが、少なくとも、多少の避難先として、一時的な避難先として機能すると同時に、災害のときの本部としての機能がきちんと継続できるというようなことを求めて建てるというのは、これは当然のことだというふうに思っております。

それから、東日本の震災のときの被害はどうかということでございましたけれども、大きくどこかが損壊したというようなことはなかったように聞いております。揺れがありましたので、多少剥げ落ちるというか、そういうところはあったように聞いておりますけれども、著しく被害を被ったというようなことは、私は今の立場のところでは聞いてはおりません。

以上でございます。

○議長（高橋 功君） いいですね。

（発言する者あり）

○議長（高橋 功君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時09分）

○議長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時11分）

○議 長（高橋 功君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） 申しわけございません。

まず2点、回答がおくれておまして、1つは、3.11の後の耐震対応をしたかということであったかと思いますが、これについては、特段の耐震のための調査も補強工事のようなものもしてはございません。

それと、この建物そのものが48年経過しておりますので、その当時の建築基準法と当然強度的なものは違っておりますので、そもそもこの建物が今の建築基準法に合致はしていないというのは明らかどころでありますので、ただ、その上で求められる強度に、どういうふうにしたら対応できるかというようなところを探るために、今回の耐震診断をすることで、対応が可能なのか、できないのかということも、一つ確認をするための方法ということでございます。

○議 長（高橋 功君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 私が一番聞きたかったのは、当時の図面があれば、どのような材料を使っていけばということがわかれば、この議場の中にも一級建築士さんがいるわけだから、ある程度の耐震のことはわかると。だからその辺のところをちょっと聞きたかったんだけど、少しわざわざおつむの体操的な質問したものだから、ちょっと戸惑ったというのもある。そういうことです。

ただ、お金を600万以上かけるんだから、今度は、ただ建てるか、耐震に合ったような建物に直すか、そういう問題だけじゃなくて、もっとこの地域の地盤の対策とか含めているんなことを踏まえた、どうせお金を600万以上もかけるということを決めちゃったんだらうから、その辺も踏まえて、将来の庁舎を建てるだけじゃなくて、九十九里町住民が家を建てるに当たっても、何か参考になるような、資料になるようにしてください。

終わります。

○議 長（高橋 功君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 平成29年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（高橋 功君） 日程第6、議案第4号 平成29年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、戸田佳子君。

（提案理由説明）

○議長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号 平成29年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時35分です。

(午後 2時18分)

○議 長（高橋 功君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時32分)

◎日程第7 議案第5号 九十九里町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（高橋 功君） 日程第7、議案第5号 九十九里町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号 九十九里町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号 九十九里町学校給食センター運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（高橋 功君） 日程第8、議案第6号 九十九里町学校給食センター運営に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町学校給食センター運営に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることにつ
いて

○議 長（高橋 功君） 日程第9、議案第7号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を
求めることについてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 議案第7号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること
についてですが、固定資産評価員につきましては、地方税法第404条の規定により、固定資
産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置すること

と定められております。本町は、従来より税務課長の職にある者を充てております。

このたび、平成29年4月1日付の人事異動において、新しく税務課長に任命した篠崎肇課長を固定資産評価員に選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり同意されました。

◎日程第10 議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて

○議 長（高橋 功君） 日程第10、議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由ですが、平成29年6月13日をもって任期満了となります篠崎勝造氏の後任として、九十九里町片貝在住の鈴木智氏を固定審査評価審査委員会委員として選任するものでございます。

鈴木氏は、本町職員として永年勤続され、学識経験も豊富であり、住民からの人望も厚い人格者でございます。また、税業務も経験し、固定資産に関する知識も豊富で、地域の状況にも詳しく、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、選任するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 功君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり同意されました。

◎日程第11 報告第1号 平成28年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋 功君） 日程第11、報告第1号 平成28年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（趣旨説明）

○議長（高橋 功君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第12 議員派遣の件

○議長（高橋 功君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、平成29年6月28日に山武郡市議会議員研修会が開催されます。この研修会に議員全員を、また平成29年7月19日、20日に山武郡市議会議長会視察研修会が開催されます。この研修会に浅岡厚君を、お手元に配付いたしました議員派遣の内容で派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、山武郡市議会議員研修会に議員全員を、山武郡市議会議長会視察研修会に副議長、浅岡厚君を派遣することに決定いたしました。

◎日程第13 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

○議長（高橋 功君） 日程第13、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

教育福祉常任委員会の審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、古川徹君。

（教育福祉常任委員会委員長 古川 徹君 登壇）

○教育福祉常任委員会委員長（古川 徹君） 報告いたします。

教育福祉常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（高橋 功君） 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 功君) 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第14 請願第3号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議長(高橋 功君) 日程第14、請願第3号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

教育福祉常任委員会の審査の結果について、教育福祉常任委員会委員長より報告を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、古川徹君。

(教育福祉常任委員会委員長 古川 徹君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(古川 徹君) 報告いたします。

教育福祉常任委員会に付託されました「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(高橋 功君) 教育福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

教育福祉常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第15 請願第4号 作田岡悪臭公害に関する請願書

○議長（高橋 功君） 日程第15、請願第4号 作田岡悪臭公害に関する請願書についてを議題といたします。

開発常任委員会の審査の結果について、開発常任委員会委員長より報告を求めます。

開発常任委員会委員長、内山菊敏君。

（開発常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇）

○開発常任委員会委員長（内山菊敏君） 御報告申し上げます。

開発常任委員会に付託されました作田岡悪臭公害に関する請願書について、請願の趣旨及び目的について、本委員会で慎重審議した結果、行政によって指導することが必要であると認め、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（高橋 功君） 開発常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

作田岡悪臭公害に関する請願書の賛成討論を行います。

今、開発常任委員会では採択というお返事をいただきました。しかし、より多くの議員に賛成の立場に立ってほしいので、賛成討論を行います。

請願は、私たち国民の権利の一つとして、憲法16条に請願権として定められています。その内容は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」というものです。

地方自治政治における請願は、地方自治法第124条、125条で地方議会に対するものと定められています。地方議会に提出する請願は、地域住民の要求を実現するために重要な権利の一つです。

請願の事例として、神奈川県川崎市の高津区マンション建設計画がありました。1日最大で7時間も日陰になるマンション計画に、近隣住民は住民の会を結成し、日照権被害の軽減を求めて署名運動に取り組み、4,800人分の署名を集め、請願として川崎市議会に提出しました。市議会のまちづくり委員会でこの請願が採択され、各新聞社も取り上げ、記事になりました。このように、住民の粘り強い働きかけが市長を初め議会や行政を動かしました。まちづくり、環境、健康福祉など、関係局長がマンション業者を呼んで指導することになり、結果、マンション計画は撤回されませんでした。マンションの戸数を減らすなど、日照権被害の軽減を図ることができました。こうした請願は、地域住民の切実な要求を実現し、解決の方向を示すものとなります。

今回の作田岡区の請願は、堆肥施設となっているビニールハウスの近隣住民にとって、悪臭に加え、ハエの被害についてです。作田岡区長に5月11日電話で、事業者より堆肥製造作業は終了するとの連絡がありましたが、その後、町に対し事業者代理人より、堆肥製造作業の終了ではなく、当分の間の一時休止との文書での回答でした。二転三転する業者の言動に近隣住民は振り回され、大きな不安の中にいます。

町議会に出された請願の内容は、まず第1に、区民に情報公開を周知するための文書の提出、そして第2に、現在稼働している堆肥の除去終了の期日の提示、終了後の施設内部の堆肥、機械等の移動作業の日程、4、内部のハエ等の駆除、外部に垂れ流しされている汚水、水たまりの改善。以上のことを記述したものの業者からの書面の開示を住民は求めています。

半年近くも悪臭、ハエ被害の苦しみに耐えてきた近隣住民の苦痛を感じてください。窓もあけられない、洗濯も風向きを見ながら家干しをしたり、そんな被害に耐えてきたことを考えてください。

以上が作田岡住民の思いです。この切実な願いにぜひ応えていただき、請願の議会での採択をお願いし、私からの賛成討論といたします。

○議 長（高橋 功君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

開発常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（高橋 功君） 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議 長（高橋 功君） お諮りいたします。

ただいま古川徹君外4名から、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議案を配付いたします。

（発議案配付）

○議 長（高橋 功君） 発議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 配付漏れなしと認めます。

発議案第1号及び発議案第2号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号及び発議案第2号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

○議 長（高橋 功君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関

する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、古川徹君。

(教育福祉常任委員会委員長 古川 徹君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(古川 徹君) 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月9日。

提出者、九十九里町議会議員、古川徹。賛同者、鍵田貴俊、同石橋和雄、同谷川優子、同浅岡厚。

九十九里町議会議長、高橋功様。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願います。

○議長(高橋 功君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高橋 功君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 功君) 起立全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議案第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について

○議長(高橋 功君) 追加日程第2、発議案第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育福祉常任委員会委員長、古川徹君。

(教育福祉常任委員会委員長 古川 徹君 登壇)

○教育福祉常任委員会委員長(古川 徹君) 発議案第2号 国における平成30年度教育予算
拡充に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議
規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年6月9日。

提出者、九十九里町議会議員、古川徹。賛同者、鏑田貴俊、同石橋和雄、同谷川優子、同
浅岡厚。

九十九里町議会議長、高橋功様。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願います。

○議 長(高橋 功君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これ
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(高橋 功君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議案第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(高橋 功君) 起立全員であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 陳情第1号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見
書提出を求める陳情書

○議 長(高橋 功君) 日程第16、陳情第1号 日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力
を求める意見書提出を求める陳情書についてを議題といたします。

総務常任委員会の審査の結果について、総務常任委員会委員長より報告を求めます。

総務常任委員会委員長、善塔道代君。

(総務常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○総務常任委員会委員長（善塔道代君） 報告いたします。

総務常任委員会に付託されました日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

○議 長（高橋 功君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（高橋 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

日本政府に国連核兵器禁止条約推進の努力を求める意見書提出を求める陳情書について、賛成の立場から賛成討論を行います。

「人類は今、破壊への道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか岐路に立たされています。1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬に広島・長崎を破滅させ、数十万人の人びとを無差別に殺傷しました。真っ黒に焦げ炭になった屍、ずるむけのからだ、無言で歩きつづける人々の列。生き地獄そのものでした。生きのびた人も、次から次と倒れていきました。70年が過ぎた今も後障害にさいなまれ、子や孫への不安のなか、私たちは生きぬいてきました。もうこんなことは、たくさんです。沈黙を強いられていた被爆者が、被爆から11年後の1956年8月に長崎に集まり、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を結成しました。そこで「自らを救い、私たちの体験を通して人類の危機を救おう」と誓い、世界に向けて「ふたたび被爆者をつくるな」と訴えつづけてきました。被爆者の心からの叫びです。しかし、地球上では今なお戦乱や紛争が絶えず、罪のない人びとが命を奪われています。核兵器を脅迫に使ったり、新たな核兵器を開発する動きもあります。原則する1万数千発の核兵器の破壊力は、広島・長崎の2発の原爆の数万倍にもおよびます。核兵器は、人類はもとより地球上に存在するすべての生命を断ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にする悪魔の兵器です。人類は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。それらをはるかに上回る破壊力をもつ核兵器を禁じ

ることに、何のためらいが必要でしょうか。被爆者は、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、すべての国に求めます。平均年齢80歳を超えた被爆者は、後世の人びとが生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。あなたの家族、すべての人びとを絶対に被爆者にしてはなりません。あなたの署名が、核兵器廃絶を求める何億という世界の世論となって、国際政治を動かし、命輝く青い地球を未来に残すと確信しています。」。

これは、被爆者が署名を集めるときにつくった文書です。私が自分で賛成討論をつくるよりも、実際にこういう被爆者の声を賛成討論と私はしたいと思いました。

九十九里町も、1988年7月20日、非核平和都市宣言を決議しました。今や日本周辺では、核抑止力では限界が明確になっています。中国、北朝鮮との長い間の行き違いは、もはや抜き差しならないものとなっています。特に北朝鮮は、複数の弾道ミサイル同時発射、移動式発射台、日本の首都圏を核攻撃のターゲットにしています。今こそ、軍事対軍事の核抑止力をやめ、粘り強い対話路線へと切りかえるべきだと私は思っております。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋 功君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

総務常任委員会委員長の報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 功君） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 功君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋 功君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって平成29年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 3時14分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 高 橋 功

署 名 人 内 山 菊 敏

署 名 人 谷 川 優 子